

平成 23 年度

包 括 外 部 監 査 の 結 果 報 告 書

子育て支援に関する財務事務について

西宮市包括外部監査人

公認会計士 芝池 勉

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

1．報告書中の試算・推計の数値・金額

報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料をもとに行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

2．端数処理

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

目 次

第1編	外部監査の概要	1
第2編	子育て支援を取り巻く社会環境と事業概要	5
第1	西宮市の子育て支援の現状	5
【1】	子育てを取り巻く西宮市の状況	5
(1)	人口等の推移	5
(2)	保育等の状況	10
【2】	西宮市の子育て支援に関する事業の概要	15
(1)	国の取組と西宮市の取組	15
(2)	西宮市の重点施策と事業	17
(3)	子育て支援に関連する組織体制	19
(4)	子育て支援に関連する事業費と監査対象範囲	21
第3編	監査の結果及び意見	23
第1	総合所見	23
【1】	監査対象とした事業の概観	23
(1)	就学前児童の保育・教育に関する子育て支援について	24
(2)	就学後の児童に対する保育サービス	25
(3)	母子家庭等への支援	26
(4)	乳幼児等医療費助成事業	26
【2】	監査の結果及び意見の要約	27
(1)	合規性の視点から	27
(2)	経済性・効率性及び有効性の視点から	28
(3)	公平性の視点から	38
第2	各論	42
【1】	保育所関連事業	42
(1)	概要	42
(2)	監査の結果及び意見	58
【2】	幼稚園関連事業	68
(1)	概要	68
(2)	監査の結果及び意見	79

【 3 】子育て総合センター・児童館関連事業	85
(1) 概要	85
(2) 監査の結果及び意見	91
【 4 】留守家庭児童育成センター事業	95
(1) 概要	95
(2) 監査の結果及び意見	101
【 5 】母子生活支援施設関連事業	107
(1) 概要	107
(2) 監査の結果及び意見	111
【 6 】母子寡婦福祉資金貸付事業	112
(1) 概要	112
(2) 監査の結果及び意見	114
【 7 】乳幼児等医療費助成事業	115
(1) 概要	115
(2) 監査の結果及び意見	120

第 1 編 外部監査の概要

1 . 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2 . 選定した特定の事件

「子育て支援に関する財務事務について」

3 . 事件を選定した理由

西宮市では、これまで文教住宅都市としての優れた特性を活かしたまちづくりを進めており、特に阪神・淡路大震災以降は、その後の復興とともに人口の増加が続き、中学生までの子どもの数は増加傾向にあったが、一方で就学前児童数については減少傾向にあり、全国的な少子化の流れは、西宮市においても例外ではない。

西宮市の保育所の待機児童数は増加しており、近年、女性の就労機会の増加や就労形態の多様化等により、子どもを預けたい親が増えているため、保育需要は高まりをみせるものと思われる。また、核家族化等により子育てに悩みを抱く保護者は増加しており、行政として子どもや子育てを取り巻く環境変化への対応を図る必要性は高まっている。市が平成 22 年度に実施した「まちづくり評価アンケート」においても、子育て支援の充実については、住民の期待が高い分野であるとの結果がでている。

これまで西宮市では、子育て支援を重点施策の一つとして位置づけ、「子育てするなら西宮」をキャッチフレーズに、保育所整備や子育て総合センターの整備など様々な取組を進めてきた。

少子化対策としては、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 17 年 3 月に「西宮市次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成 22 年 3 月には「西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、地域の子育て支援の充実や待機児童対策などを推進している。

また、市の子育て支援施策を全市的な視点で進めるために、平成 19 年度には、健康福祉局内に「こども部」が新設された。

こうした中で、西宮市の子育て支援に係る事業費は年々増加している。

以上の点を総合的に勘案し、子育て支援に関する財務事務を監査テーマとすることは、重要かつ適時性があり、市民の関心も高いものと考え、これを監査対象として選定した。

4．監査対象期間

平成 22 年度。ただし、必要に応じて平成 21 年度以前及び平成 23 年度も監査対象とした。

5．監査対象部局

- ・ こども部
- ・ 教育委員会(主に幼稚園関連事業を担当する部局)
- ・ 医療年金グループ(乳幼児等医療費助成事業を担当する部局)
- ・ その他、子育て支援に関する財務事務の一部を担当していると包括外部監査人が判断する部局

6．監査の視点

子育て支援に関連する事業につき、 合規性、 経済性、 効率性及び有効性、 公平性の 3 つの視点に着目した。

合規性

- ・ 子育て支援に係る収入・支出に関する事務手続が、関連諸法令に準拠し、適正に執行されているか

経済性、効率性及び有効性

- ・ 子育て支援に係る事業の収入・支出は適切な水準であるか、効果的な支出がなされているか
- ・ 子育て支援に係る事業のサービス向上、経費削減努力は十分であるか
- ・ 子育て支援に係る事業の情報公開は適切に行われているか

公平性

- ・ 子育て支援に係る事務の執行は、公平に実施されているか

7．主な監査手続

主な監査手続は以下のとおりである。

西宮市が直接実施する事業については、所管課への質問、現地視察、関連書類の閲覧を実施した。

(公立保育所、公立幼稚園、子育て総合センター、児童館の一部)

補助や助成、貸付など金銭の交付を行う事業については、所管課への質問、関連書類の閲覧を実施した。

(民間保育所運営補助、私立幼稚園就園奨励助成、母子寡婦福祉資金貸付、乳幼児等医療費助成等)

委託料については、所管課への質問、関連書類の閲覧を行った。

指定管理者制度を導入している施設の管理運営に係る事業については、所管課への質問、現地視察、関連書類の閲覧を実施した。

(一部の児童館及び留守家庭児童育成センター、母子生活支援施設管理運営事業等)

料金の決定、減免については、所管課への質問、関連諸法令の確認を実施した。

(保育料、幼稚園保育料、育成料)

債権管理に係る事務については、所管課への質問、関連書類の閲覧、を実施した。

(保育料、幼稚園保育料、育成料、母子寡婦福祉資金貸付金)

なお、監査手続は原則として試査によっている。

8．監査実施期間

平成 23 年 7 月 4 日から平成 24 年 2 月 7 日まで

9. 包括外部監査人補助者

包括外部監査人を補助させるため、次の者を補助者に選任した。

学識経験者	高寄昇三
公認会計士	酒井 清、大川幸一、常峰和子、深川美幸、倉本正樹
会計士補	矢木勇二
公認会計士 試験合格者	滝本拓也、藤原由起
その他	壬生裕子

10. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2編 子育て支援を取り巻く社会環境と事業概要

第1 西宮市の子育て支援の現状

【1】子育てを取り巻く西宮市の状況

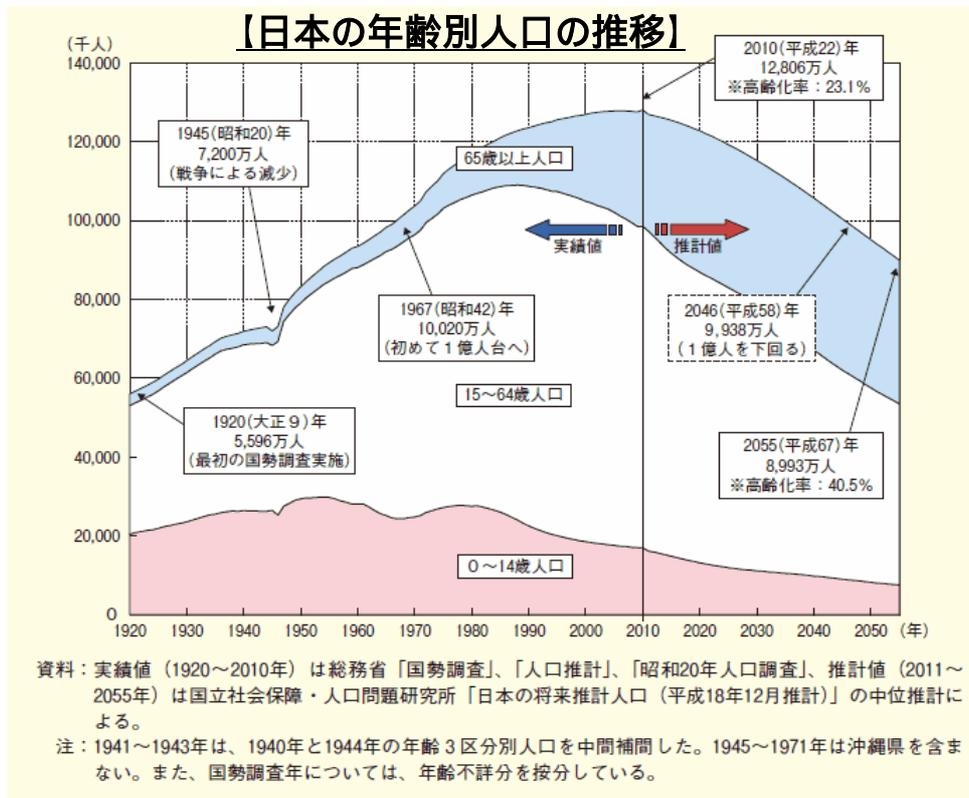
(1) 人口等の推移

1. 日本の年齢別人口の推移

全国的に、国民経済の発展に伴う所得水準の向上や衛生環境の改善、医療の発達などの背景のもと平均寿命が年々伸びている。また、近年女性の社会進出が進み、晩婚化や生涯未婚率の上昇などにより、女性一人当たりの生涯に出産する人数である合計特殊出生率が年々低下している。

このような状況において、日本社会は急速に少子高齢化が進み、今後本格的な超高齢社会を迎えると推測されている。

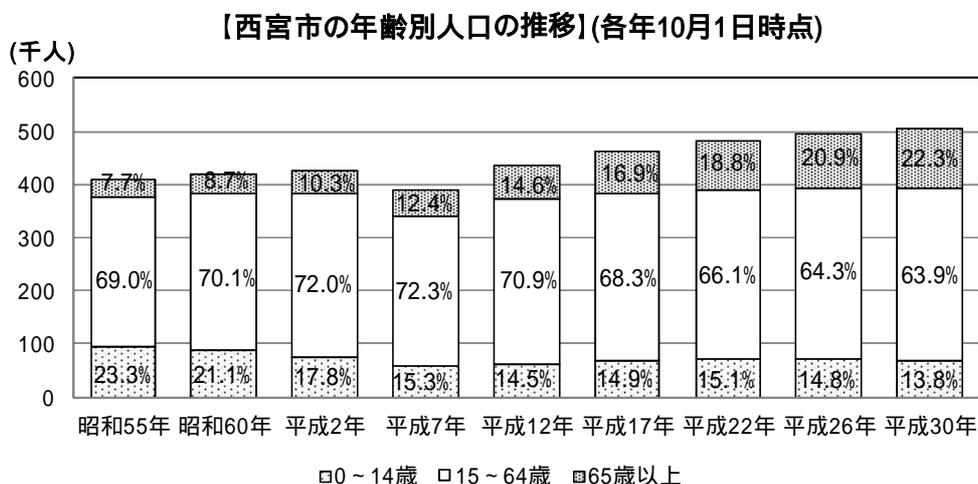
平成23年度の子ども・子育て白書によると日本の年齢別人口の推移は以下のとおりである。



(出所：子ども・子育て白書(平成23年))

2. 西宮市の年齢別人口の推移

ここで、西宮市の年齢別人口の推移をみると以下のとおりである。



(出所:「国勢調査」(平成22年まで、ただし平成22年は速報値)、「西宮市の将来人口推計報告書(平成19年6月)」(平成26年、30年))

西宮市の人口は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災の影響で一時的に減少したが、その後は阪急西宮北口駅周辺の都市再開発の影響もあり増加の一途をたどっている。今後も市の人口は継続的に増加し、平成27年前後には50万人に達すると推測されている。

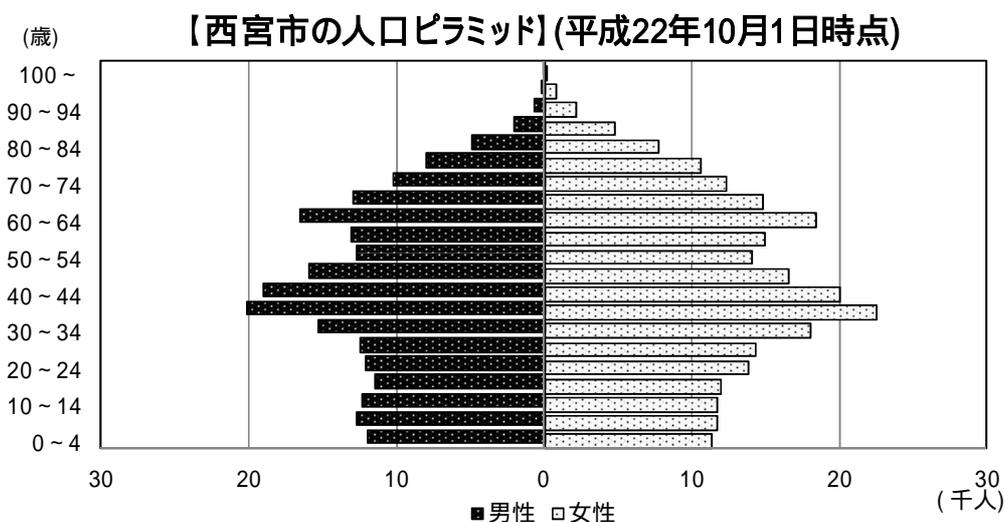
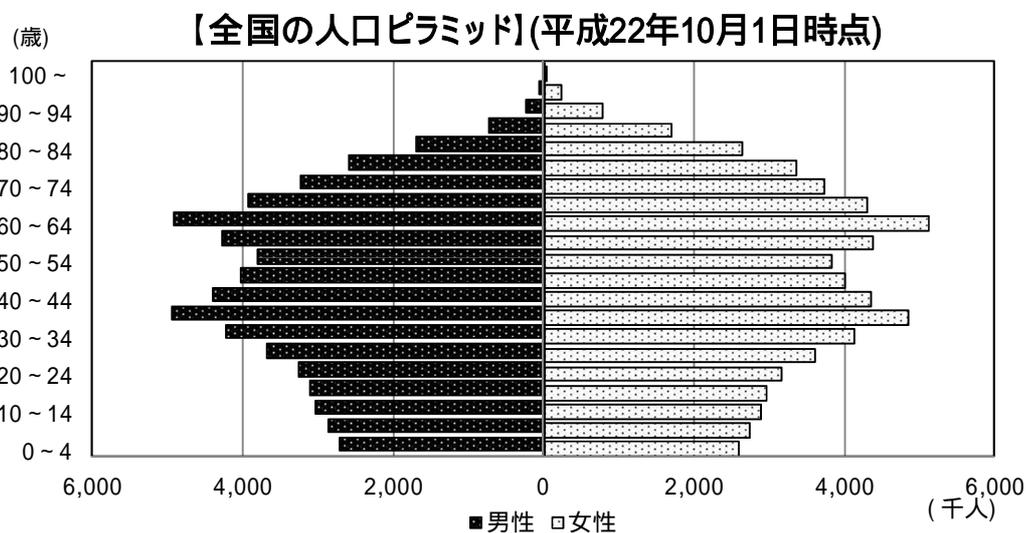
阪神・淡路大震災後の平成7年以降平成22年まで、0～14歳の人口全体に占める割合は14～15%の間でほぼ横ばい状態で推移している。

今後は、平成30年には0～14歳の人口全体に占める割合は14%を割り、非常に緩やかに少子化が進行していくと推定されている。これに対し、65歳以上の人口は昭和55年には人口全体の7.7%であったが、その後一貫して増加している。平成22年には65歳以上の人口全体に占める割合は18.8%まで増加しており、平成26年までに20%を超過する見通しとなっている。

以上のように現状では、西宮市は全国の動向と比較して高齢者の割合が少なく、子どもの割合が大きいという特徴を持つ。しかし、今後は全国的な動向と同様に、西宮市でも緩やかではあるが少子高齢化が進行すると推測されている。

3. 年齢区別の人口構造

全国の男女別・年齢別の人口ピラミッドと西宮市の男女別・年齢別の人口ピラミッドの比較は以下のとおりである。



(出所：平成22年国勢調査(全国・西宮市ともに))

西宮市では、全国的な傾向と比べると0～14歳までの年齢層が多い。特に0～4歳は人口全体に占める割合が全国で8.8%（男4.6%、女4.2%）であるのに対し、西宮市では10.3%（男5.7%、女4.6%）であり、西宮市の0～4歳の人口の割合は全国の割合を大きく上回っている。

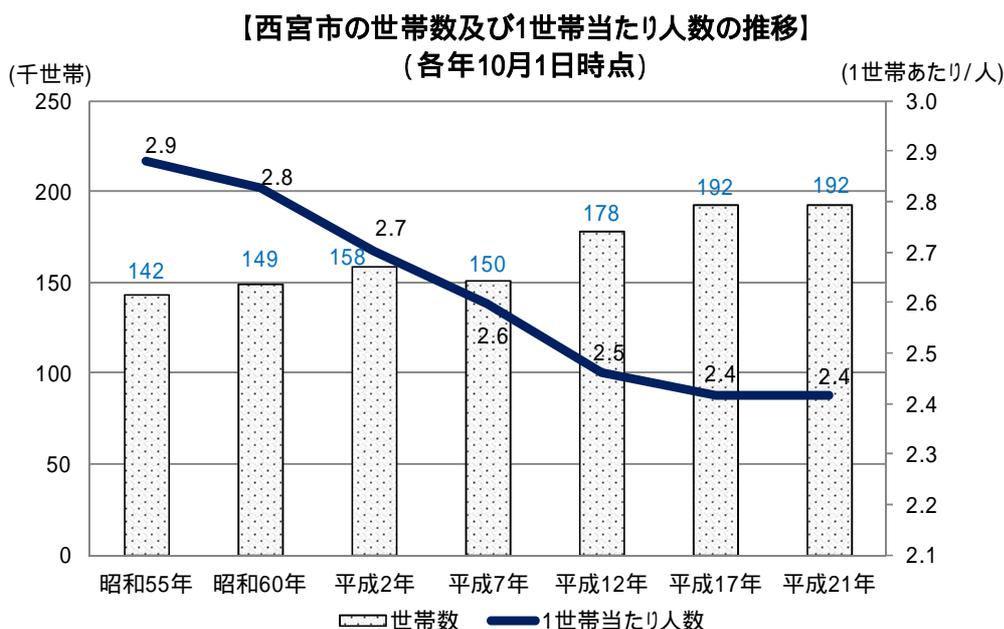
また、その親世代にあたる30代～40代前半においても人口全体に占める当該年齢の割合が全国で41.8%（男21.6%、女20.2%）であるの対

し、西宮市では 48.7%（男 24.9%、女 23.8%）と、西宮市の割合が全国の割合を大きく上回っている。

以上のことより、西宮市には子育て世代が多く居住しているといえる。

4．西宮市の世帯数の動向

西宮市の世帯数の動向と一世帯当たりの人数の動向は以下のとおりである。



(出所：国勢調査(平成 17 年まで)、西宮市推計人口(平成 21 年))

世帯数の動向は、阪神・淡路大震災の影響を受けた平成 7 年を除くと年々増加しており、西宮市に居住する世帯数は昭和 55 年から平成 21 年の約 30 年間で 35.1%増加している。

一方、前述のとおり、西宮市に居住する総人口も年々増加しているが、その増加割合は昭和 55 年から平成 21 年の約 30 年間で 21.6%に留まっている。

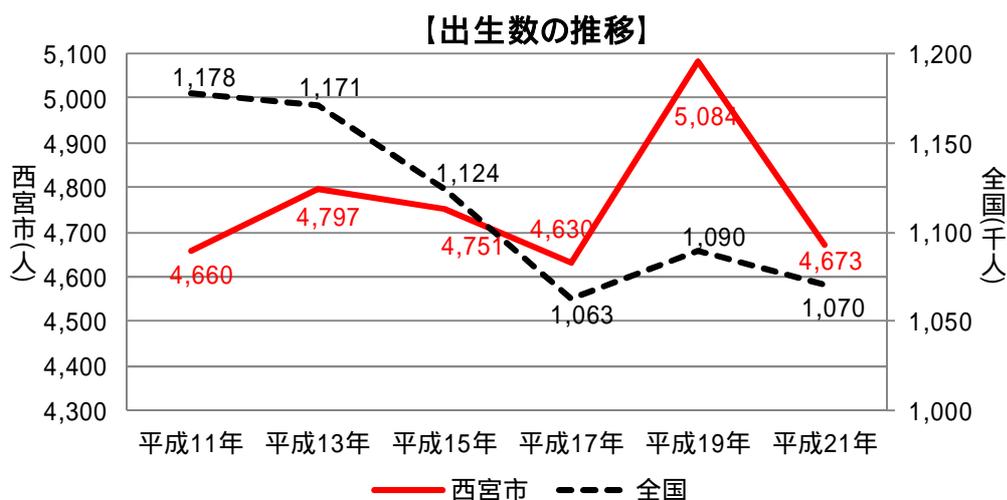
すなわち、総人口は増加しているもののそれ以上に世帯数の増加が上回っていることとなる。このため一世帯当たりの人数をみると昭和 55 年には 2.9 人であったのが平成 21 年には 2.4 人にまで減少している。

以上のデータより、西宮市では年々単身世帯あるいは夫婦、夫婦と子どものみにより構成される世帯が増加しており、いわゆる核家族化が進行しているといえる。

5 . 西宮市の出生の動向

以下のとおり全国における平成 13 年の出生数は 1,171 千人であるが、平成 21 年には 1,070 千人と約 8 年間で 9.1%減少しており、少子化が急激に進行していることが分かる。

これに対し、西宮市では平成 19 年を除くと、平成 11 年から平成 21 年の 10 年間で、4,600 人から 4,800 人の間で推移しており、出生数は大きく変動していない。

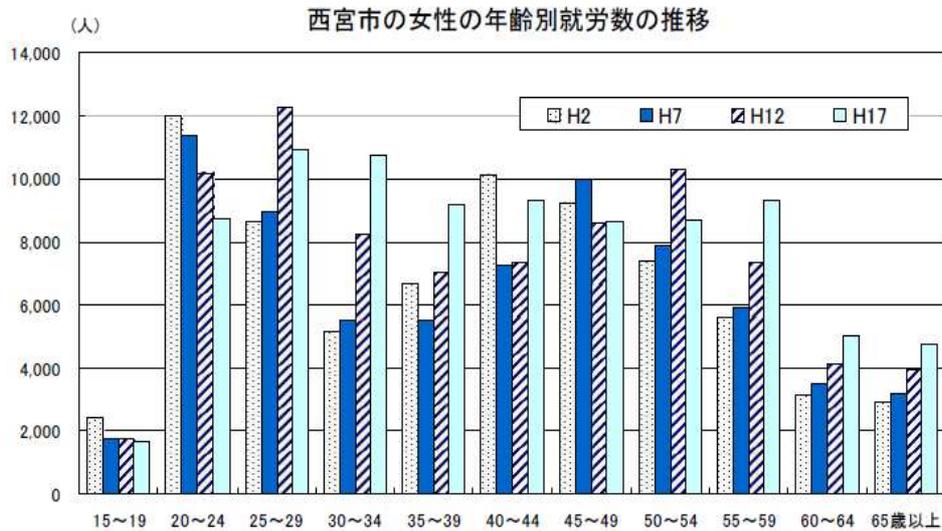


(出所：統計局「日本の統計 2011」(全国))

6 . 西宮市における女性就業の状況

近年価値観の多様化により「男性は仕事、女性は家庭」といった考えは薄れ、働く女性が増加している。また、昨今日本の経済状態が悪化しており生計を支えるため、働きに出る女性も増加している。

このような背景のもと、西宮市でもほぼすべての年齢層で働いている女性の数が近年増加しているが、特に 30~44 歳までの女性の就労割合が著しく増加しており、子育てをしながら仕事をしている女性の割合も増加していると考えられる。



(出所：西宮市保育所待機児童解消計画 平成 21 年)

(2) 保育等の状況

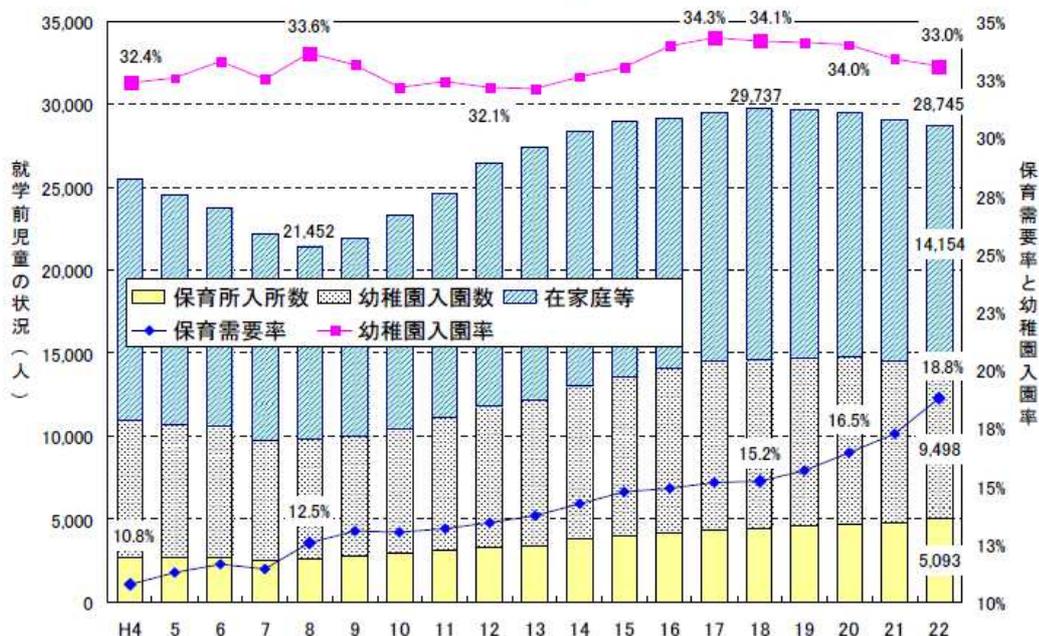
1 . 子育て支援増加の必要性和就学前児童の状況

西宮市では子育て世代の転入が多く、就学前児童も数多く居住している状態にある。また、子育て中の女性の就労率も高まってきているが見られるが、同時に核家族化も進んでいるため、子育てに身近な親族などの助けを得るのが困難な状態にある家庭が増加している恐れがある。以上のような背景により、西宮市による子育て支援の必要性は近年高まっていると考えられる。

西宮市次世代育成行動計画によると、西宮市に居住している就学前児童のうち幼稚園に入園あるいは保育所に入所している児童数は西宮市の人口の増加に伴って増加している。すべての就学前児童に対する幼稚園に入園している児童の割合(幼稚園入園率)は平成 8 年度には 33.6%であったのに対し、平成 22 年度には 33.0%であり、ほぼ横ばいの状態であることが分かる。これに対し、すべての就学前児童に対する保育所に入所を希望している児童の割合(保育需要率(注))は平成 8 年度には 12.5%であったのに対し、平成 22 年度には 18.8%に増加している。

(注) 保育需要率：保育所に入所を希望している子どもの数(保育所入所児童数+待機児童数)÷就学前児童数×100

保育需要率及び幼稚園入園率と就学前児童の状況の推移(西宮市)



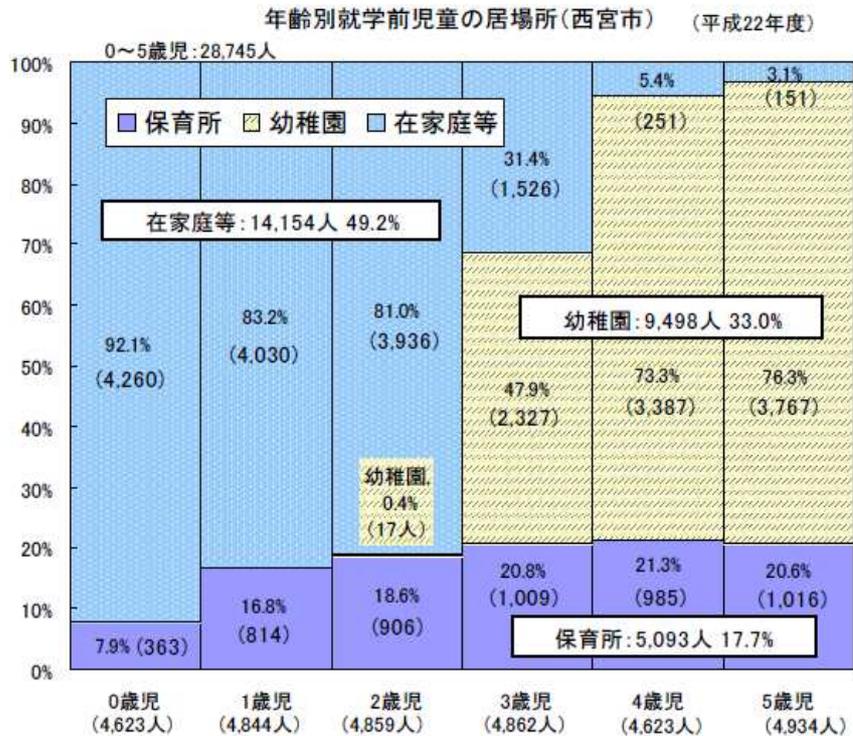
資料：西宮市健康福祉局こども部「保育所入所数」(4/1 現在)
西宮市教育委員会「幼稚園入園数」「就学前児童数」(5/1 現在)

2. 就学前児童の居場所

年齢別にみると、0歳児7.9%、1歳児16.8%と保育所の利用児童が0歳～1歳にかけて急増し、その後は著しい増加はみられない。これは、産後1年間前後の育児休業後、母親が働きに出るために保育所を利用する家庭が多いためであると推測される。

次に、幼稚園の利用児童は、3歳児で47.9%、4歳児で73.3%が利用している。

この結果、4歳児・5歳児では全児童の95%以上が保育所又は幼稚園を利用していることとなる。

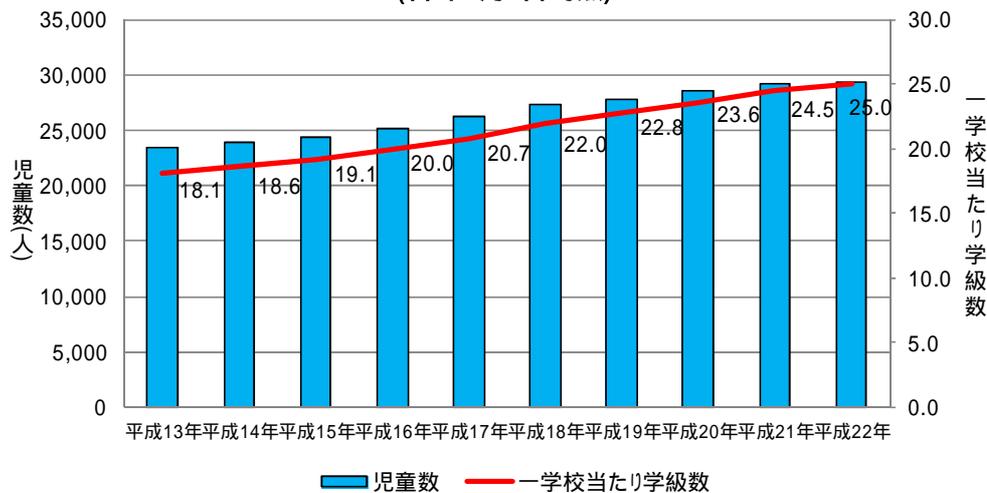


資料：西宮市健康福祉局こども部「保育所入所数」(4/1 現在)
西宮市教育委員会「幼稚園入園数」「就学前児童数」(5/1 現在)

3. 就学後児童の状況

西宮市で就学前児童の数が増加していることは前述のとおりであるが、同時に就学後の児童数についても増加している。

【公立小学校の児童数と一学校当たり学級数の推移】
(各年5月1日時点)



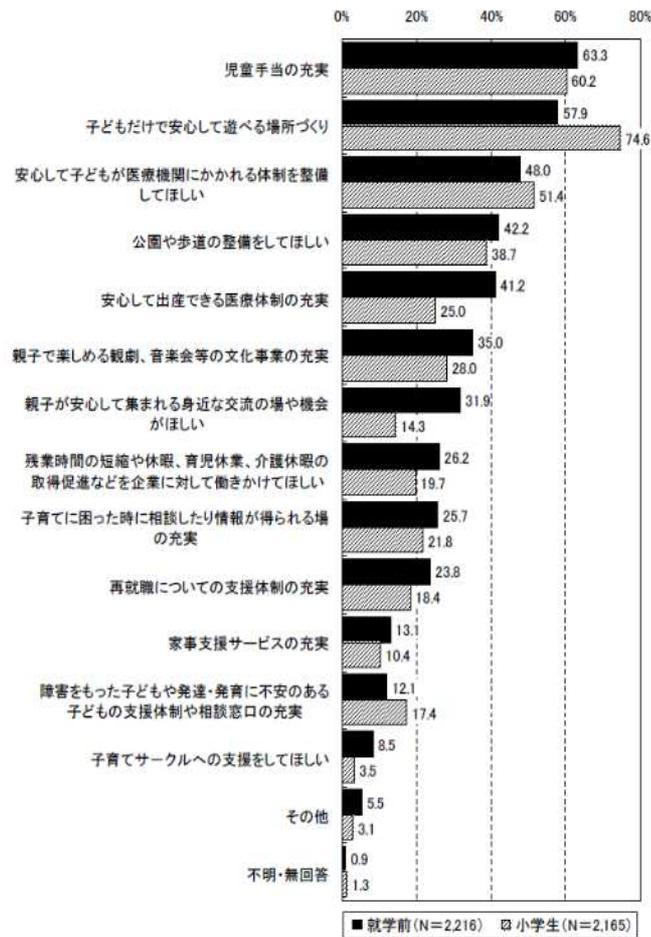
(出所：学校基本調査をもとに監査人が作成)

公立小学校の児童数をみると、小学校の児童数も年々増加しており就学前児童と同様の動向を示していることが分かる。平成 13 年度には 23,411 人であった児童数が平成 22 年度には 29,322 人と、実に約 10 年間で 25.2%も増加したことになる。

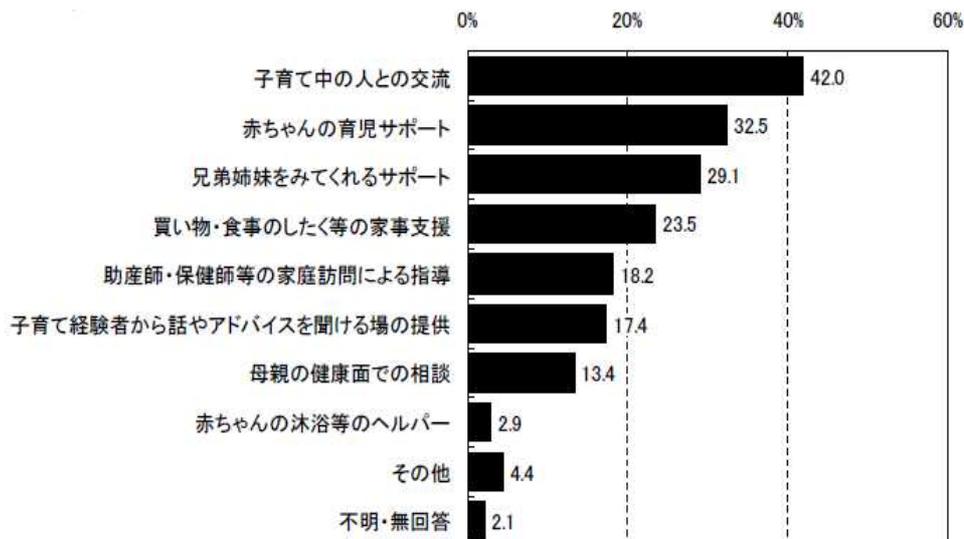
ただし、前述のように全国的な少子化の流れに伴い、今後は西宮市でも緩やかに少子化が進行することが推測されている。よって西宮市での小学校の児童数についても徐々に減少していくと考えられる。

4 . 保育サービス等に対する要望

西宮市で実施したアンケートによると、子育て支援でもっと力を入れてほしいものは、就学前児童については「児童手当の充実」が最も多く、次いで「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」であった。また、小学生では「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」が最も多く、次いで「児童手当の充実」であった。また、妊娠中や出産後のサポートとしての保護者が子育て支援で必要とするサービスとしては、「子育て中の人との交流」や「子育て経験者から話やアドバイスを聞ける場の提供」などの子育てに困ったときに相談する場所についてのニーズが高い。



(出所：西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)策定のためのニーズ調査
結果報告書 平成 21 年)

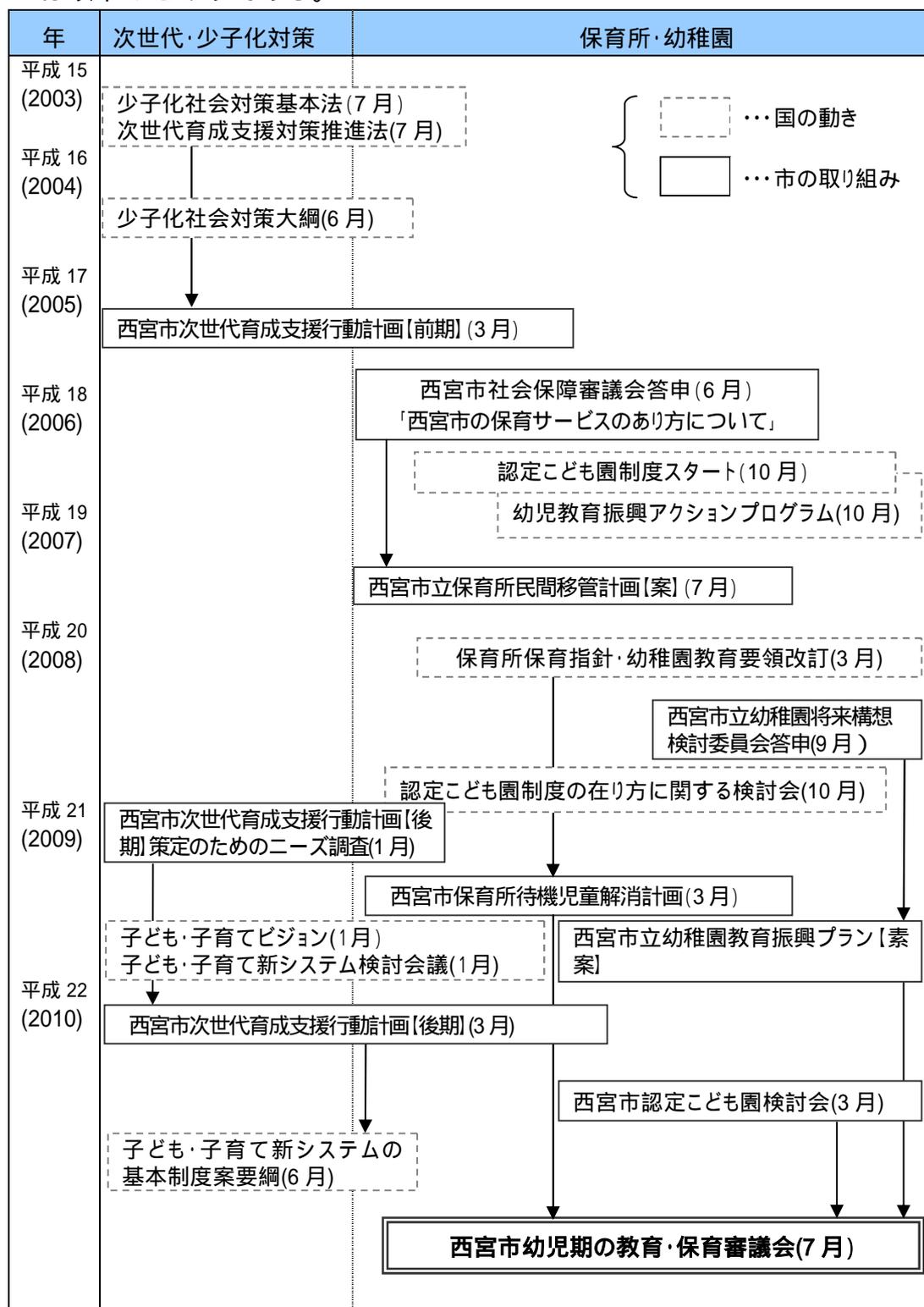


(出所：西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)策定のためのニーズ調査
結果報告書 平成 21 年)

【 2 】西宮市の子育て支援に関する事業の概要

(1) 国の取組と西宮市の取組

少子化対策や子育て支援に対する国の取組とそれを受けた西宮市の取組は以下のとおりである。



年々合計特殊出生率が減少する中で、少子化対策として仕事と子育ての両立支援など子どもを育てやすい環境づくりに向けての対策の検討が始められた。

平成 15 年 7 月、次世代育成支援対策の基本理念を定めるとともに、社会全体が一体となって総合的に取り組むことを明らかにし、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを目的として「次世代育成支援対策推進法」が制定された。また、時期を同じくして、議員立法により、「少子化社会対策基本法」が制定され、それを受けて平成 16 年 6 月、少子化に対処するための施策の指針として「少子化社会対策大綱」が策定された。大綱では、「3 つの視点」と「4 つの重点課題」とともに、28 の具体的行動を掲げ、国を挙げて取り組むこととされている。

このような国の動きのもと、西宮市では平成 17 年 3 月に「西宮市次世代育成支援行動計画（前期計画）」（計画期間：平成 17～21 年度）を策定し、すべての子どもと子育て家庭を対象とした、総合的な少子化対策に取り組むこととした。さらに、平成 22 年 3 月にはその後期計画（計画年度：平成 22～26 年度）を策定し、地域の子育て支援の充実や待機児童対策、また子どもの権利擁護、特別支援に係る教育環境の充実などの重点施策を掲げ、子どもを育てる視点と子どもが育つ視点の両面からの施策に取り組んでいる。

また、保育所関連の取組としては、待機児童の解消を目的とし、平成 21 年 3 月に「西宮市保育所待機児童解消計画」を策定し、認可保育所や保育ルームの新設を進めている。

幼稚園関連の取組としては、幼児期教育の重要性を踏まえ、国は平成 18 年 10 月に「幼児教育振興アクションプログラム」を策定し、教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、様々な施策と目標を定めている。

これを受け、西宮市では保育を必要とする市民に対して、著しい公私間格差のない質の高い保育が提供できるよう、公立幼稚園のあり方について幅広い観点から検討を求めるため、平成 19 年 11 月西宮市幼稚園将来構想検討委員会を立ち上げ、「待機児童の解消と余裕保育室」「公私間格差の是正と幼児教育関係経費の見直し」「幼稚園教育の充実と多様な保育ニーズ等への対応」の 3 点にわたる諮問を行い、平成 20 年 9 月に答申を得た。さらに当該答申を踏まえ西宮市教育委員会は西宮市立幼稚園教育振興プラン（素案）を作成している。

これらの取組を踏まえ、西宮市では保育所・幼稚園の枠を超えてさらなる就学前児童に対するサービスの向上を審議し実行していくため、平成 22 年 7 月に「西宮市幼児期の教育・保育審議会」を設置し、その実現に向け

て取り組んでいる。

(2) 西宮市の重点施策と事業

西宮市では上述した「西宮市次世代育成支援行動計画」を少子化対策の軸としている。この計画は、前期計画、後期計画とも「子どもの幸せを第一に考えます」「子育てが楽しく思えるまちをめざします」「まち全体で子どもを育みます」という3つの基本的な視点、また「子どもが輝くまち・人にやさしいまち にしのみやへ ～子育てするなら西宮」という基本理念に基づき策定している。

平成21年度に策定した後期計画では基本理念の実現に向け、以下の6つの基本目標を掲げ、さらに効果的な計画となるよう、目標ごとに重点的・優先的に取り組む必要がある施策を重点施策と位置づけている。

基本目標ごとの現状分析及び基本的な課題	今後の方向性	重点施策
基本目標1：地域における子育てを支えるまちづくり		
子育てに対する不安感、負担感 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに不安を感じる保護者の増加 ・母親の育児に対する不安感、負担感が大きい ・子どもの安全な遊び場へのニーズが高い ・保護者の悩みの多様化 ・相談件数の増加 ・核家族化の進行、家庭の養育機能の低下 ・都市化によるコミュニティ機能、地域の子育て力の低下 ・父親の育児参加や家事協力の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の家庭同士の交流の場づくり ・子育て支援に関する団体・機関のネットワークの構築 ・安心して遊べる場所づくり ・子育てに関する情報提供の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ① 「地域子育て支援拠点事業」の全市展開 ② 子どもの遊び場・居場所づくり ③ 地域での子育てネットワークづくり ④ 総合的な子育て支援体制の充実 ⑤ 父親の育児参加の促進
基本目標2：母と子の健康を支えるまちづくり		
母子の健康への不安 <ul style="list-style-type: none"> ・出産平均年齢が高齢化 ・妊娠や出産により精神的に不安になる母親が多い ・子どもの食事や栄養に関する悩みを持つ保護者が多い ・不妊症などに悩む夫婦の増加 ・食の安全性に関する問題 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦への相談、支援体制の充実 ・乳幼児の発達・発育に対する相談・支援体制の充実 ・食の見直しや重要性を認識する機会の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 妊娠期から乳幼児期における連続した支援体制の強化 ⑦ 食育の推進
基本目標3：子育てと仕事の両立を支えるまちづくり		
子育てと仕事の両立の難しさ <ul style="list-style-type: none"> ・出産前後に離職した女性が多い ・未就労の母親の就労希望は高い ・保育所定員数は増加しているものの、保育需要も高まっている ・保育所待機児童数が急増 ・正社員、特に若年者の長時間労働が増加 ・経済不況等により共働き家庭の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所、病児・病後児保育などの保育サービスの充実 ・男女の育児休業制度等の取得促進と職場復帰への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 保育所の待機児童解消 ⑨ 保育サービスの充実 ⑩ ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標ごとの現状分析及び基本的な課題	今後の方向性	重点施策
基本目標 4：教育環境の充実と健全育成のまちづくり		
<p>教育環境の充実に対する期待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・命の尊さに関する学習を求める保護者が多い ・将来は子どもが欲しいと思う高校生は多い ・普段の遊び場が家の中という子どもが多い ・子どもの成績や学習方法、進路に関し不安を抱える保護者が多い ・「ささえ」^{※1}の登録者数が増加 ・学校施設の耐震化率、エレベーター設置率は5割 ・幼稚園児のうち、8割が私立幼稚園に在園 ・子どもの健全育成には家庭や地域の力も必要 ・家庭や地域の教育力が低下している ・小1プロブレム^{※2}や中1ギャップ^{※3} ・幼保一元化の流れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・次代の親となる子どもの健全育成 ・地域ぐるみによる子どもの見守り ・家庭や地域の教育力向上 ・幼児教育のあり方の検討 ・幼保小、小中学校教育の円滑な接続 ・児童数の急増などによる教室不足への対応 ・学校施設の老朽化や耐震化対策など学校施設の安全性確保 	<ul style="list-style-type: none"> ⑪ 次代の親の育成 ⑫ 「学校・家庭・地域総がかりの教育」の推進 ⑬ 幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携の推進 ⑭ 学校施設の充実
基本目標 5：子育て家庭にやさしいまちづくり		
<p>快適な生活環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の持ち家率は増加 ・公営住宅のバリアフリー化と老朽化対策 ・ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進 ・外出時に歩道や交通機関、建物のバリアフリー化がされておらず困ることが多い ・歩道の段差等改良整備率は6割 ・市営住宅のバリアフリー化率は5割弱 	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいに関する情報提供や相談体制の整備 ・ユニバーサルデザインなどに基づくまちづくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ⑮ 子育てを支援する生活環境の整備 ⑯ 安心して外出できるまちづくりの推進
基本目標 6：子どもの権利と安全を守るまちづくり		
<p>子どもの権利尊重の重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対し厳しすぎるとする母親が多い ・虐待相談件数が急増 ・母子、父子家庭数が増加 ・障害者手帳所持者の増加 ・少年補導件数の増加 ・児童虐待防止法改正により、児童虐待の第一義的な窓口は市町村に位置づけられる ・平成17年発達障害者支援法施行 ・携帯電話やインターネットによる有害情報やネットいじめ問題の表面化 ・子どもに対する防犯意識の高まり 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の予防と早期対応が可能な体制づくり ・ひとり親家庭の自立に向けた支援 ・発達障害など、障害のある子どもへの総合的な支援体制づくり ・子どもの安全を守るためのパトロールや通学路、遊び場の見守りなど地域ぐるみの取り組みの促進 	<ul style="list-style-type: none"> ⑰ 児童虐待防止対策の強化 ⑱ ひとり親家庭等への支援強化 ⑲ 発達障害などへの総合的な支援体制の確立 ⑳ 子どもの安全対策の推進

※1 「ささえ」：保護者や地域のボランティアが、学校での子どもの教育活動や教育環境を支える事業

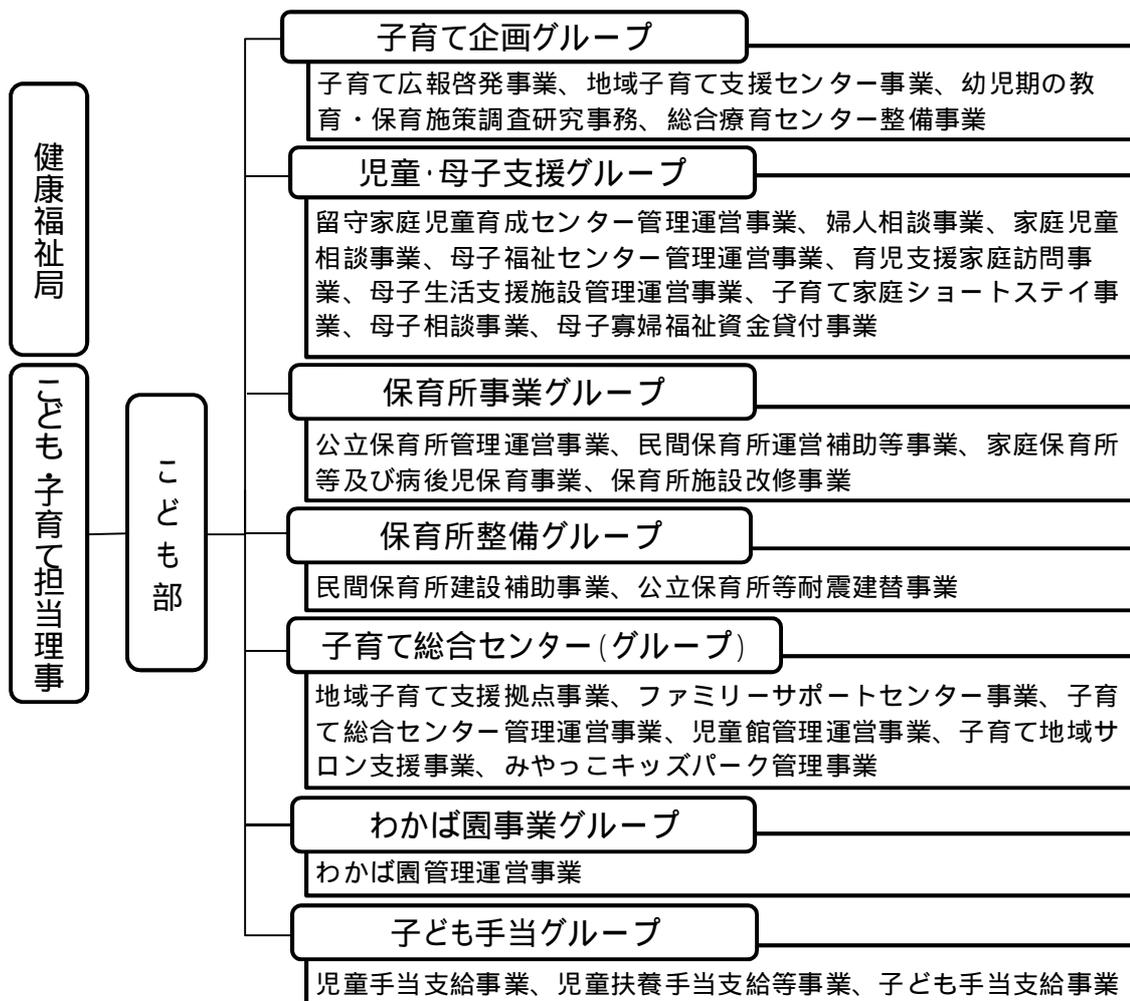
※2 「小1プロブレム」：小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられないなどの現象

※3 「中1ギャップ」：学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが急増するといった現象

(3) 子育て支援に関連する組織体制

子育て支援に関連する事業について、健康福祉局内に設置されている「こども部」と教育委員会の組織体制と主な事業内容は次のとおりである。

1. こども部の組織体制と各グループが実施する主な事業(平成23年度)



2. 教育委員会の組織体制と各グループが実施する主な事業(平成 23 年度)



(4) 子育て支援に関連する事業費と監査対象範囲

事業規模や事業相互の関連性等を考慮し、以下の事業を監査の対象とした(表中の「監査対象としたもの」の欄に 印をつけたもの)。

【健康福祉局 こども部】

単位:千円

所管課	事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	監査対象としたもの	備考
		決算額	決算額	決算額		
子育て企画グループ	1 子育て広報啓発事業	849	3,303	13,713		
	2 地域子育て支援センター事業	-	12,955	14,264		
	3 子どもの読書活動推進事業	3,104	2,739	3,254		
児童・母子支援グループ	4 留守家庭児童対策施設整備事業	90,281	48,374	-		
	5 留守家庭児童育成センター管理運営事業	689,168	718,735	747,105		1
	6 婦人相談事業	5,056	4,782	4,524		
	7 家庭児童相談事業	11,350	15,784	11,291		
	8 育児支援家庭訪問事業	8,759	9,816	9,091		
	9 母子福祉センター管理運営事業	5,004	5,007	5,008		
	10 母子生活支援施設管理運営事業	78,143	80,836	82,848		
	11 子育て家庭ショートステイ事業	1,322	908	781		
	12 母子相談事業	14,152	22,993	48,111		
	13 助産施設利用者助成事業	-	306	-		
	14 母子寡婦福祉資金貸付事業	5,209	7,953	6,352		注1
	保育所事業グループ	15 DV被害者への定額給付金等支給事業	-	328	-	
16 公立保育所管理運営事業		3,861,426	3,901,097	3,981,868		2
17 民間保育所運営補助等事業		2,861,918	2,889,724	3,232,261		3
18 家庭保育所等及び病後児保育事業		59,358	71,384	85,412		
保育所整備グループ	19 保育所施設改修事業	65,560	97,773	52,195		
	20 民間保育所分園整備事業	173,536	293,398	-		
子育て総合センター	21 民間保育所建設補助事業	-	89,099	157,060		
	22 地域子育て支援拠点事業	4,158	4,388	4,410		
	23 児童館管理運営事業	134,082	190,123	202,928		4
	24 ファミリーサポートセンター事業	12,774	13,283	13,857		
	25 子育て総合センター管理運営事業	40,881	43,866	42,166		5
	26 子育て地域サロン支援事業	5,885	6,959	7,113		
わかば園事業グループ	27 みやっこキッズパーク管理運営事業	15,314	14,586	14,761		
	28 わかば園管理運営事業	70,215	74,017	85,353		
子ども手当グループ	29 児童手当支給事業	3,432,652	3,414,830	580,590		注2
	30 子ども手当支給事業	-	-	9,057,554		注2
	31 児童扶養手当支給等事業	1,395,275	1,392,128	1,425,575		注2
	32 子育て応援特別手当給付事業	1,082	263,373	-		
	小計	13,046,513	13,694,847	19,889,445		

1: 平木センターの現地視察を行った。

2: 浜脇保育所の現地視察を行った。

3: 段上認定こども園の現地視察を行った。

4: 浜脇児童館の現地視察を行った。

5: 子育て総合センターの現地視察を行った。

注1: 母子寡婦福祉資金貸付事業における、平成22年度末の貸付金残高は205,415千円である。

注2: 児童手当法、児童扶養手当法、子ども手当の支給に関する法律に基づく法定受託事務であるため、監査対象から除いた。

【教育委員会】・・・幼稚園関連事業のみを対象とした

所管課	事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	監査対象 としたもの	備考
		決算額	決算額	決算額		
教育総務室 人事グループ 管理部 管理グループ	33 市立幼稚園管理運営事業	1,116,050	1,144,897	1,105,710		6
学校教育部 学事・学校改革グループ	34 私立幼稚園就園奨励助成	460,153	491,976	509,485		
	35 私立幼稚園教育振興補助事業	44,792	45,969	43,895		
	36 4歳児ランド	2,293	1,815	1,182		
	小計	1,623,288	1,684,657	1,660,272		

6: 浜脇幼稚園の現地視察を行った。

【市民局 市民部】・・・乳幼児等医療費助成事業のみを対象とした

所管課	事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	監査対象 としたもの	備考
		決算額	決算額	決算額		
医療年金グループ	37 乳幼児等医療費助成事業	773,094	761,465	1,413,847		
	合計	15,442,895	16,140,969	22,963,564		

第3編 監査の結果及び意見

第1 総合所見

【1】監査対象とした事業の概観

今年度の「子育て支援に関する財務事務」の中では、事業規模や事業相互の関連性を考慮して、主に次の事業について監査を実施した。

【監査対象事業一覧】

	事業名	事業費	利用者数など		単位あたり 事業費 ÷
保育所 関係	公立保育所管理運営事業	3,982百万円	児童数(平均)	2,546人	1,564千円
	民間保育所運営補助等事業	3,232百万円	児童数(平均)	2,629人	1,229千円
	家庭保育所等及び病後児保育事業	85百万円	-	-	-
	上記のうち、家庭保育所・保育ルームへの補助金	79百万円	児童数(平均)	75人	1,049千円
幼稚園 関係	市立幼稚園管理運営事業	1,106百万円	園児数(5/1時点)	1,612人	686千円
	私立幼稚園就園奨励助成	509百万円	園児数(5/1時点)	7,886人	65千円
	私立幼稚園教育振興補助事業	44百万円		7,886人	6千円
	4歳児ランド	1百万円	実施園数	2園	591千円

	事業名	事業費	利用者数など		単位あたり 事業費 ÷
児童館・ 子育て総 合セン ター	児童館管理運営事業	203百万円	延利用者数	288,869人	
	子育て総合センター管理運営事業	42百万円	子育て相談件数	856件	
			親子サロン参加者数	49,147人	
	留守家庭児童育成センター管理運営事業	747百万円	児童数(平均)	2,436人	307千円
	母子生活支援施設管理運営事業	83百万円	利用世帯数	13世帯	4,610千円
	母子寡婦福祉資金貸付事業	6百万円	-	-	-
	上記に係る母子寡婦福祉資金貸付金残高	205百万円	貸付件数	398件	516千円
	乳幼児等医療費助成事業	1,414百万円	対象人口	75,638人	19千円

複数事業を実施しており、単位あたり事業費の算定が困難であるため、算定を省略した。

(1) 就学前児童の保育・教育に関する子育て支援について

就学前児童の保育・教育に関する子育て支援については、「保育所」「幼稚園」に関連する事業を対象とした。ここで、西宮市における就学前児童の状況は次のとおりである。

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
4,623人	4,844人	4,859人	4,862人	4,623人	4,934人
在家庭等: 14,154人 (49.2%)					
認可外保育施設 52箇所 1,000人程度(事業所内保育施設を含む)					
保育ルーム 7箇所 27人(0.1%)			公立幼稚園: 21園: 1,612人(5.6%)		
家庭保育所 6箇所 28人 (0.1%)			私立幼稚園 40園: 7,886人(27.4%)		
公立保育所: 29園: 2,522人(8.8%)					
民間保育所: 27園: 2,571人(8.9%)					

注1()内の%は、0～5歳児:28,745人に占める割合を示している。

注2: 保育所入所者数は平成22年4月1日現在

注3: 幼稚園入園者数は平成22年5月1日現在

注4: 枠内は認可外施設で、人数は在家庭等に含まれている。

1. 保育所

保育所については、西宮市における子育て世帯の増加や女性の就労機会が増えたことに伴い、その需要が増加している。0歳児から5歳児までの就学前児童のうち、公立保育所・民間保育所に入所している児童は全体の17.7%であるが、その割合は年々増加している。西宮市でもこれに対応すべく、新たな保育施設整備を行っているが、そのことが新たな子育て世帯の流入を招き、一度は減少した待機児童は再び増加し、平成22年4月1日には310人となった。

平成22年度における関連する事業費の主なものは、公立保育所管理運営事業費3,982百万円、民間保育所運営補助事業費3,232百万円である。

2. 幼稚園

幼稚園については、西宮市では就学前児童のうち約3割程度(入園対象となる3歳児から5歳児を対象とすると約7割)が幼稚園に通っているが、幼稚園ニーズは低下傾向にある。なお、私立幼稚園の割合が高い点が西宮市の特徴である。

平成22年度における関連する事業費の主なものは、公立幼稚園管理運営事業費1,106百万円、私立幼稚園に就園する幼児の保護者に対する経済的

負担の軽減と公私格差の是正を図るための助成である私立幼稚園就園奨励助成事業費 509 百万円である。

3 . 子育て総合センター・児童館

在家庭の子育て支援や子どもの遊び場・居場所づくりについては、「子育て総合センター」「児童館」に関連する事業を対象とした。

子育て総合センターは、子育てに関する事業を総合的に推進し、乳幼児の心身の健やかな成長及び発達を図るため、平成 13 年 4 月に設置された施設である。ここでは、親子サロンや乳幼児の子育て相談を行うほか、子育てや幼児教育に関する調査研究を行っている点が、西宮市の特徴である。

児童館は、常設の児童館が市内に 9 箇所、移動児童館が 4 つの公民館で実施されている。児童館は、これまで主に小学生の放課後の遊び場や居場所としての位置づけがなされていたが、子育て家庭の地域からの孤立や子育てをする保護者の育児負担の増加などの環境変化に伴い、地域の子育ての拠点としての役割も強まっている。主に、午前中の時間帯に、親子サロンや育児相談の場が設けられている。児童館の管理運営については、市が直営で行っている施設が 6 箇所、指定管理者が管理運営を行っている施設が 2 箇所、補助金を交付して民間が設置運営する施設が 1 箇所である。

平成 22 年度における子育て総合センター管理運営事業費は 42 百万円、児童館管理運営事業費は 203 百万円である。

(2) 就学後の児童に対する保育サービス

1 . 留守家庭児童育成センター

就学後の児童に対する保育サービスとして、「留守家庭児童育成センター」に係る事業を対象とした。

留守家庭児童育成センターは、放課後児童健全育成事業を行うために設置されている施設であり、市内 40 の小学校区にそれぞれ設置されている。対象は小学校 1 年生から 3 年生までの児童であり、平成 22 年度は 2,521 人(平成 22 年 5 月 1 日時点)が利用している。需要率(注)は約 17%であり、今後もその需要は増加することが予測されている。留守家庭児童育成センターの管理運営については、指定管理者が行うこととされており、2 団体が 40 施設の管理運営を行っている。

平成 22 年度における留守家庭児童育成センター管理運営事業費は、747 百万円である。

(注) 育成センター需要率 : 育成センターの利用を希望している児童数 (利用児童数 + 待機児童数) ÷ 小学生児童数 (1 ~ 3 年生) × 100

(3) 母子家庭等への支援

1. 母子生活支援施設

母子家庭等への支援として「母子生活支援施設」に係る事業を対象とした。これは、住まいに困窮した母子が自立した生活に移行できるよう相談に応じ、生活全般にわたる支援と助言指導を行うものである。

施設は1箇所であり、平成22年度の母子生活支援施設管理運営事業費は83百万円となっている。また、平成22年度末時点で13世帯が入所している。

2. 母子寡婦福祉資金貸付

母子家庭等への経済的支援の視点からの子育て支援として「母子寡婦福祉資金貸付金」について検討を行った。

母子寡婦福祉資金貸付は、母子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的とした貸付制度である。西宮市は平成20年度から中核市となったため、兵庫県より事務移管を受けて同年より貸付を行っている。平成22年度末における貸付金残高は205百万円(398件)である。

(4) 乳幼児等医療費助成事業

最後に、乳幼児等医療費助成事業を取り上げた。

乳幼児等医療費助成事業は、老人医療費助成制度や障害者医療費助成制度など5つある福祉医療費助成制度の一つである乳幼児等医療費助成制度として実施されており、これまで取り上げたほかの項目とやや性質が異なる面があるが、主に子育て世帯に対する支援の一つであるため、対象とした。

乳幼児等医療費助成制度は、兵庫県と県下全市町村の共同事業として実施している事業であり、乳幼児等を対象に健康保険診療の自己負担額の一部を助成する制度である。県の基準制度が定められており、基準制度のもとで定められている範囲の医療費については、県と各市町が費用を負担し、一定の助成を行っている。これに加えて、各市町は基準部分に独自に上乘せを行い、より手厚い助成を行っている。

西宮市では平成22年7月から、中学3年生までの医療費が無料化された(一定の所得制限は設けられている)。近隣市町と比べても手厚い助成がなされているが、これに伴い、平成22年度における乳幼児等医療費助成事業費は1,414百万円となっている。

【 2 】 監査の結果及び意見の要約

監査の結果及び意見の主なものについて、3つの監査の視点、(1) 合規性、(2) 経済性・効率性及び有効性、(3) 公平性、から要約した。

まず、合規性については、要綱への準拠性の視点から結果を述べている。次に、経済性・効率性及び有効性については、「1. 主に経済性の視点」、「2. 施設のあり方、運営方法の見直し及び全庁的な施設活用等の視点」、「3. 保育サービス等の質の向上の視点」から監査の意見を要約している。公平性については、「待機児童の解消」「利用者間の公平性」の視点から意見を要約している。

なお、(結果)及び(意見)の後に表示している【番号】は、この章の最後に掲載した「監査の結果及び意見の一覧表」の該当番号を記載したものである。

(1) 合規性の視点から

1. 要綱への準拠性

保育所の暫定定員枠について要綱と実態の乖離を是正すべき(結果)

【番号1】各論P58参照

「西宮市保育所入所円滑化対策実施要綱」第4条では、「総定員又は年齢別定員を超えて入所できる児童数は、公立保育所については、総定員に15%を乗じて得られる員数(四捨五入)とする。但し、公立保育所のうち7園については、それぞれの年齢で暫定定員枠を設定し、その枠内で保育の実施を行うものとする。」として、7園については、暫定定員枠を設定し、平成22年4月1日時点で115%を超えて入所者の受け入れを行っている。

しかし、暫定定員枠が設定されていない5園についても、平成22年4月1日時点の入所者数は定員の115%を超えて受入がなされていた。児童福祉施設最低基準を満たしている限り、定員を超えて保育を実施すること自体に問題はないが、要綱の見直し、または、定員枠の見直しにより、要綱と実態の乖離を是正すべきである。

留守家庭児童育成センターにおいて常勤指導員の配置に関する要綱を遵守すべき(結果)【番号20】各論P101参照

「西宮市留守家庭児童育成センターの設置運営に関する事務取扱要綱」第 14 条第 1 項によると、定員 40 人の留守家庭児童育成センターには常勤指導員を 2 名、定員 60 名の留守家庭児童育成センターには常勤指導員を 3 名配置することとされている（ただし、定員 60 名の留守家庭児童育成センターであっても利用児童が 45 人未満の場合は常勤指導員 2 名）。

しかし、2 つのセンターにおいては、事務取扱要綱と異なり、常勤指導員が少なく非常勤指導員が多く配置されており、事務取扱要綱と乖離が生じていた。要綱に準拠した配置を行わせるべきである。なお、平成 23 年度については、西宮市からの指導により、適正に配置されている。

(2) 経済性・効率性及び有効性の視点から

1. 主に経済性の視点から

公立保育所、公立幼稚園の事業費の縮減に努めるべき(意見)

【番号 4、13】各論 P 59,80 参照

公立保育所、公立幼稚園の管理運営については、民間保育所、私立幼稚園と比べて多額の公費が投入されている。平成 22 年度、平成 21 年度における事業費等の状況は次のとおりである。

i) 事業費の比較

【保育所・幼稚園の管理運営事業費の比較（平成 22 年度）】

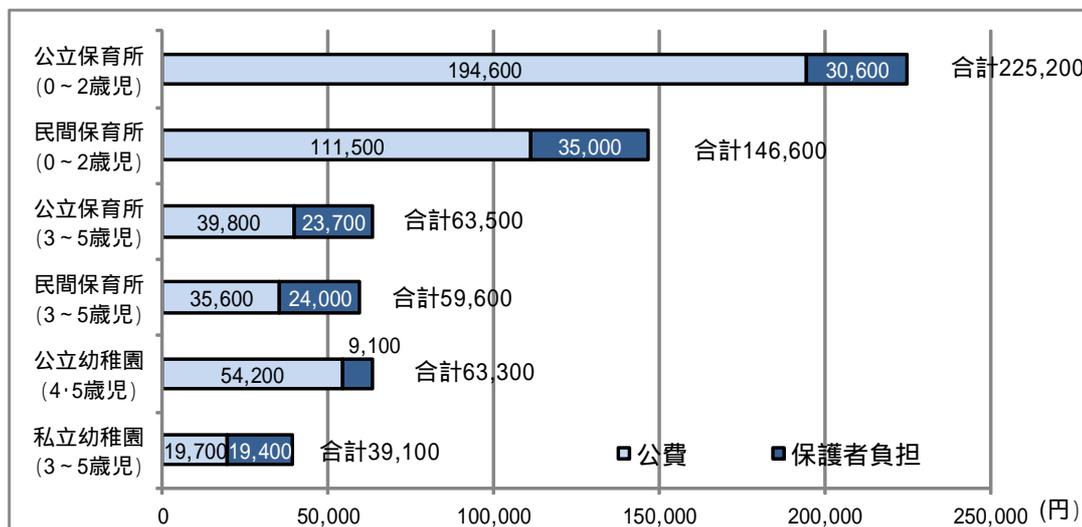
	公立保育所	民間保育所	公立幼稚園	私立幼稚園
児童・園児一人当たり事業費	1,564 千円	1,229 千円	574 千円	235 千円
児童・園児数	2,546 人	2,629 人	1,612 人	7,886 人

児童一人当たりの事業費に着目すると、公立保育所の児童一人当たり管理運営事業費は 1,564 千円であり、これは民間保育所の 1.27 倍の水準である。1・2 歳児の保育士の配置基準について、公立保育所の方が民間保育所よりも手厚いことや、職員の年齢構成や給与水準の差に起因するものである。

公立幼稚園の園児一人当たり事業費は 574 千円であり、これは私立幼稚園の 2.44 倍の水準である。公立幼稚園は、幼稚園の公私共存の中で私立幼稚園と比べて規模の小さい幼稚園が多いことや、比較的年齢の高い職員が多いことなどに起因するものである。

月額の費用負担と公費投入額

【保育所と幼稚園の児童・園児一人当たり月額の保護者負担と公費投入の比較】
(平成21年度決算)



公費には国・県・市の負担額を含めている。

民間保育所の保護者負担額には諸費(延長保育等)を含んでいない。

私立幼稚園は預かり保育分を含む。

金額は端数処理を行っている。

(出所:平成22年度 第4回 西宮市幼児期の教育・保育審議会[資料集]をもとに加工)

次に、事業費から保護者負担分を除く公費投入の状況に着目すると、保育所については、公立・民間とも所得に応じて保育料は同じであるから、結果として事業費が民間よりも高くなっている公立保育所に通う児童に対する公費投入が多くなっている。公立保育所の児童一人当たり公費投入額は、0~2歳児では民間保育所の約1.7倍、3~5歳児では約1.1倍の水準である。

幼稚園については、保育料は公立と私立では異なるが、公立幼稚園の事業費が高く、保育料は民間よりも低い水準であることなどから、公費投入額は私立幼稚園や民間保育所と比べてもその金額は大きくなっている。公立幼稚園の園児一人当たり公費投入額は、私立幼稚園の約2.8倍、公立保育所の3~5歳児と比べても約1.4倍の水準である。

なお、保護者の満足度調査によれば、園長や保育者の対応、保育者の人員配置、保育の内容について公立保育所と民間保育所、公立幼稚園と私立幼稚園の間に大きな差異は認められない。

以上のことから、公立保育所・公立幼稚園については事業費の支出に見合う成果をあげることが求められるとともに、公費投入額の格差是正の視

点からも人員配置の見直しなどにより事業費を縮減することが必要である。また、長期的視点にたてば、同じ保育サービスを民間事業者の方が低コストで提供できるのであれば、公立保育所の民間移管や民間事業者の参入を進めるべきである。

認可保育所（公立保育所・民間保育所）の保育料の見直しを検討すべき（意見）【番号6】各論P62参照

認可保育所の保育料の金額設定については、平成18年度から平成22年度にかけて段階的に国徴収基準の約90%となるよう改定し、階層区分についても従前の16階層から11階層に変更し、国徴収基準に近づけている。

〔平成22年度保育料(月額)〕

階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	西宮市				国の基準	
		3歳未満児	国の基準に対する比率	3歳以上児	国の基準に対する比率	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	100%	0円	100%	0円	0円
B	A階層及びD階層を除いた世帯。平成21年度の市民税の課税状態によりB、C階層に区分する。	0円	100%	0円	100%	0円	0円
	非課税(母子・父子世帯等)	4,500円	50%	3,000円	50%	9,000円	6,000円
	非課税(上記以外の世帯)	10,400円	53%	8,800円	53%	19,500円	16,500円
C							
D1		9,500円未満	16,500円	55%	14,800円	55%	27,000円
D2		9,500円以上 40,000円未満	24,000円	80%	21,600円	80%	30,000円
D3		40,000円以上 56,000円未満	35,600円	80%	30,800円	80%	41,500円
D4		56,000円以上 103,000円未満	39,100円	88%	33,800円	88%	44,500円
D5	A階層を除いて平成21年分の所得税が課税されている世帯。右記の所得税額区分によりD1～D8階層に区分する。	103,000円以上 129,000円未満	56,100円	92%	35,400円	92%	61,000円
D6		129,000円以上 413,000円未満	59,100円	97%	37,300円	97%	80,000円
D7		413,000円以上 734,000円未満	79,200円	99%	38,100円	99%	104,000円
D8		734,000円以上	88,400円	85%	38,500円	100%	101,000円

1 国の基準額の算定にあたっては、保育単価限度が表記されている階層について、各市の保育単価が国基準額を上回る場合は、国基準額を採用し、下回る場合は、その保育単価を採用する。

2 3歳以上児の国の基準に対する比率では、階層区分D3からD8については、保育単価限度額38,500円を国の基準として算定している。

この改定により、利用者負担割合は平成20年度の23.9%から平成22年度の25.4%へと上昇しているが、市の一般財源からの財政負担額は4,535百万円（公立・民間の合計）とその規模は大きい。

所得税非課税世帯に保育料を賦課することについては、保育料負担が可能かどうかを十分に配慮すべきであるが、国の徴収基準と比べると保育料の設定額が50%となっている階層区分もあり、受けている保育サービスに応じた負担を求めるという観点から、国の徴収基準の範囲内で保育料を引き上げる余地があると考えらる。

家庭保育所・保育ルームの保育料の設定の見直しを検討すべき（意見）【番号7】各論P63参照

家庭保育所・保育ルームの保育料は、認可保育所と比較すると半額から3分の2程度の設定となっているが、一部の階層区分では、家庭保育所・

保育ルームは 26,500 円であるのに対し、認可保育所では 24,000 円となっており逆転している。一方で、例えば、最上位の階層区分では家庭保育所・保育ルームの保育料は 40,000 円であるのに対し、認可保育所は 88,400 円と 2 倍以上の乖離が生じている。

保育サービスの水準については、給食の提供がないことなど保育料の設定に配慮する必要があると思われるが、低年齢児であるため施設の違いはそれほど保育サービスに直結しないと思われる。こうした状況に鑑みれば、家庭保育所・保育ルームと認可保育所の保育料の差が著しい階層区分については、保育料の見直しを検討すべきである。

公立幼稚園の保育料の見直しを検討すべき（意見）【番号 14】各論 P 83 参照

公立幼稚園への公費投入額は、私立幼稚園や保育所と比べて大きくなっている一方で、保護者負担の金額（月額 9,100 円）は私立幼稚園の 19,400 円、公立保育所の 23,700 円、民間保育所の 24,000 円と比較しても、9,100 円と最も少ない（いずれも平成 21 年度決算に基づく数値）。

私立幼稚園や保育所と比べた場合、保育内容等に違いがある点で保護者負担に差が出てくるのは当然のことであるが、公立幼稚園の管理運営については、私立幼稚園や保育所と比べても多額の公費が投じられている。

民間とのサービス内容の差異も勘案した上で、保護者間の公平性や西宮市の財政負担の観点から、値上げも含めた保育料の見直しを検討する余地があるのではないか。

保育所長による納付指導等により未納の減少に努めるべき（意見）【番号 9】 / 滞納育成料の回収管理を徹底すべき（意見）【番号 21】

各論 P 65, 102 参照

今回監査の対象とした、保育所や幼稚園、留守家庭児童育成センターにおいては、保護者から保育料、育成料を徴収しており、それぞれの徴収方法や滞納の状況は次のとおりである。

【保育料、育成料の徴収方法と滞納の状況】

	保育料・育成料 (月額) 1	徴収方法	滞納の状況 平成 22 年度末
保育所	所得により異なる (0～88,400 円)	原則として口座引落し。	233,403 千円

公立幼稚園	9,600 円	原則として口座引落としによっており、滞納が生じた場合は園長が直接保護者に確認し、納付相談を行っている。	滞納はない
留守家庭児童育成センター	8,200 円 (延長による追加料金は月額 3,000 円)	原則として口座引落とし。	10,863 千円

1 減免がない場合の金額を記載

保育料や育成料は、利用者の所得の状況等も加味して決められているのであるから、利用者の公平性を確保するためにも、確実に徴収しなければならない。まずは保護者の意識を高めることが必要であるが、市としては滞納を生じさせない仕組みづくりが重要である。

幼稚園では、滞納が生じた場合には園長が保護者に確認を取ったり納付相談を行ったりしており、これにより滞納の発生が抑えられている。しかし、保育所や留守家庭児童育成センターでは、所長や留守家庭児童育成センターの職員など、現場で保護者と顔を合わせる機会のある職員等による指導や相談は行われていない。

市役所にいる職員による納付指導や納付交渉を充実させることとあわせて、現場の職員等の力も借りながら滞納を抑える仕組みを構築することが効果的である。

乳幼児等医療費助成制度の助成範囲の見直しを検討すべき（意見）

【番号 28】[各論 P 120 参照](#)

西宮市では、平成 22 年 7 月より、中学 3 年生までの医療費を無料化している。平成 22 年度における西宮市の乳幼児等医療費の助成額は 1,414 百万円であり、平成 21 年度の事業費 761 百万円の約 1.9 倍である。このうち、平成 22 年度からの助成対象範囲拡大の影響は、7 月以降の 9 ヶ月分であるが、市単独の事業費は前年度と比べて約 5 億円増加している（注）。

乳幼児等医療費助成については、特に子育て世帯からの要望が多いのは当然のことであるが、少なくとも県の基準制度が定められている中では、西宮市独自の助成対象等の縮小を行ったとしても、医療費の一部を負担することで、医療機関を受診できないというような状況に陥るとは考えにくい。

乳幼児等医療費助成制度は、西宮市の他の福祉医療費助成制度（老人医

療費助成制度、障害者医療費助成制度、母子家庭等医療費助成制度、高齢障害者医療費助成制度)との関係も考慮すべきであるが、子育て支援の視点からみれば、医療費助成のみならず、幅広い分野への支援が求められており、保育所や幼稚園の耐震化に係る事業費等を例にとってもその財政負担は小さくはない。西宮市の財政状況が厳しい状況においては、例えば、中学 3 年生までの無料化の対象年齢の見直しを行う等、医療費の一部について自己負担を求めることにより、市の財政負担の抑制を検討する余地があると考える。

また、医療費の無料化に際しては、過剰受診による市の財政負担を抑制するためにも、医療機関と連携しながら、病気やけがへの予防や対処方法に関する情報を発信する等、適切な受診を促すよう保護者に対する啓発活動を行うことが望まれる。

(注)従前、母子家庭等医療及び障害者医療の市が負担していた助成額が乳幼児等医療に移行した影響を考慮した数値。

2. 施設のあり方、運営方法の見直し及び全庁的な施設活用等の視点から

公立幼稚園の空き教室を待機児童の受入施設などに活用することが望ましい(意見)【番号 11】各論 P 79 参照

今回、現地視察を行った浜脇幼稚園の認可定員に対する充足率は 39%と低く、空き教室が数部屋見受けられた。そこで、公立幼稚園の空き教室の状況について確認したところ、21 園のうち、6 園で活用可能な空き教室が生じており、今後も空き教室が生じることが見込まれる。

西宮市全体では、幼稚園には余裕があるものの、保育所は不足しており、保育スペースの確保が急がれている。西宮市では、小学校の空き教室などを利用して、保育ルームの開設等も進められているが、幼稚園施設は保育所の利用者と年齢的にも近い年齢の児童が利用する施設であり、保育スペースとしては、他施設と比べても転用しやすい。

引き続き公立幼稚園の余裕教室については、保育スペースの一部として活用することなどを積極的に検討することが望まれる。

引き続き公立幼稚園の統廃合を検討すべき（意見）【番号 12】

各論 P 80 参照

市内の幼稚園全体の定員充足率は平成 22 年度では 80%であり、地域的偏在はあるものの、やや施設が多い状況にあり、既に空き教室が生じている幼稚園もでてきている。西宮市の将来予測によれば、今後も就学前児童の減少が予測されている。また、女性の社会進出が進む中では、保育時間が短い幼稚園よりも、長時間の保育が可能な保育所の需要は増加する傾向にあり、西宮市全体では幼稚園が過剰となることが見込まれる。

西宮市でも「西宮市立幼稚園教育振興プラン（素案）平成 21 年 8 月 10 日」の中で、平成 25 年度を目処に順次 6 園を廃止する統廃合の計画を検討していたが、再度見直しがなされている。

前述のとおり、公立幼稚園の管理運営については私立幼稚園よりも多額の公費が投じられており、同じ保育サービスを民間事業者の方が低コストで提供できるのであれば、こうした事業を民間に委ねることも検討の余地がある。引き続き長期的な視点に立ち、計画的に公立幼稚園の統廃合を進めていくことが必要である。

児童館の運営主体のあり方について

…将来的には指定管理者制度の導入範囲を拡大すべき（意見）【番号 16】
/ 指定管理者の選定方法については公募によることを検討すべき（意見）
【番号 17】各論 P 91, 92 参照

市内に児童館は 9 箇所あるが、市の所有である児童館 8 箇所のうち 6 箇所は市の直営、2 箇所は指定管理者制度を導入している。また、現在、指定管理者制度を導入している 2 箇所について、指定管理者の選定は非公募によっている。

現在取組が進められている、在家庭への子育て支援（例えば、親子サロン）など新たな事業を導入するような場合には、現行の直営による管理運営方法が進めやすい状況にある点は理解できるが、今後、こうした取組が安定的なものとなった段階では、必ずしも直営による方法が望ましいとは限らない。一定の時期が来れば指定管理者制度の導入範囲を拡大すべきである。また、より効果的かつ効率的に施設の管理運営を実施するためには、指定管理者の選定方法として、非公募とするのではなく、意欲のある団体を広く募る公募によることが望ましい。

常設児童館のあり方を見直すべき

…小学生を中心とした健全な遊び場の提供については、「放課後子ども教室」との連携を図るべき（意見）【番号 18】 / 児童館が担っている在家庭への子育て支援については、他の公的施設の活用を進めるべき（意見）【番号 19】 [各論 P 93 参照](#)

現在、西宮市では 9 箇所の常設児童館と、その他 4 箇所で移動児童館が開催されている。しかし、移動児童館を含めても市内 13 箇所の設置では、地理的な制約から利用者は一部の地域に偏りがあり、利用機会の公平性の視点からは必ずしも十分ではない。

まず、小学生を中心とした、健全な遊び場の提供については、教育委員会における「放課後子ども教室」において類似の事業が進められている。従来、児童館が担ってきた健全な遊び場の提供については、「放課後子ども教室」の充実等を図ることで、これまで児童館が果たしてきた機能の一部を担うことが可能であり、利用機会の公平性を高めることができると考える。また、それぞれの事業を別々に実施する場合と比べ、事業費を縮減することができると思う。小学生を中心とした健全な遊び場の提供については、「放課後子ども教室」との連携を図り、児童館としての事業のあり方を検討すべきである。

次に、主に在家庭への子育て支援については、その必要性が高いものであるが、児童館のみならず、他の公的施設でも実施ができない事業ではない。現状、すでに施設はそれぞれの目的に照らして利用されている中で、空きがあれば子育て支援事業に利用するという形では、その目的を果たすことは難しい面がある。しかし、当初から所管課の枠組みを越えて、公民館や市民館などを子育て支援目的として、利用状況を勘案しながら活用することを検討すれば、公民館など他の公的施設をこれまで以上に子育て支援の場として活用することも不可能ではない。より、利用機会の公平性を高めることに配慮して、他の公的施設の活用を検討すべきである。

留守家庭児童育成センターにおける指定管理者の公募対象施設の範囲を引き続き拡大すべき（意見）【番号 23】 [各論 P 103 参照](#)

市内に 40 箇所あるすべての留守家庭児童育成センターに指定管理者が選定されているものの、平成 22 年度において公募によって指定管理者が選定されたのは 8 施設となっている（その後、平成 23 年 8 月 29 日に 4 施設の指定管理者が追加で募集されている）。

指定管理者制度導入前から留守家庭児童育成センターの管理を受託していた西宮市社会福祉協議会が雇用している指導員の雇用問題に配慮しているとのことであるが、引き続き公募によって指定管理者を選定する施設の範囲を拡大すべきである。

放課後児童健全育成事業の実施主体・開設場所を多様化すべき

(意見)【番号 24、25】各論 P 104, 106 参照

市内に 40 箇所ある留守家庭児童育成センターのうち、複数の施設を有しているものが 16 施設ある。これらは留守家庭児童育成センターへの入所を希望する児童の増加に対応すべく、西宮市が施設の増設を重ねた結果によるものである。しかし、このうち 2 箇所については、平成 22 年度においては希望者が定員に満たなかったため、施設の一部は利用されていない。

西宮市のいずれの地域で児童が増加するかは流動的であり、そのすべてに西宮市が留守家庭児童育成センターの増設という形で対応することが本当に望ましいのか検討の余地がある。西宮市においてはすべての小学校区に 1 つ以上の留守家庭児童育成センターを設置しているため、最低限行政として実施すべき責務は果たしているとも考えられる。

そこで吸収しきれない保護者のニーズに応えるにあたっては、学童保育を利用したいと考えている父母をはじめとする各種ボランティア、児童福祉に係る各種社会福祉法人や民間企業など、地域にある様々な資源を有効に活用すべきである。

また、全国学童保育連絡協議会の調査結果によると、全国的には学校外にある学童保育施設も少なくない。児童の安全に最大限配慮することは当然であるが、待機児童解消の緊急性、小学校の敷地内に用地を確保できる可能性とそこから生じる不都合（児童が利用できる校庭が狭くなる、など）、施設の建設維持に係るコスト、留守家庭児童育成センターとして利用する将来的な見通しなどを総合的に勘案し、学校の内外を問わず、まずは既存の公共施設を留守家庭児童育成センターとして利用することを検討すべきである。

母子生活支援施設のあり方を検討すべき (意見)【番号 26】

各論 P 111 参照

母子生活支援施設の入所世帯は平成 22 年度では 13 世帯であり、入所世帯一世帯当たりの事業費は 4,610 千円（うち利用者負担は 158 千円）と

なっており、決して少ないとはいえない公費が投入されている。

入所者は西宮市の母子家庭の受入と他市からの受入があるが、施設への入所理由には、住宅事情を理由としているものもあり、こうした場合には市営住宅での受入も可能であると考える。

現在の施設は老朽化が進んでいるため、今後も母子生活支援施設を維持するのであれば近い将来に建て替え若しくは別の施設への移転が必要となる。当該施設の将来的な必要性なども十分考慮し、廃止も含めた施設のあり方を検討すべきである。

共通事項

新たな施設整備を行う場合に、建設費の一部は国・県からの財源措置がなされるところとしても、一旦施設を整備すれば、その後の維持管理には多額のコストが必要となる。また、長期的には少子化が予測されており、施設は過剰となることが見込まれる。

一時的な不足を補うための施設整備が、将来の財政運営にも負担を強いることを十分に考慮し、必要最小限な投資にとどめなければならない。前述で述べたとおり所管課を超えて、全庁的な視点で施設の活用方法を見直しすることで、より市民の利便性が高まる可能性がある。ともすれば、当初の施設の設置目的にとらわれがちであるが、時代にあわせて市民ニーズも変わるという視点を持って現有施設の最大限の活用について、全庁的な視点での検討が必要である。

3. 保育サービス等の質の向上の視点から

公立幼稚園の人員構成について（意見）【番号 15】 各論 P 83 参照

公立幼稚園の職員の年齢別の人員構成をみると、次の園長候補となる 41～50 歳の年齢層の人員は少なく、一番若い世代の 21～30 歳の職員は正規職員が少なく臨時職員の割合が多い状況にある。子どもの社会性を育てるという意味で、職員の年齢構成は重要である。今後、公立幼稚園の統廃合等もあらかじめ予測し、長期的な視点で年齢構成のバランスが取れた職員構成となるよう採用を行っていく必要がある。

留守家庭児童育成センターにおける環境を改善すべき（意見）

【番号 22】[各論 P 102 参照](#)

留守家庭児童育成センターの広さについては、厚生労働省が策定している「放課後児童クラブガイドラインについて」によると、「子どもが生活するスペースについては児童一人当たり概ね 1.65 m²以上の面積を確保することが望ましい」とされている。

西宮市の現状をみると、40 ある留守家庭児童育成センターのうち平成 22 年 5 月 1 日時点で 27 のセンターがこれに満たない状態にあり、特に最大受入人数を受け入れている 4 箇所については児童一人当たりの育成室面積が 1.1 m²を下回る状態となっている。小学校低学年といえども、これでは十分な広さがあるとは言い難い。上記 4 箇所のうち、2 箇所についてはセンターの増設により改善されるとのことであるが、留守家庭児童育成センターの環境の改善について早急に取り組むべきである。

（ 3 ） 公平性の視点から

1 . 待機児童の解消に向けて

待機児童の解消について

…保育ルームの増設により、0～2 歳児専用の保育所整備を進めるべき（意見）【番号 2】 / 幼稚園での預かり保育の充実により待機児童解消を検討すべき（意見）【番号 3】[各論 P 58,59 参照](#)

保育所については、待機児童の問題が重要な課題となっている。待機児童の解消は、保育サービスを必要とする市民ニーズへの対応であるが、十分な対応が出来ない場合は、行政サービスにおける公平性の欠如にもつながるものである。

平成 22 年 4 月 1 日現在の待機児童は 310 人であり、うち 0～2 歳児が 250 人と約 8 割を占めている。よって、0～2 歳児に対する待機児童を解消するための対策が急務である。平成 22 年度には、0～2 歳時の民間保育所が 2 箇所整備されており、今後もこのような 0～2 歳児専用の保育所を増やしていくことが待機児童解消に有効であると考えます。

また、待機児童の変動などに応じてきめこまやかな対応ができる保育ルームも今後さらに整備を進めていくべきである。

3 歳児以上の児童については、0～2 歳児と違い、幼稚園での受入が可能であるため、幼稚園での保育サービスを充実させることも待機児童解消に有効であると考えます。現状、公立幼稚園 21 園、私立幼稚園 40 園のうち、

保育所と同様に週 5 日以上の預かり保育を実施しているのは 31 園、18 時以降まで実施しているのは 16 園に過ぎない。

今後、幼稚園での預かり保育サービスを充実させることにより保育所の待機児童を幼稚園で受け入れられる体制を作ることが望ましいと考える。

2. 利用者間の公平性の視点から

認可保育所の保育士配置基準を見直すべき（意見）【番号 5】各論 P61 参照

西宮市では、公立保育所と民間保育所で 1・2 歳児の保育士の配置基準が異なる。公立保育所は 5 対 1 であるのに対し、民間保育所は 6 対 1 であり公立保育所の方が民間保育所と比べると手厚い配置基準となっている。

保育料は認可保育所として所得に応じて定められており、同じ保育料を払って同水準のサービスを受けているとの前提で考えると、同じ認可保育所であるのに、保育士の配置基準が異なるのは公平性を欠くものであり、公立保育所と民間保育所の配置基準を同一にすべきである。

以下は、各論で指摘を行った監査の結果及び意見と、監査の視点の関連性をまとめたものである。

【監査の結果及び意見の一覧表】

項目	番号	内容	結果 意見の 区分	各論 参照所	合規性	経済性・効率性及び有効性					公平性			
					要 綱 へ の 準 拠 性	主 に 経 済 性 の 視 点	主 効 率 性 の 視 点	施 設 の 有 効 性 の 視 点	運 営 方 法 的 な 視 点	施 設 活 用 等 の 視 点	保 育 サ ー ビ ス 等 の 質 の 向 上	待 機 児 童 の 解 消	利 用 者 の 公 平 性 (受 益 者)	指 定 公 募 管 理 者 選 定 の 拡 大
保育所 関連 事業	1	暫定定員枠について要綱と実態の乖離を是正すべき	結果	P58										
	2	待機児童の解消について …保育ルームの増設により、0～2歳児専用の保育所整備を進めるべき	意見	P58										
	3	待機児童の解消について …幼稚園での預かり保育の充実により待機児童解消を検討すべき	意見	P59										
	4	公立保育所の事業費の縮減に努めるべき	意見	P59										
	5	認可保育所の保育士配置基準を見直すべき	意見	P61										
	6	保育料の見直しを検討すべき …認可保育所の保育料を見直すべき	意見	P62										
	7	保育料の見直しを検討すべき …家庭保育所・保育ルームの保育料の設定を見直すべき	意見	P63										
	8	保育料の減免については要綱にそった対応を行うべき	意見	P64										
	9	保育所長による納付指導等により未納の減少に努めるべき	意見	P65										
	10	家庭保育所・保育ルームの収支報告書において、運営実績を把握するためには全ての収支を記載するよう指導すべき	意見	P66										
幼稚園 関連 事業	11	公立幼稚園の空き教室を、保育所の待機児童の受入施設などに活用することが望ましい	意見	P79										
	12	引き続き公立幼稚園の統廃合を検討すべき	意見	P80										
	13	公立幼稚園の事業費の縮減に努めるべき	意見	P80										
	14	公立幼稚園の保育料の見直しを検討すべき	意見	P83										
	15	公立幼稚園の人員構成について	意見	P83										

【監査の結果及び意見の一覧表】(続き)

項目	番号	内容	結果 意見の 区分	各 論 参照 箇所	法規性	経済性・効率性及び有効性					公平性		
					要 綱 へ の 準 拠 性	主 に 経 済 性 の 視 点	主 に 効 率 性 の 視 点	効 率 性 の 視 点 ・ 主 に 有 効 性 の 視 点	施 設 の 有 効 性 の 視 点	全 庁 的 な 視 点 で の 見 直 し	施 設 活 用 等	保 育 サ ー ビ ス 等 の 質 の 向 上	待 機 児 童 の 解 消
子育て 児童館 総合連 センター 事業	16	児童館の運営主体のあり方について …将来的には指定管理者制度の導入範囲を拡大す べき	意見	P91									
	17	児童館の運営主体のあり方について …指定管理者の選定方法については、公募によるこ とを検討すべき	意見	P92									
	18	常設児童館のあり方を見直すべき …小学生を中心とした健全な遊び場の提供につい ては、「放課後子ども教室」との連携を図るべき	意見	P93									
	19	常設児童館のあり方を見直すべき …児童館が担っている在家庭への子育て支援につ いては、他の公的施設の活用を進めるべき	意見	P93									
留守家庭 児童育 成セン ター事 業	20	常勤指導員の配置に関する要綱を遵守すべき	結果	P101									
	21	滞納育成料の回収管理を徹底すべき	意見	P102									
	22	留守家庭児童育成センターにおける環境を改善す べき	意見	P102									
	23	留守家庭児童育成センターにおける指定管理者の公 募対象施設の範囲を引き続き拡大すべき	意見	P103									
	24	放課後児童健全育成事業の実施主体を多様化すべ き	意見	P104									
	25	放課後児童健全育成事業の開設場所を多様化すべ き	意見	P106									
母子生活支援 施設関連事業	26	母子生活支援施設のあり方を検討すべき	意見	P111									
母子寡婦福祉 資金貸付事業	27	貸付金の管理体制を強化すべき	意見	P114									
乳幼児等医療費 助成事業	28	医療費助成制度の助成範囲の見直しを検討すべ き	意見	P120									

第2 各論

【1】保育所関連事業

(1) 概要

1. 制度の概要

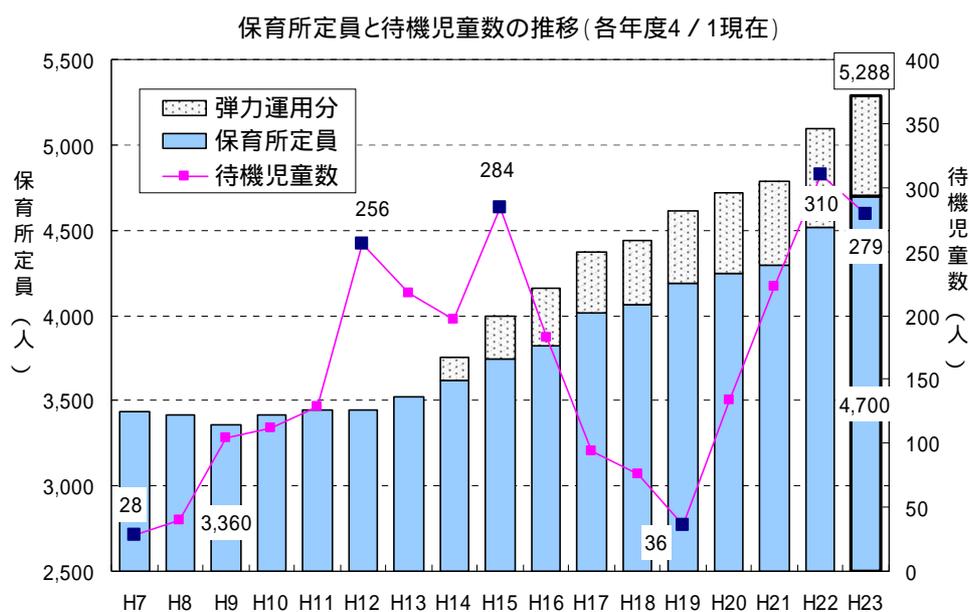
保育所は、保護者が働いていたり、病気にかかっているなどの理由で、昼間家庭において保育を受けられない乳幼児を、保護者に代わって保育する児童福祉施設である(児童福祉法第39条1項)。

保育所は「認可保育所」と「認可外保育施設」とに分類される。「認可保育所」は、乳幼児の保育業務を目的とする施設で、施設の構造、保育士の数など厚生労働省が定める基準を満たし、児童福祉法に基づく児童福祉施設として認可を受けているものをいい、それ以外のものを総称して「認可外保育施設」という。

2. 待機児童の状況

西宮市の「保育所定員」と「待機児童数」の平成7年度以降の推移をグラフで示すと以下のとおりである。

ここでいう待機児童とは、認可保育所への入所申請しているにも関わらず、満員である等の理由で保育所に入所できない状態にある児童をいう。このうち、認可外保育所に入所している児童は含まれるが、家庭保育所・保育ルームに入所している児童は除かれる。



資料：西宮市健康福祉局こども部

「保育所定員」と「弾力運用分」を足した受入枠は、毎年増加しているものの、「待機児童数」は平成 20 年以降急激に増加している。

「弾力運用分」とは、保育所定員の弾力化により、市町村において待機児童解消等のため、定員を超えて入所できるようにした受入枠の増加分をいう。保育所定員の弾力化は、平成 10 年「保育所への入所の円滑化について」(厚生省児童家庭局保育課長通知、平成 22 年 2 月 17 日雇児保発 0217 第 1 号により改定)によると、児童福祉施設最低基準を満たしていることを条件に定員を超えて保育の実施を行っても差し支えないとされている。西宮市では「西宮市保育所入所円滑化対策実施要綱」第 4 条において、公立保育所のうち 7 園については、それぞれの年齢で暫定定員枠を設定し、その枠内で保育の実施を行うものとしている。また、民間保育所については、各保育所の規模や大きさをもとに、保育所(園)長との協議の中で入所限界数を設定し、その枠内で保育の実施を行っている。

民間保育所の増加による定員増加と、定員弾力化により受入可能人数は過去 5 年間継続して増加しているが、待機児童数はそれを上回って増加している。保育ニーズが高まる中、待機児童の解消が課題となっている。

待機児童数の年齢別の 5 年間の推移状況と待機率の推移状況は以下のとおりである。待機児童は 1・2 歳児で特に多く発生しており、育児休業明けに認可保育所に預けて職場復帰することの難しさがうかがえる。

【待機児童数の年齢別内訳及び待機率の推移】 (各年4月1日時点)

	待機児童数(人)							待機率
	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計	
平成19年	0	12	24	0	0	0	36	0.8%
平成20年	4	63	30	34	3	0	134	2.8%
平成21年	0	113	107	3	0	0	223	4.6%
平成22年	9	144	97	60	0	0	310	6.0%
平成23年	34	104	107	18	16	0	279	5.3%

待機率は、待機児童数 ÷ 入所児童数 × 100(%)で計算している。

西宮市では、平成 22 年度 4 月 1 日時点で待機児童が 310 人となっている。これに対し、新設保育所を 2 箇所、保育所分園を 2 箇所、保育ルームを 11 箇所の増設により定員を 234 人増加させているにもかかわらず、平成 23 年 4 月 1 日時点でも、279 人とあまり解消されていない。

児童福祉法では、4 月 1 日現在の待機児童数が 50 人を超える市区町村については、保育の供給体制の確保に関する計画を定めることが規定されている。西宮市では、平成 20 年度より待機児童が 50 人を超えており、毎年見直しが行われている。平成 23 年 7 月に行った見直しでは、平成 23 年 4

月1日現在279人となっている待機児童を平成25年4月に解消する計画となっている。

平成23年度では、民間の新設保育所を3箇所、保育所分園を2箇所、そのほか、既存の保育所の改築整備や保育ルームの増設により定員を369人増加させる予定である。

3. 認可保育所の状況

施設の状況と入所者数

平成22年度では、認可保育所として公立保育所23箇所、民間保育所27箇所、5分園が設置されている。

【認可保育所一覧】(平成22年4月1日時点)

保育所				保育所					
	定員(人)	入所数(人)	充足率		定員(人)	入所数(人)	充足率		
公立	1 朝日愛児館	50	55	110.0%	民間	1 幸和園保育所	120	129	107.5%
	2 小松朝日保育所	120	132	110.0%		1 "	60	67	111.7%
	3 建石保育所	90	109	121.1%		2 一妻保育園	150	170	113.3%
	4 鳴尾保育所	120	123	102.5%		3 月影保育所	60	66	110.0%
	5 芦原保育所	120	117	97.5%		4 バドマ保育園	60	70	116.7%
	6 学文殿保育所	90	108	120.0%		5 マーヤ保育園	60	68	113.3%
	7 用海保育所	60	78	130.0%		6 船坂保育園	50	44	88.0%
	8 浜甲子園保育所	90	113	125.6%		7 やまよし保育園	120	142	118.3%
	9 瓦木北保育所	90	107	118.9%		8 名塩保育園	60	55	91.7%
	10 今津文協保育所	60	96	160.0%		9 聖和乳幼児保育センター	120	143	119.2%
	11 鳴尾東保育所	70	87	124.3%		10 甲子園保育所	150	161	107.3%
	12 むつみ保育所	90	111	123.3%		11 段上保育所	120	117	97.5%
	13 浜脇保育所	120	132	110.0%		12 ちどり保育園	60	71	118.3%
	14 津門保育所	90	109	121.1%		13 なぎさ保育園	70	78	111.4%
	15 瓦木みのり保育所	130	140	107.7%		14 新甲東保育園	90	114	126.7%
	16 甲東北保育所	90	102	113.3%		15 なでしこ保育園	60	63	105.0%
	17 北夙川保育所	120	137	114.2%		16 安井保育園	90	102	113.3%
	18 今津南保育所	60	88	146.7%		16 安井さくら保育園(分園)	50	63	126.0%
	19 上之町保育所	100	123	123.0%		17 西宮YMCA保育園	60	69	115.0%
	20 鳴尾北保育所	60	89	148.3%		18 あんず保育園	45	51	113.3%
	21 高須東保育所	120	119	99.2%		19 ひかり保育園	90	104	115.6%
	22 大社保育所	120	133	110.8%		20 みどり園保育所	90	107	118.9%
	23 高須西保育所	120	114	95.0%		21 東山ぼぼ保育園	45	43	95.6%
計	2,180	2,522	115.7%	21 "		45	46	102.2%	
				22 夙川宝保育園		30	36	120.0%	
				23 ゆめっこ保育園		50	54	108.0%	
				24 ニコニコ桜保育園		60	66	110.0%	
				25 西宮夢保育園	45	56	124.4%		
				25 西北夢保育園(分園)	60	68	113.3%		
				25 夙川夢保育園(分園)	60	52	86.7%		
				26 つばみの子保育園	20	19	95.0%		
				27 武庫川女子付属保育園	90	77	85.6%		
				計	2,340	2,571	109.9%		
				合計	4,520	5,093	112.7%		

1 充足率:入所児童数÷認可保育所における定員×100

2 「つばみの子保育園」、「東山ぼぼ保育園」の2園に関しては0~2歳児の保育所である。

全体の充足率は112.7%であり、ほとんどの施設が定員を超えて受け入れられている。充足率が100%を下回る施設が10施設あるが、船坂保育園、つばみの子保育園を除く8施設では待機児童が発生しており、年齢ごとの定員枠があるため、希望する年齢児の空きがなければ入所できないといった事情がある。

保育料

保育料は、児童福祉法第 56 条第 3 項により、「本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢に応じて定める額を徴収することができる。」とされている。

西宮市では「児童福祉法による費用徴収規則」において保育料を定めており、市内の認可保育所であれば公立保育所、民間保育所を問わず適用される。また、保育料の徴収も西宮市が行っている。

保育料については、国が運営費国庫負担金の精算基準として国徴収基準額を定めている。各自治体は保育料の決定にあたって国徴収基準に従わなければならないわけではないが、現実的には国徴収基準額を参考にして保育料を決定している。平成 22 年度の保育料は以下のとおりである。

【平成22年度保育料(月額)】

階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	西宮市				国の基準	
		3歳未満児	国の基準に対する比率	3歳児以上児	国の基準に対する比率	3歳未満児	3歳児以上児
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	100%	0円	100%	0円	0円
B	A階層及びD階層を除いた世帯。平成21年度の市民税の課税状態によりB、C階層に区分する。	0円	100%	0円	100%	0円	0円
C	課税	4,500円	50%	3,000円	50%	9,000円	6,000円
D1	A階層を除いて平成21年分の所得税が課税されている世帯。右記の所得税額区分によりD1～D8階層に区分する。	9,500円未満	16,500円	55%	14,800円	55%	27,000円
D2		9,500円以上 40,000円未満	24,000円	80%	21,600円	80%	30,000円
D3		40,000円以上 56,000円未満	35,600円	80%	30,800円	80%	41,500円
D4		56,000円以上 103,000円未満	39,100円	88%	33,800円	88%	44,500円
D5		103,000円以上 129,000円未満	56,100円	92%	35,400円	92%	61,000円
D6		129,000円以上 413,000円未満	59,100円	97%	37,300円	97%	80,000円
D7		413,000円以上 734,000円未満	79,200円	99%	38,100円	99%	77,000円
D8		734,000円以上	88,400円	85%	38,500円	100%	101,000円

1 国の基準額の算定にあたっては、保育単価限度が表記されている階層について、各市の保育単価が国基準額を上回る場合は、国基準額を採用し、下回る場合は、その保育単価を採用する。

2 3歳以上児の国の基準に対する比率では、階層区分D3からD8については、保育単価限度額38,500円を国の基準として算定している。

西宮市では、保育料の金額設定について、平成 17 年 6 月の西宮市社会保障審議会からの「西宮市の保育サービスのあり方について答申書」を踏まえ、平成 18 年度から平成 22 年度にかけて段階的に国徴収基準の約 90%となるように改定し、階層区分についても 16 階層から 11 階層に変更し、国徴収基準に近づけている。3 歳以上児については、保育単価限度額として、西宮市は定員 61 人から 150 人の単価の平均をとり、38,500 円としている。

）保育料の近隣市との比較

保育料を近隣市と比較すると次のとおりとなる。平成 22 年度における国の徴収基準に対する実際の徴収割合は、西宮市が 89.7%（公立含む）であるのに対し、神戸市が 80.0%（公立含む）、姫路市が 80.3%（公立含む）、尼崎市が 75.7%（公立含む）、大阪市が 69.3%（公立除く）であった。

【近隣市との保育料の比較(3歳未満児)】

階層区分	対象世帯の状況		西宮市	神戸市	姫路市	尼崎市	大阪市	
1	生活保護世帯等		0	0	0	0	0	
2	市町村民税非課税 均等割の額のみ		4,500	5,600	7,000	5,300	0	
3	前年分の所得税が課税されていない世帯の前年分の市町村民税の額	所得割額あり	10,400	12,300	13,500	13,200	7,800	
		~ 6,399円					9,800	
4	前年分の所得税を課税されている世帯の前年分の所得税の額	1.5万円未満	16,500	20,300	19,600	21,000	13,500	
							~ 799円	15,200
							800円 ~	17,800
							4,200円 ~	
							8,500円 ~	
		9,500円 ~						
1.4万円 ~	21,000							
1.5万円以上3万円未満	24,000	24,000	24,000	24,000	22,300	21,000		
						1.5万円 ~		
2.5万円 ~								
2.7万円 ~								
5	前年分の所得税を課税されている世帯の前年分の所得税の額	3万円以上4万円未満	24,000	24,000	28,000	23,700	24,400	
							4万円以上5万円未満	
		5万円以上6万円未満	35,600	35,600	35,600	33,000	36,100	27,800
								5万円 ~
		5.5万円 ~						
		5.6万円 ~						
6万円以上7万円未満								
7万円以上8万円未満	39,100			39,500		32,200		
8万円以上9万円未満								
9万円以上10.3万円未満				43,500		38,900		
6	前年分の所得税を課税されている世帯の前年分の所得税の額	10.3万円以上15万円未満	56,100	49,700	48,000	54,900	44,600	
							10.3万 ~	
		12.9万 ~						
		15万 ~						
15万円以上20万円未満	59,100	59,100	59,100	53,000		48,200		
						18.3万 ~		
20万 ~								
20.3万 ~								
26.3万 ~								
30万円以上41.3万円未満						50,500		
7	前年分の所得税を課税されている世帯の前年分の所得税の額	41.3万円以上73.4万円未満	79,200	66,000	56,500	72,000	56,700	
							41.3万 ~	59,200
		60.3万 ~						
73.4万円以上123.4万円未満	88,400			85,800	61,000	93,600	63,400	
123.4万円以上						68,100		

(出所：2010年度県庁所在地・政令指定都市・中核市保育料表)

〔近隣市との保育料の比較(3歳以上児)〕

階層区分	対象世帯の状況	西宮市	神戸市	姫路市		尼崎市	大阪市	
				3歳児	4歳児～		3歳児	4歳児～
1	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0
2	市町村民税非課税 均等割の額のみ	3,000	3,700	6,000	3,900			0
3	前年分の所得税が課税されていない世帯の前年分の市町村民税の額	～6,399円						6,700
		所得割額あり 6,400円～	8,800	10,400	11,000	12,400		8,800 10,100
4	1.5万円未満	～799円						13,000
		800円～	14,800	18,200	16,900	18,300		12,000
		4,200円～						14,700
		8,500円～						13,600
		9,500円～			21,000	20,800		17,000
		1.4万円～						15,700
5	1.5万円以上3万円未満	1.5万円～	21,600	21,600		19,600	17,600	
		2.5万円～						
		2.7万円～						
6	3万円以上4万円未満			24,200	23,600	21,000	23,000	
		4万円以上5万円未満						
			5万円～	30,800	29,800	27,900	26,000	24,100
		5.5万円～						
7	5万円以上6万円未満	5.6万円～	33,800	29,800		33,400	26,400	
		6万円以上7万円未満						
		7万円以上8万円未満						
		8万円以上9万円未満						
8	9万円以上10.3万円未満	9万円～	95,400				30,500	
		10.3万円～						
		12.9万円～						
		15万円～						
9	10.3万円以上15万円未満	15万円～	37,300	31,600	32,500	27,000	32,200	
		18.3万円～						
		20万円～						
		20.3万円～						
10	15万円以上20万円未満	26.3万円～					33,800	
		30万円～						
		30万円以上41.3万円未満						
		41.3万円～	38,100	33,400			36,900	
11	41.3万円以上73.4万円未満	60.3万円～					30,300	
		73.4万円～						
		73.4万円以上123.4万円未満	38,500	34,700			38,900	
		123.4万円以上					32,300	
12	73.4万円以上123.4万円未満						39,900	
							33,300	
13	123.4万円以上						40,900	
							34,300	

(出所：2010年度県庁所在地・政令指定都市・中核市保育料表)

3歳未満児及び3歳以上児どちらの保育料も、階層区分4以下の区分において、他市より低く設定されている傾向があり、階層区分5以上の区分では、他市より高く設定されている傾向がある。

）利用者負担割合

西宮市の平成20年度から平成22年度までの公立保育所及び民間保育所に係る事業費合計額に占める利用者負担割合は、次のとおりである。

〔認可保育所事業費の利用者負担割合〕

(単位：千円)

内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
公立保育所管理運営事業	3,861,426	3,901,097	3,981,868
民間保育所運営補助等事業	2,861,917	2,889,723	3,232,260
合計(A)	6,723,343	6,790,820	7,214,128
保育所入所者負担金(B)	1,590,432	1,628,997	1,814,202
利用者負担割合(B/A)	23.7%	24.0%	25.1%

西宮市社会保障審議会の答申書によると、平成 15 年度保育所運営費に占める利用者負担割合は 18.4%であり、その後の保育料改定により利用者負担割合が上がってきていることが分かる。

) 保育料の未納

平成 20 年度から平成 22 年度までの保育料の収入未済額は以下のとおりである。

【調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額、収納率の推移】

(単位：千円)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度
調定額	現年度分	1,606,666	1,642,975	1,829,495
	過年度分	199,936	207,866	219,241
	計	1,806,602	1,850,841	2,048,736
収入額	現年度分	1,560,297	1,598,592	1,782,124
	過年度分	30,135	30,405	32,079
	計	1,590,432	1,628,997	1,814,202
不納欠損額	現年度分	-	-	-
	過年度分	8,304	2,604	1,130
	計	8,304	2,604	1,130
収入未済額	現年度分	46,369	44,383	47,371
	過年度分	161,497	174,857	186,032
	計	207,866	219,240	233,403
収納率	現年度分	97.1%	97.3%	97.4%
	過年度分	15.1%	14.6%	14.6%
	計	88.0%	88.0%	88.6%

平成 22 年度の収納率は 88.6%であるが、収入未済額は平成 22 年度で 233,403 千円あり、毎年増加している。

【保育料のしくみ】

保育所運営費					
国の定める運営費					市等の上積の運営費
国基準保育料		国・県・市義務負担			市等の負担
保育料	軽減分	国庫負担金	県負担金	市負担金	市の負担
					国・県補助金
保護者(1)	市	国	県(2)	市	市等

1 未納分は市の負担となる。

2 政令市・中核市については、県負担金はなく、市負担となる。

事業費等の推移

平成 20 年度から平成 22 年度までの保育事業に関する事業費の推移は次のとおりである。

公立保育所については、従来は、公立保育所運営に充当すべき経費として、国が 2 分の 1、都道府県と市町村が各々 4 分の 1(政令指定都市と中核市の場合都道府県の負担はなく、市が 2 分の 1)負担していたが、平成 16 年度から国の直接的な負担はなくなり、公立保育所の運営に用途が特定されない地方交付税として交付されることになった。これにより、公立保育所の運営費のうち保育料を超過する部分は基本的に地方公共団体が一般財源から負担することになった。一方、民間保育所に対する補助金については従来どおり、国が 2 分の 1、都道府県と市町村が各々 4 分の 1(政令指定都市と中核市の場合都道府県の負担はなく、市が 2 分の 1)負担している。

【公立保育所管理運営事業】

(単位:千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費	3,369,353	3,385,180	3,424,793
補助金	3,898	3,768	4,054
委託料	120,009	123,679	125,313
その他	368,166	388,470	427,708
合計(A)	3,861,426	3,901,097	3,981,868
ア 財源(国、県支出金)	991	8,374	20,482
イ 財源(地方債)	-	-	-
ウ 財源(使用料、手数料)	9	9	9
エ 財源(一般財源)(B)	3,077,591	3,086,381	3,101,208
オ 財源(その他)(C)	782,835	806,333	860,169
合計	3,861,426	3,901,097	3,981,868

児童数(4/1時点)	2,410人	2,445人	2,522人
平均児童数(D)	2,450人	2,491人	2,546人
児童一人当たり事業費(A/D)	1,576	1,566	1,564
児童一人当たり一般財源負担額(B/D)	1,256	1,239	1,218
児童一人当たり受益者負担額(C/D)	320	324	338

【民間保育所運営補助等事業】

(単位:千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費	-	-	-
補助金	2,842,507	2,870,320	3,213,103
委託料	2,184	2,184	2,438
その他	17,227	17,220	16,720
合計	2,861,918	2,889,724	3,232,261
ア 財源(国、県支出金)	748,208	775,648	823,276
イ 財源(地方債)	-	-	-
ウ 財源(使用料、手数料)	-	-	-
エ 財源(一般財源)	1,285,423	1,271,916	1,434,278
オ 財源(その他)	828,287	842,160	974,707
合計	2,861,918	2,889,724	3,232,261

児童数(4/1時点)	2,313人	2,344人	2,571人
平均児童数(D)	2,358人	2,378人	2,629人
児童一人当たり事業費(A/D)	1,214	1,215	1,229
児童一人当たり一般財源負担額(B/D)	545	535	546
児童一人当たり受益者負担額(C/D)	351	354	371

【家庭保育所等及び病後児保育事業】

(単位:千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費	-	-	-
補助金(A)	53,614	63,396	78,654
委託料	4,508	4,991	6,493
その他	1,236	2,997	265
合計	59,358	71,384	85,412
ア 財源(国、県支出金)	6,014	9,279	10,814
イ 財源(地方債)	-	-	-
ウ 財源(使用料、手数料)	-	-	-
エ 財源(一般財源)	53,036	61,771	72,619
オ 財源(その他)	308	334	1,979
合計	59,358	71,384	85,412

平均児童数(B)			75人
児童一人当たり事業費(A/B)			1,049

(注)補助金は家庭保育所及び保育ルームに係るものであるため、家庭保育所及び保育ルームの月末平均入所者数により平成22年度の児童一人当たり事業費を計算している。

) 公立保育所管理運営事業

【公立保育所管理運営事業】では、平成 22 年度の事業費合計 3,981,868 千円のうち人件費が 3,424,793 千円と 86.0%を占めている。児童数一人当たりコストは、平成 22 年度で 1,564 千円となり、民間保育所の 1,229 千円と比較すると高くなっている。

a) 保育士の配置基準

保育所を運営するために最低限必要とされる保育士の人数については、国が入所児の年齢別に概ねの目安となる基準(「児童福祉施設最低基準」(昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号)第 33 条第 2 項)を定めている。

西宮市では、独自に公立保育所、民間保育所の配置基準について以下のとおり定めている。

【保育士の配置基準】

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児
西宮市	公立保育所	3:1	5:1	20:1	
	民間保育所	3:1	6:1	20:1	
国の最低基準		3:1	6:1	20:1	30:1

(出所:平成22年度第4回西宮市幼児期の教育・保育審議会【資料集】)

西宮市では、1・2 歳児は、公立保育所が 5 対 1 であるのに対し、民間保育所は国の最低基準と同じ 6 対 1 と異なった配置基準となっている。4・5 歳児については、20 対 1 といずれも国の最低基準より多く配置されている。

また、公立保育所と民間保育所では、20 対 1 の基準は同じでも、端数の処理の仕方が異なる。具体的には、例えば、公立保育所の場合は 3 歳児が 21 名となった場合に保育士が 2 名配置されるが、民間保育所の場合は 29 名までは 1 名のままで、30 名を超えると 2 名の配置となる。

このように、公立保育所は民間保育所と比べ保育士の配置が手厚くなっており、民間保育所に比べて公立保育所の一人当たりコストが高くなっている一因と考えられる。

b) 職員の配置状況

平成 23 年 4 月 1 日現在の公立保育所の職員の配置状況及び年齢構成は以下のとおりである。

【職員の配置状況】

正規職員	保育所長	副保育所長	保育士	調理員	合計
	23人	23人	249人	26人	321人
嘱託職員	嘱託保育士	嘱託パート	嘱託調理員	合計	
	22人	292人	22人	336人	
臨時職員	臨時保育士	臨時調理員	プール代替調理員	合計	
	152人	19人	25人	196人	

正規職員のうち、保育所長、副保育所長は各保育所に 1 名配置されており、保育士は、各保育所に 7～14 名配置されている。調理員は、朝日愛児館は正規職員、嘱託調理員の 2 名であるが、他は正規職員 1 名以上を含む、嘱託職員、臨時職員合わせて 3 名が配置されている。

保育所の保育士は常勤が望ましいとされてきたが、平成 14 年 7 月より、常勤の保育士が各組や各グループに 1 名以上配置されていること等を満たす場合には、短時間勤務の保育士をあてても差し支えないこととされている。

また、年齢構成については、嘱託職員で 50 代が多くなっていることを除いて、特に偏りは認められない。

【職員の年齢別構成】

	20代	30代	40代	50代	60代	合計
正規職員	96人	87人	73人	61人	4人	321人
嘱託職員	10人	28人	87人	181人	30人	336人
臨時職員	76人	52人	28人	32人	8人	196人

）民間保育所運営補助等事業

【民間保育所運営補助等事業】では、平成 22 年度の事業費合計 3,232,261 千円のうち補助金が 3,213,103 千円と 99.4%を占めている。

民間の認可保育所の運営費は、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(厚生事務次官通知)において「市町村が児童福祉法第 24 条本文による保育所での保育の実施を行った場合における法第 51 条第 4 号に規程する保育の実施につき法第 45 条の最低基準を維持するための費用」とされている。民間保育所に係る運営費は、西宮市から民間保育所へ運営費補助金等として支弁される。民間保育所に対する補助金は、保護者が負担する保育所保育料のほか、国と西宮市が支出する負担金でまかなわれている。

4．認定こども園事業

制度の概要

認定こども園は、幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、認定基準を満たす施設で、都道府県知事から認定こども園の認定を受けた施設である。

- ・就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
- ・地域における子育て支援を行う機能

認定こども園制度は、急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化の中、保護者や地域の多様なニーズに応えるため、平成 18 年 10 月からスタートした制度である。保護者が働いているか否かにかかわらず全ての子どもが利用でき、0～5 歳児を対象としている。西宮市では平成 23 年 4 月 1 日に 1 園認定されている(段上認定こども園 きりん園)。

認可保育所(きりん園)の状況

きりん園での定員数及び現員数(平成 23 年 8 月 1 日現在)は、以下のとおりである。

【定員数及び現員数】

年齢	定員数	現員数
0歳	12人	12人
1歳	24人	17人
2歳	24人	18人
計	60人	47人

0 歳児については、途中入所があり 8 月に定員を満たしたが、1 歳児、2 歳児については、8 月になっても定員を満たしていない。

園で入所者の保護者を対象に調査を実施したところ、およそ 9 割が保育所(きりん園)からそのまま幼稚園(段上幼稚園)に進級することを希望している。残りのおよそ 1 割は、保育所と比較すると幼稚園では平日に保護者の参加が必要なイベントなどの負担があることから、幼稚園(段上幼稚園)よりも認可保育所への入所を希望している。

認定こども園としては、開園当時、幼稚園(段上幼稚園)に進級できる人数が未確定だったことも、定員を満たさなかった一因と考えている。また、保育所(きりん園)に入所する際に、入園料と入園検定料の合計 4 万円を保護者から徴収しており、他の認可保育所ではそのような入所時の負担がないことから、定員割れになったとも考えられる。

5 . 認可外保育施設(家庭保育所・保育ルーム)

制度の概要

平成 22 年度では、認可外保育施設のうち、家庭保育所は 6 箇所、保育ルームは 9 箇所設置されている。その他、認可外保育施設として西宮市が把握している施設は 52 箇所ある。(いずれも 4 月 1 日現在。認可外保育施設は事業所内保育施設を含む。)

家庭保育所・保育ルームは、保育に熱意のある保育士または看護師資格を持つ保育者が自宅を開放、又は賃貸物件等により、家庭的な雰囲気の中で日々保育に欠ける児童を預かる施設であり、西宮市が認定したものである。

家庭保育所は、主に産休明け児童(生後 6 ヶ月未満)の預かり施設として昭和 48 年度から実施している。保育ルームは待機児童の解消を目的として、児童福祉法第 24 条第 1 項に規定する家庭的保育事業として、国庫補助金を活用して平成 13 年度から実施している。

【家庭保育所・保育ルーム一覧】(平成22年4月1日時点)

保育所		定員(人)	入所数(人)	充足率
家庭保育所	1 中田家庭保育所	5	1	20.0%
	2 たけのこ家庭保育所	11	11	100.0%
	3 森下家庭保育所	5	5	100.0%
	4 虹の子家庭保育所	8	4	50.0%
	5 ひまわり家庭保育所	8	7	87.5%
	6 すずらん家庭保育所	5	0	0.0%
	計	42	28	66.7%
保育ルーム	1 保育ルームMAMA	5	5	100.0%
	2 保育ルームKIDS	4	4	100.0%
	3 すくすく保育ルーム	4	4	100.0%
	4 くまのこ保育ルーム	5	3	60.0%
	5 保育ルームにここ	4	4	100.0%
	6 ぼっぼ保育ルーム	5	4	80.0%
	7 保育ルームポニー	4	3	75.0%
	計	31	27	87.1%
合計		73	55	75.3%

家庭保育所は、主に産休明け児童(6 ヶ月未満)の預かり施設であることから、平成 22 年 4 月 1 日時点では、定員充足率は 66.7%となっている。しかし、各家庭保育所実績報告書の保育実績をみると、毎月の入所退所があるものの、継続して空きがある状態ではなく、退所児童があるとしばらくして入所があり、ほぼ定員枠を満たしている状況である。

保育ルームは、入所年齢は主に 2 ヶ月から 3 歳未満児までであり、平成 22 年 4 月 1 日時点では、定員充足率は 87.1%である。5 月以降は定員が埋まり、入退所はあるものの、ほぼ定員枠を満たしている状況である。

各家庭保育所・保育ルームの収支実績

平成 22 年度における年間の各家庭保育所・保育ルームの収支実績は以下のとおりである。

【家庭保育所の収支実績】

(単位:千円)

名前	保育料収入	運営助成収入	収入合計	支出合計	収支差額	定員(人)	月末平均入所者数(人)
A	211	3,065	3,277	1,953	1,323	5人	1.6
B	392	4,140	4,533	4,543	10	5人	3.8
C	861	8,210	9,071	8,248	823	8人	6.8
D	870	5,696	6,566	6,634	68	5.0	5.0
E	891	8,550	9,442	7,152	2,289	8.0	6.1
F	1,234	12,040	13,275	14,705	1,430	11.0	10.9
平均	743	6,950	7,694	7,206	488	7.0	5.7

【保育ルームの収支実績】

(単位:千円)

名前	保育料収入	運営助成収入	収入合計	支出合計	収支差額	定員(人)	月末平均入所者数(人)
a	1,256	3,932	5,188	2,212	2,975	5.0	5.0
b	1,308	3,809	5,118	2,212	2,905	4.0	4.0
c	842	4,276	5,118	2,633	2,484	4.0	4.0
d	1,343	4,153	5,496	3,741	1,754	5.0	4.8
e	973	4,145	5,118	4,262	855	4.0	4.0
f	739	4,615	5,355	2,670	2,685	5.0	3.8
g	653	3,986	4,640	2,843	1,797	5.0	5.0
h	258	1,317	1,575	1,282	293	5.0	5.0
i	1,439	5,633	7,072	4,248	2,824	5.0	5.0
平均	979	3,985	4,964	2,900	2,064	4.7	4.5

家庭保育所・保育ルームの収入は、「保育料収入」、「運営助成収入」があり、家庭保育所は「家庭保育所の運営・助成要綱」、保育ルームは「家庭的保育事業(保育ルーム)の運営・助成要綱」においてそれぞれ定められている。家庭保育所・保育ルームでは、給食の提供がある施設や延長保育を実施している施設がある。これらの場合、各施設において、保護者から保育料とは別に徴収しているが、報告書の収入合計に含まれていない。その結果、収支差額がマイナスとなっている施設がある。

) 運営助成費

家庭保育所・保育ルームは、いずれも個人の保育士等を西宮市が認定し、西宮市からの助成金により少人数の児童を保育する施設である。家庭保育所の運営助成費として、西宮市が助成する費用等は次のとおりである。

【家庭保育所・保育ルームの助成基準】

	家庭保育所	保育ルーム
名称	運営基本助成費	
補助金額	家庭保育所は施設の数及び保育児童数、保育ルームは保育児童数に応じて算定した金額から保護者負担保育料の合計額を控除した金額。	
名称	保育補助等助成費	
内容	保育内容の充実及び向上を図ることを目的とした助成。	
補助金額	家庭保育所は施設の数及び保育児童数、保育ルームは保育児童数に応じて算定。ただし、保育補助者に要した経費が助成額に満たないときは、要した経費を助成額とする。	
名称	調理員助成費	
内容	自園調理を行う施設で、調理員を雇用する際の助成。	
補助金額	保育児童数により算定。ただし、調理員に要した経費が助成額に満たないときは、要した経費を助成額とする。	
名称	光熱水費	
補助金額	4～9月 1施設あたり月額5,100円 10～3月 1施設あたり月額5,300円	
名称	保健対策費	
補助金額	予算の範囲内で別に定める	
名称	安全対策費	
補助金額	ガス漏れ警報器具費、消火器の設置費用	
名称	児童賠償責任保険加入の費用	
補助金額	保険料実費	
名称	施設開設時の備品等購入及び退職による施設閉所時の撤収等の費用	
補助金額	1施設200,000円を上限とし、要した費用の全額	
名称	施設整備の費用	
補助金額	市長が特に必要と認めた場合、施設整備に要する費用の2分の1を上限とする範囲内で助成	
名称	施設維持の費用	
補助金額	月額9,000円。ただし、施設の賃借費用を助成する場合を除く。	
名称	施設の賃借費用	
補助金額	1施設は月額125,000円を限度、2・3施設は月額155,000円を限度として助成。	市長が認めた場合に限り、月額200,000円を限度として賃借費用を助成。

）保育料

家庭保育所・保育ルームの保育料は、認可保育所と同様、世帯の所得税の額により決定している。家庭保育所・保育ルームは、延長保育がないこと、給食提供がないこと、施設の維持経費が認可保育所に比べ安価なことなどから、認可保育所の保育料の半額から3分の2強に設定されている。

平成22年度の保育料は、次のとおりである。

【家庭保育所・保育ルームの保育料】

階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	第1子保育料	第2子以降保育料
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き前年分の所得税非課税世帯	非課税(母子・父子世帯等)	0円
		非課税(上記以外の世帯)	900円
C		6,700円	3,300円
D1	A階層を除き前年分の所得課税世帯。右記の所得税額区分によりD1～D7階層に区分する。	9,500円未満	3,700円
D2		9,500円以上 38,000円未満	8,700円
D3		38,000円以上 75,000円未満	13,200円
D4		75,000円以上 129,000円未満	17,400円
D5		129,000円以上 203,000円未満	18,500円
D6		203,000円以上 279,000円未満	19,200円
D7		279,000円以上	20,000円

）保育時間

保育時間は以下のようになっているが、下記時間内で、保育者と保護者の協議により決定される。さらに必要に応じて時間外保育についても、協議により決定することができる。時間外保育料は30分を増すごとに350円となっている。

	月曜日～金曜日	土曜日
家庭保育所	8時～17時半	8時～13時
保育ルーム	7時半～18時	-

時間外保育を実施している施設は、家庭保育所4箇所、保育ルーム1箇所あり、施設により延長時間は異なるが、最大19時までとなっている。

(2) 監査の結果及び意見

1. 暫定定員枠について要綱と実態の乖離を是正すべき(結果)

「西宮市保育所入所円滑化対策実施要綱」第4条では、「総定員又は年齢別定員を超えて入所できる児童数は、公立保育所については、総定員に15%を乗じて得られる員数(四捨五入)とする。但し、公立保育所のうち7園については、それぞれの年齢で暫定定員枠を設定し、その枠内で保育の実施を行うものとする。」として、今津文協保育所、鳴尾東保育所、むつみ保育所、津門保育所、今津南保育所、上之町保育所、鳴尾北保育所については、暫定定員枠を設定し、平成22年4月1日時点で115%を超えて入所者を受け入れている。しかし、建石保育所、学文殿保育所、用海保育所、浜甲子園保育所、瓦木北保育所の5園は暫定定員枠を設定することなく、平成22年4月1日時点の入所者数は定員の115%を超えて受け入れている。さらに、平成23年4月1日時点でも上記5園及び甲東北保育所について115%を超えて入所者を受け入れているが、いずれも要綱で暫定定員枠を設定する対象園とはされていない。

平成10年「保育所への入所の円滑化について」(厚生省児童家庭局保育課長通知、平成22年2月17日雇児保発0217第1号により改定)によると、児童福祉施設最低基準を満たしていることを条件に定員を超えて保育の実施を行っても差し支えないとされており、児童福祉施設最低基準を満たしていれば、定員を超えて保育を実施すること自体に問題はない。

しかし、要綱では定員を超えて保育を実施できる場合を限定して定めており、これに相違する状態を継続すべきでない。速やかに要綱の改正、もしくは、定員枠の見直しを実施すべきである。

2. 待機児童の解消について(意見)

保育ルームの増設により、0~2歳児専用の保育所整備を進めるべき(意見)

保育ルームの増設は、場所や人材の確保が比較的容易にできる反面、定員は5人以下であるため、相当数設置しなければ、待機児童の抜本的な解消に至らない。ただ、待機児童は特定の地区に集中しているわけではなく、新設保育所の整備をするほど需要がない地域や、整備する土地が確保できない場合もあり、保育ルームの増設により、迅速かつきめこまやかな対応が可能である。今後も待機児童対策の一環として整備を進めていくことが望ましい。

平成22年4月1日現在の待機児童310人のうち、0~2歳児が250人と約8割を占めている。さらに、4月1日時点では待機していなくても0歳

児や 1 歳児は、年度途中で産休や育休明けで入所希望者が増加することを考えると、待機児童の年度中の解消は難しい状況にあると言える。平成 22 年度に整備された「幸和園保育所南園」、「めばえの子保育園」は 0~2 歳児の民間保育所であり、今後もこうした 0~2 歳児専用の保育所を増やしていくことが望ましい。

幼稚園での預かり保育の充実により待機児童解消を検討すべき（意見）

分園や保育ルームの卒園後も、ほとんどの場合 3 歳児からも継続して保育が必要となる。現在は、3 歳児以降の保育を継続するという観点から、入所選考上、一定の配慮をしており、これまで保育の継続を希望した児童で入所できなかったケースはないとのことである。しかし、平成 20 年以降 3 歳児でも待機児童が多くなっており、分園や保育ルームの整備が進むと、分園や保育ルームの卒園後の 3 歳児からの受入先が確保できなくなるおそれがある。

西宮市には公立幼稚園が 21 園、私立幼稚園が 40 園あるが、預かり保育を実施しているのは、私立幼稚園のうち 36 園である。そのうち、保育所と同様に週 5 日以上実施しているのは 31 園、18 時以降まで実施しているのは 16 園、夏休み等の長期休業日にも 10 時間以上預かり保育を実施しているのは 9 園と、フルタイムで働く保護者が必要とする保育サービスが受けられるのはごく一部の幼稚園に限定される。0~2 歳児の受入先は保育所であれば難しいが、3 歳以上児については、幼稚園での受入が可能である。幼稚園での預かり保育サービスを充実させることにより、待機児童の解消につなげるべきである。

3 . 公立保育所の事業費の縮減に努めるべき（意見）

公立保育所では民間保育所に比して、多額の公費が投入されている。

平成 22 年度における公立・民間保育所それぞれの児童一人当たりの公費投入額の比較は、次表に示すとおりである。民間保育所の児童一人当たりの公費投入額は 1,229 千円であるのに対し、公立保育所の児童一人当たり公費投入額は 1,564 千円（民間保育所の約 1.27 倍）である。

【公立保育所と民間保育所の児童への公費投入額の比較(平成22年度)】

(単位:千円)

	事業名/内訳	事業費	児童一人当たり事業費
公立保育所 (児童数:2,546人)	人件費	3,424,793	1,345
	管理費	89,947	35
	給食費	201,502	79
	保育費	265,626	104
	合計	3,981,868	1,564
民間保育所 (児童数:2,629人)	民間保育所運営費	2,662,851	1,013
	事務経費 1	19,158	7
	民間保育所助成金 2	550,252	209
	合計	3,232,261	1,229

1 民間保育所分園の建物リース料、民間保育所協議会への委託料が含まれる。

2 国基準の運営費の支弁とは別に西宮市独自で、「西宮市民間保育所助成金交付要綱」に従い、交付された助成金である。

公立保育所であっても民間保育所であっても認可保育所であれば、負担する保育料は所得に応じて一定であり、受けているサービスにもさほど違いは認められない。にもかかわらず、公立保育所の児童一人当たりの事業費が大きいのは、人員配置基準の違い(1・2歳児)や、公立保育所の保育士と民間保育士の平均給与額に差異があるためである。西宮市公立保育所職員と民間保育所の平均給与を比較すると下記のとおりとなる。

【西宮市公立保育所職員の人件費(平成22年度)】

	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均給与(千円)
主任保育士(副所長)	47.1	27.3	6,500
保育士(正規保育士)	34.8	13.2	5,897
常勤的非常勤(臨時保育士)	32.3	4.3	2,983

【<参考>平成22年度民間保育所の人件費調べ】

	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均給与(千円)
主任保育士	42.6	15.3	4,742
保育士	27.3	4.8	3,309
常勤的非常勤	36.3	5.4	2,255

平均給与については、平成21年度指導監査事前提出資料より平均年齢該当職員を抜粋

公立保育所においては、人員配置基準の見直しや、人員構成の見直しなどにより、より一層事業費を縮減することが求められる。

また、長期的な視点にたてば、同じ保育サービスを民間事業者の方が低コストで提供できるのであれば、公立保育所の民間移管や民間事業者の参入を進めるべきである。西宮市においても、公立保育所の民営化推進計画が検討されているが、当面は、待機児童の解消が重要な課題となっていることから、民営化対象公立保育所と民間移管先保育園を並存させて定員増を図り、待機児童数の解消が図られた後に、公立保育所を閉所する方針が示されている。引き続き、こうした方針にそった取組を進めることが必要

である。

なお、児童一人当たりの事業費は、公立・民間保育所で違いはあるが、保護者による満足度調査の結果は次のとおりであり、保育の内容や保育者の対応、人員配置などについて、公立と私立の間に大きな差は認められない。

【利用保育施設別 利用施設に対する満足度(平均評価点)】

問11 現在利用している施設の下記の項目について、どの程度満足していますか。

【見方】「わからない・無回答」を除き、下記の点数で平均評価点を算出している。

評価点が高いほど「そう思う」(満足等)を、低いほど(そう思わない)(不満等)を示している。

・そう思う(満足・重要・非常に必要・あてはまる):4点

・ややそう思う(やや満足・やや重要・やや必要・ややあてはまる):3点

・あまり思わない(やや不満・あまり重要でない・あまり必要でない・あまりあてはまらない):2点

・まったく思わない(不満・まったく重要でない・まったく必要でない・まったくあてはまらない):1点

集計対象者総数	公立保育所利用者	民間保育所利用者
	907人	849人
園長や保育者の対応	3.50	3.53
保育者の人員配置	3.32	3.45
保育の内容	3.26	3.50
保育時間	3.28	3.37
給食の内容	3.65	3.77

(出所:西宮市幼児期の教育・保育に関するアンケート調査報告書(平成23年10月)をもとに監査人が作成)

4. 認可保育所の保育士配置基準を見直すべき(意見)

西宮市では、公立保育所と民間保育所で保育士の配置基準が異なる。公立保育所の方が民間保育所と比べると手厚い配置基準となっており、このことが公立保育所の方が民間保育所と比べると利用者一人当たり事業費が高くなっている一因である。

平成19年10月時点で、兵庫県下で公立保育所の方が民間保育所と比べて手厚い配置基準となっているのは、加古川市、川西市、新温泉町、明石市の4市町のみである。神戸市、姫路市、尼崎市を含む31市町については、国基準を配置基準としており、芦屋市、伊丹市、宝塚市、市川町の4市町では、国基準を上回る配置を公立保育所と民間保育所と同水準にしている。

保育料は認可保育所として所得に応じて定められており、同じ保育料を払って同水準のサービスを受けているとの前提で考えると、同じ認可保育所であるのに、配置基準が異なるというのは利用者の理解が得られない。公平性の観点からは、公立保育所と民間保育所の配置基準を同一にすべき

である。

民間保育所の配置基準を公立保育所と同等にするには国の運営費負担はないため、西宮市独自で負担する必要がある。一方、「3．公立保育所の事業費の縮減に努めるべき（意見）」において、【利用保育施設別の利用施設に対する満足度】を取り上げたが、「保育者の人員配置」について、利用者の満足度は、公立保育所の方が配置基準は手厚いにも関わらず、民間保育所の方が平均点は0.13点上回っている。このような状況を勘案し、公立保育所の配置基準を引き下げるか民間保育所の配置基準を引き上げるか意思決定すべきである。

5．保育料の見直しを検討すべき（意見）

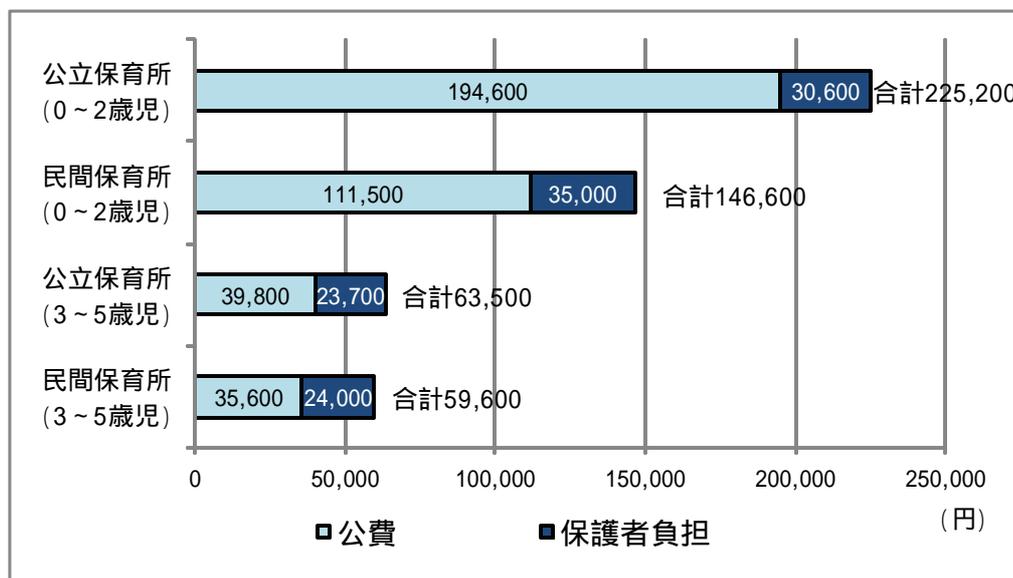
認可保育所の保育料を見直すべき（意見）

認可保育所の保育料の金額設定については、西宮市社会保障審議会の答申を踏まえ、平成18年度から平成22年度にかけて段階的に国徴収基準の約90%となるよう改定し、階層区分についても従前の16階層から11階層に変更し、国徴収基準に近づけている。

この改定により、利用者負担割合は平成20年度の23.7%から平成22年度の25.1%へと上昇しているが、市の一般財源からの財政負担額は約45億円(公立保育所・民間保育所の合計)とその規模は大きい。

平成21年度の数字になるが、西宮市が保育所の児童の年齢別に一人当たり保護者負担と公費投入の状況を調査しており、その結果は次のとおりである。

【保育所の児童一人当たり保護者負担と公費投入の比較(月額)】
(平成21年度決算)



公費には国・県・市の負担額を含めている。

民間保育所の保護者負担額には諸費(延長保育等)を含んでいない。

国庫補助金は、0～2歳児、3～5歳児の運営経費の比率で按分して算出。

金額は端数処理を行っている。

(出所:平成22年度 第4回 西宮市幼児期の教育・保育審議会【資料集】をもとに加工)

上記表のうち、0～2歳児は公立保育所では月額225千円の費用に対し保護者負担は31千円(13.6%)、民間保育所であっても、月額147千円の費用に対し保護者負担は35千円(23.9%)である。

所得税非課税世帯に保育料を賦課することについては、保育料負担が可能かどうかを十分に配慮すべきであるが、国の徴収基準と比べると保育料の設定額が50%となっている階層区分もあり、受けている保育サービスに応じた負担を求めるといった観点から、国の徴収基準の範囲内で保育料を引き上げる余地があると考えられる。

家庭保育所・保育ルームの保育料の設定を見直すべき(意見)

家庭保育所・保育ルームの保育料は、認可保育所と比較すると半額から3分の2程度の設定となっている。ここで、家庭保育所・保育ルームの第1子保育料と認可保育所の3歳未満児の保育料を比較すると次のとおりである。

【家庭保育所・保育ルームの保育料と認可保育所の保育料の比較】

階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	家庭保育所・保育ルーム第1子保育料	認可保育所保育料3歳未満児
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き前年分の所得税非課税世帯	非課税(母子・父子世帯等)	0円
		非課税(上記以外の世帯)	1,900円
C		課税	6,700円
D1		9,500円未満	7,400円
D2		9,500円以上 38,000円未満	17,500円
D3	A階層を除き前年分の所得課税世帯。右記の所得税額区分によりD1～D7階層に区分する。	38,000円以上 40,000円未満	24,000円
		40,000円以上 56,000円未満	26,500円
		56,000円以上 75,000円未満	35,600円
D4		75,000円以上 103,000円未満	39,100円
		103,000円以上 129,000円未満	34,800円
D5		129,000円以上 203,000円未満	37,100円
D6		203,000円以上 279,000円未満	38,500円
		279,000円以上 413,000円未満	59,100円
D7		413,000円以上 734,000円未満	40,000円
		734,000円以上	88,400円

上表で、階層区分 D3 のうち、所得税額が 38,000 円以上 40,000 円未満の場合は、家庭保育所・保育ルームは 26,500 円であるのに対し、認可保育所では 24,000 円とこの区分のみ家庭保育所・保育ルームよりも認可保育所の方が保育料が低くなっている。

一方で、階層区分 D7(734,000 円以上)をみると、家庭保育所・保育ルームの保育料は 40,000 円であるのに対し、認可保育所は 88,400 円と 2 倍以上の乖離が生じている。

家庭保育所・保育ルーム事業における児童平均一人当たり事業費は平成 22 年度で 1,049 千円となっており、公立保育所の 1,564 千円と比べると約 7 割程度である。なお、保育サービスの水準については、給食の提供がないことは保育料の設定に配慮する必要があると思われるが、低年齢児であるため施設の違いはそれほど保育サービスに直結しないと思われる。こうした状況に鑑みれば、家庭保育所・保育ルームと認可保育所の保育料の差が著しい階層区分については、保育料の見直しを検討すべきである。

6. 保育料の減免については要綱にそった対応を行うべき(意見)

保育料の減免は、「保育所運営費負担金階層区分の認定変更取扱要綱」に基づき、階層区分の認定変更がなされる。

第 2 条第 1 項第 2 号の世帯の今年の収入が前年の収入と比べて 60% 以下になると推定される場合に該当するサンプルとして下記 3 件を抽出し、減免申請書及び階層区分の認定手続きを確認した。

平成22年度減免者リスト(サンプル対象)

(単位：円)

対象者	減免前保育料		減免後保育料		減免月数	減免額
	階層区分	金額	階層区分	金額		
あ	D4	33,800	B*	0	12ヶ月	405,600
い	D8	44,200	B	2,200	12ヶ月	504,000
う	D6	37,300	B	3,000	11ヶ月	377,300

いの対象者については、一時所得が前年に発生しており、今年の収入が60%以下となるため、減免の対象とされている。

あ及びうの対象者については、会社都合による失業により、世帯の今年の収入が前年の60%以下となるため減免の対象とされており、それぞれ12ヶ月及び11ヶ月継続して減免されている。

要綱第4条第4項第1号において、階層区分の認定変更で、「変更する期間は、当該事由の発生した日の属する月の翌月（当該事由が発生した日が当該年度の始まる前の場合は、4月とする。）とし、当該期間内に当該事由が消滅したと認められる場合は、その翌月から元の階層に更正する。」とされている。

ここで、「当該事由が消滅したと認められる場合」とは、西宮市によると、「休職期間に再就職をし、失業前の収入並みに回復した場合」とのことである。実際には失業前の収入並みに回復するケースはほとんどなく、翌年度の保育料が決定されるまで減免が継続されることになる。

本来、保育料は前年度の所得に基づき決定されるものであり、自己都合による退職や育児休業の取得等によって当年度の所得が減少しても減免とはならず、翌年度の保育料の算定に反映されるしくみである。予期せぬ所得の減少という事情は考慮すべきであるが、減免を1年近く継続することは、他の利用者との公平性の観点からは望ましくない。

求職期間が3ヶ月以上継続している場合は、保育に欠けるという要件は満たされないため、減免期間は例えば3ヶ月以内と期間を限定すべきである。

3ヶ月以内に再就職や開業したとしても元の階層に更正することが個々の事情に配慮し望ましくないのであれば、要綱を見直し、実情に即した保育料の負担を求めることができるよう、検討することが望まれる。

7. 保育所長による納付指導等により未納の減少に努めるべき（意見）

保育所の保育料の未納については、平成22年度の包括外部監査においても取り上げられているが、平成22年度における収入未済額は233,403千円である。

保育料の滞納を理由に退所等をさせることはできないという国の指導があるため、保育サービスを受けながら保育料を支払わない家庭が存在することとなり、保育料を支払っている家庭との不均衡が生じる。また、西宮市が負担することとされている義務負担分に加え、国の徴収基準による保育料との差額は西宮市の負担となるが、さらに未納分についても西宮市が財政負担をしていることになる。

一方、幼稚園保育料は滞納が生じた場合には、毎月納付書を送付して督促するほか、3ヶ月以上の滞納者については、園長との面談を通じて納付計画を立てるよう指導を行っている。幼稚園保育料では、滞納はほとんど生じておらず、保育所の保育料と比べると、毎月の納付金額が比較的小さいことも理由の一つと言えるが、滞納が発生しにくい理由として園長が直接納付交渉にあたっていることが考えられる。

保育所の保育料についても、公立保育所の所長による納付指導を実施することが望ましい。また、平成17年4月1日以降は、保育料の収納事務については、私人へ委託することが認められており、民間保育所についても保育所長への委託が有効であると考えられる。

8. 家庭保育所・保育ルームの収支報告書において、運営実績を把握するためにはすべての収支を記載するよう指導すべき(意見)

西宮市は平成22年度の家庭保育所・保育ルームの実績報告書を、月次で入手している。月次の実績報告書の運営助成収入を12ヶ月合計した金額と、「平成22年度補助金等交付決定変更通知書」の金額の整合性を確認したところ、すべて数千円単位で不一致となっていた。これは、賠償責任保険を控除した金額を運営助成収入として報告する施設が記載しているためであるが、賠償責任保険代は別途費用として計上し、運営助成収入の年間合計金額を「平成22年度補助金等交付決定変更通知書」と一致させるよう西宮市が各施設に指導すべきである。

また、施設整備の費用として、「市長が特に必要と認めた場合は、施設整備に要する費用の2分の1を上限として予算の範囲内で助成することができる。」とされているが、実績報告書に含められている場合と含まれていない場合があった。施設整備の費用の記載がある場合であっても、施設整備補助金の額が収入として記載されていないため、施設が全額負担したかのような誤解を与えるものがあった。このほか、施設で独自に徴収する給食代や延長保育料については、収入は記載されていないが、調理員の経費や保育補助者等経費については、支出に含まれている。

施設の運営の実態を明らかにするため、すべての収支について報告書上

記載するよう西宮市が各施設に指導すべきである。

【2】幼稚園関連事業

(1) 概要

1. 制度の概要

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を促すことを目的とする教育機関である。幼稚園は、義務教育機関ではなく市町村の設置義務がない点で、小学校や中学校とは異なる。

幼稚園の入園対象児は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とされており、保育時間は、4時間が標準である。

幼稚園の保育料については、公立幼稚園は西宮市が設定し、私立幼稚園は各園が設定している。この点で、所得に応じて公立、私立で同一の保育料を設定している保育所の保育料と異なる。

2. 西宮市の幼稚園の現状

就学前児童の幼稚園入園状況

「第2編 子育て支援を取り巻く社会環境と事業概要 第1 西宮市の子育て支援の現状」で述べたように西宮市では3歳児の47.9%、4歳児の73.3%、5歳児の76.3%が幼稚園に就園している。ここで幼稚園入園率を比較すると、中核市平均が25.0%、兵庫県内近隣都市平均が27.5%であるのに対し、西宮市は34.0%であり、西宮市の幼稚園入園率は比較的高い。

【保育需要と幼稚園入園率等の他市比較（中核市及び近隣都市）】

（平成20年4月1日現在）

区分		保育所需要率	幼稚園入園率	合計	待機児童数
西宮市	—	16.45%	34.00%	50.45%	134人
中核市 (40市)	平均	30.61%	25.00%	55.61%	59.4人
	分布	16.19~55.54%	8.39~40.44%	30.96~82.15%	0~375人
	順番	39/40	7/40	32/40	5/40
兵庫県内 近隣都市 (9市) [※]	平均	20.43%	27.47%	47.91%	84.2人
	分布	13.26~30.96%	13.89~34.00%	42.03~54.91%	0~487人
	順番	7/9	1/9	3/9	2/9

※近隣都市（9市）：神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、宝塚市、伊丹市、川西市、芦屋市

1 保育所需要率：「保育所需要数（保育所入所数＋待機児童数）」÷「就学前児童数」×100

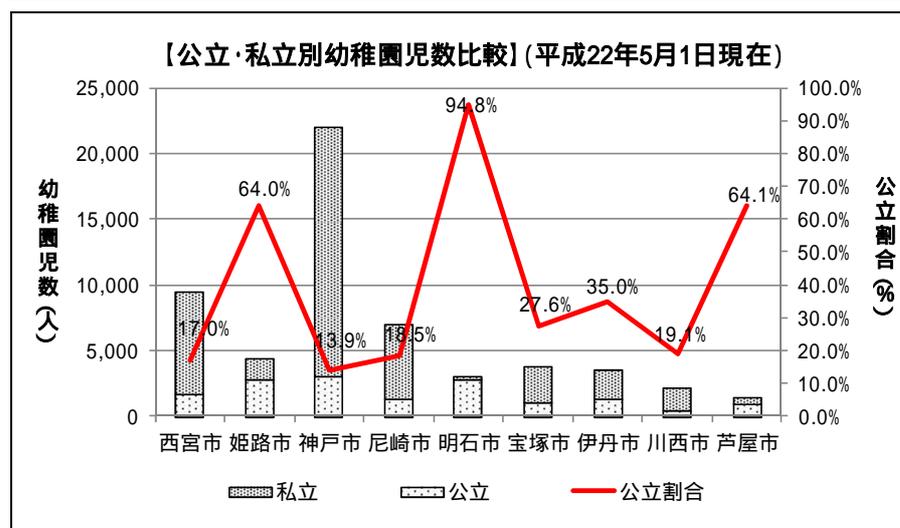
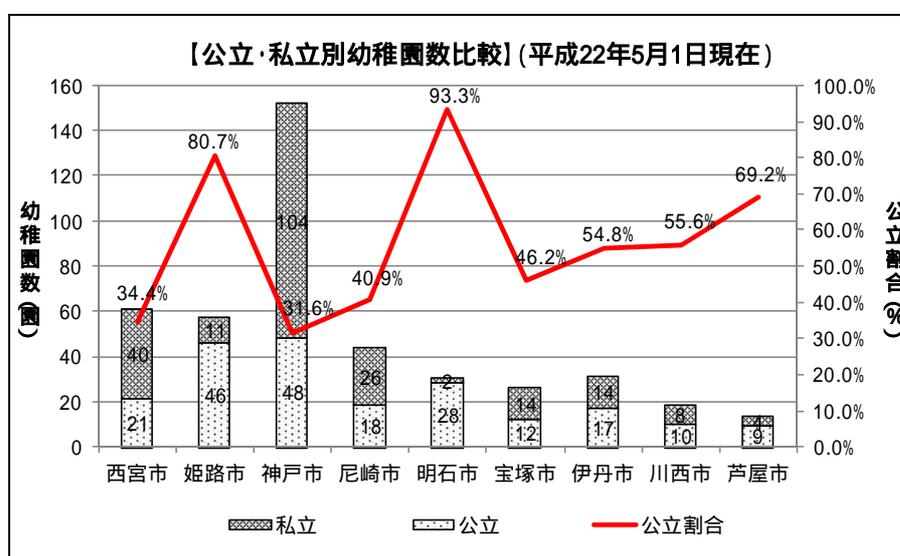
2 幼稚園入園率：「幼稚園入園数」÷「就学前児童数」×100

（出所：第1回西宮市幼児期の教育・保育審議会【資料集】平成22年7月20日）

公立幼稚園と私立幼稚園の比較

西宮市と兵庫県下の近隣都市の幼稚園全体に占める公立幼稚園の割合は西宮市では 34.4%(下表【公立・私立別幼稚園数比較】(平成 22 年 5 月 1 日現在参照))であるのに対し、兵庫県下の西宮市を除く近隣 8 都市での平均は 50.7%である。また、幼稚園就園児数全体に占める公立幼稚園児の割合についても西宮市では 17.0%(下表【公立・私立別幼稚園児数比較】(平成 22 年 5 月 1 日現在参照))であるのに対し、兵庫県下の西宮市を除く近隣 8 都市での平均は 28.7%である。

つまり、近隣都市と比較すると、西宮市では相対的に公立幼稚園の数及び公立幼稚園就園児が少なく、私立幼稚園が幼稚園教育の中で重要な割合を占めていることが分かる。



(出所：学校基本調査)

幼稚園の定員と園児数及び定員の充足率

西宮市内の幼稚園の定員と園児数及び充足率の状況は、次のとおりである。

【幼稚園の定員・園児数・充足率の状況】(平成22年5月1日現在)

平成22年5月1日現在の幼稚園の状況について

園名	認可定員	園児数					充足率 (園児数/認可定員)	抽選倍率 (有効数/募集定員)		
		満3歳	3歳	4歳	5歳	合計		4歳	5歳	
市立	1 浜脇	350	0	0	62	74	136	39%	1.22倍	0.23倍
	2 用海	70	0	0	31	31	62	89%	1.17倍	0.20倍
	3 夙川	140	0	0	30	41	71	51%	1.13倍	0.10倍
	4 越木岩	140	0	0	28	35	63	45%	0.93倍	0.10倍
	5 大社	170	0	0	63	77	140	82%	1.22倍	0.33倍
	6 付属あおぞら	105	0	0	26	36	62	59%	0.73倍	0.21倍
	7 上ヶ原	210	0	0	29	51	80	38%	1.10倍	0.12倍
	8 門戸	140	0	0	58	66	124	89%	1.07倍	0.11倍
	9 高木	175	0	0	62	105	167	95%	1.54倍	0.67倍
	10 瓦木	140	0	0	30	40	70	50%	1.87倍	0.07倍
	11 春風	140	0	0	32	30	62	44%	1.37倍	0.02倍
	12 今津	100	0	0	23	27	50	50%	0.63倍	0.02倍
	13 南甲子園	70	0	0	29	22	51	73%	0.87倍	0.00倍
	14 浜甲子園	245	0	0	30	26	56	23%	1.00倍	0.00倍
	15 高須西	140	0	0	27	29	56	40%	0.93倍	0.01倍
	16 鳴尾東	140	0	0	29	26	55	39%	1.00倍	0.01倍
	17 鳴尾北	140	0	0	27	31	58	41%	0.90倍	0.03倍
	18 小松	210	0	0	25	33	58	28%	0.70倍	0.02倍
	19 山口	140	0	0	31	40	71	51%	1.40倍	0.14倍
	20 名塩	140	0	0	30	32	62	44%	1.13倍	0.03倍
	21 生瀬	140	0	0	26	32	58	41%	0.90倍	0.03倍
市立計(21園)	3,245	0	0	728	884	1,612	50%	1.12倍	0.11倍	
私立	1 仁川	135		35	30	54	119	88%		
	2 すずらん	120		22	24	26	72	60%		
	3 浜甲子園健康	120		44	31	44	119	99%		
	4 甲子園二葉	120		38	40	44	122	102%		
	5 上甲子園	280	1	65	95	105	266	95%		
	6 こひつじ	160		37	55	40	132	83%		
	7 甲子園学院	420		48	73	77	198	47%		
	8 甲子園口	180		82	80	83	245	136%		
	9 仁川学院マリアの園	350		49	55	72	176	50%		
	10 みそら	80		32	28	36	96	120%		
	11 神戸海星女子学院マリア	300	1	91	80	98	270	90%		
	12 甲東	100		40	40	28	108	108%		
	13 武庫川	200		63	55	52	170	85%		
	14 松風	220	3	87	78	83	251	114%		
	15 安井	240		62	90	93	245	102%		
	16 花園	110		4	3	15	22	20%		
	17 光明	600		161	160	175	496	83%		
	18 甲子園東	160		42	36	51	129	81%		
	19 くるみ	80		37	24	28	89	111%		
	20 菩提園口	120		24	60	59	143	119%		
	21 香爐園	300		83	73	93	249	83%		
	22 つばみ	200	3	67	63	88	221	111%		
	23 西光	120	1	35	39	45	120	100%		
	24 一里山	120		30	35	49	114	95%		
	25 関西学院聖和	300		56	84	69	209	70%		
	26 阪急	160		60	66	65	191	119%		
	27 こはと	250		62	75	75	212	85%		
	28 西宮甲武	160		39	68	63	170	106%		
	29 西宮公同	120		51	71	64	186	155%		
	30 段上	320		90	120	122	332	104%		
	31 夙川学院短期大学付属	260	1	60	55	59	175	67%		
	32 甲陽	240		92	90	95	277	115%		
	33 広田	210	6	105	96	82	289	138%		
	34 和光	120		59	59	52	170	142%		
	35 松秀	242		52	74	96	222	92%		
	36 武庫川女子大学付属	105		38	32	41	111	106%		
	37 睦	480	1	85	121	118	325	68%		
	38 幸	265		73	121	134	328	124%		
	39 東山	365		37	78	99	214	59%		
	40 いるか	260		90	102	111	303	117%		
私立計(40園)	8,692	17	2,327	2,659	2,883	7,886	91%			
全市合計	11,937	17	2,327	3,387	3,767	9,498	80%			

1 充足率：園児数÷認可定員。なお認可定員とは都道府県知事より園庭や設備等により保育することが認められた定員。抽選倍率：有効数÷募集定員。

2 抽選倍率は平成 21 年 10 月実施分。

(出所：第 1 回西宮市幼児期の教育・保育審議会【資料集】平成 22 年 7 月 20 日をもとに一部数値を見直し)

公立幼稚園の充足率は、すべての幼稚園で 100%を下回っており、全体の充足率も 50%と低い。一方、私立幼稚園の充足率は全体では 91%であり、個々の幼稚園の充足率には、ばらつきがある。

公立幼稚園の充足率に着目すると、公立幼稚園に入園したい幼児は概ね全員が希望の園に入園できている状況である。

しかし、公立幼稚園の抽選倍率をみると、5 歳児全体の平均倍率は 0.11 倍であるのに対し、4 歳児全体の平均倍率は 1.12 倍である。特に抽選倍率の高い高木、瓦木の両幼稚園ではそれぞれ 1.54 倍、1.87 倍であり、入園を希望する 4 歳児のうちそれぞれ 3 人に 1 人以上、2 人に 1 人近くは、希望する園に入園できない状態である。ただし、この場合でも追加募集で他の園に入ることができる場合がある。5 歳児については、小学校入学に向けて希望する幼児が幼稚園に入園できるようにという配慮より、募集定員を多く設定しており、その結果抽選倍率は低くなっている。一方、4 歳児については、「私立幼稚園の健全な経営と教育の振興を図る」という趣旨で、公立幼稚園の 4 歳児の募集定員について一定の制限を設けているためである。

具体的には、西宮市では幼稚園制度の創設期より、私立幼稚園が重要な役割を果たしている状況に鑑み、公立幼稚園では、平成 10 年 4 月の 2 年保育の制度導入時より、公立幼稚園の 4 歳児の募集定員を 1 園 1 学級 30 人とする条件で実施している。また、定員に余裕のある園への入園が可能となるよう、園区を廃止するとともに、人口急増地域では単年度の臨時的措置として、60 人での募集を行うこととしている。平成 18 年度から平成 22 年度における臨時的措置の状況は次のとおりである。

【平成 18 年度から平成 22 年度における臨時的措置】

当年度において、定員（30 名）の 2 倍以上の応募があり、次年度についても 2 倍以上の応募が見込まれる。

周辺（概ね 1km 以内）の私立幼稚園への入園が困難で、4 歳児の待機が多く見込まれる。

（実施園）

- ・平成 18 年度～平成 20 年度：大社、高木、浜脇、門戸、山口（5 園）
- ・平成 21 年度～平成 22 年度：大社、高木、浜脇、門戸（4 園）

幼稚園の満足度調査結果

西宮市が子育て中の市民に対し、就学前の子どもの教育・保育に関する施策を充実させるための市民ニーズを把握することを目的に実施した満足度調査の結果は次のとおりである。

【満足度調査結果】

問11 現在利用している施設の下記の項目について、どの程度満足していますか。

【見方】「わからない・無回答」を除き、下記の点数で平均評価点を算出している。

評価点が高いほど「そう思う」（満足等）を、低いほど「そう思わない」（不満等）を示している。

そう思う(満足・重要・非常に必要・あてはまる):4点

ややそう思う(やや満足・やや重要・やや必要・ややあてはまる):3点

あまり思わない(やや不満・あまり重要でない・あまり必要でない・あまりあてはまらない):2点

まったく思わない(不満・まったく重要でない・まったく必要でない・まったくあてはまらない):1点

【表 -2-1 利用保育施設別 利用施設に対する満足度(平均評価点)】 (点)

	公立幼稚園 利用者	私立幼稚園 利用者	公立保育所 利用者	私立保育所 利用者	認可外保育 施設利用者
集計対象者総数	968人	3,285人	907人	849人	163人
通園距離や立地条件	3.37	3.33	3.43	3.41	3.16
建物・設備	3.27	3.17	2.92	3.26	2.80
対象となる保育年齢	3.30	3.81	3.82	3.81	3.61
園長や保育者の対応	3.49	3.47	3.50	3.53	3.50
保育者の人員配置	3.34	3.37	3.32	3.45	3.42
保育の内容	3.46	3.45	3.26	3.50	3.37
園の方針	3.50	3.42	3.39	3.50	3.39
保育料	3.29	2.79	2.37	2.54	2.64
保育時間	2.61	2.98	3.28	3.37	3.36
バス通園(1)	-	3.38	-	-	3.10
給食の内容(1)	-	3.11	3.65	3.77	3.33
子どもが喜んで通園している様子	3.77	3.73	3.65	3.74	3.58
保護者同士の交流	3.50	3.38	3.11	3.20	3.06

1:実施している施設を利用している方のみ

(出所:西宮市幼児期の教育・保育に関するアンケート調査報告書(平成23年10月)をもとに監査人が作成)

公立幼稚園と私立幼稚園で満足度の差が大きいのは、対象となる保育年齢、保育料、保育時間であり、その他の項目についてはそれほど大きな差異は生じていない。

3. 公立幼稚園

概要

市内 21 園で 2 年保育を実施している。園区はなく、徒歩で通園が可能な幼稚園であれば、どこの幼稚園でも申込み可能である。

保育時間

曜日	保育時間
月・水	8:40～11:50
火・木・金（お弁当）	8:40～14:00

（注）預かり保育等、保育時間の延長は実施していない。

入園料・保育料

入園料・保育料は以下のとおりであるが、保育料については、各家庭の所得等の状況に応じ、減額・免除措置が設けられている。

	4 歳児	5 歳児
入園料	10,000 円	5,000 円
保育料	年額 115,200 円（月額 9,600 円）	

次に、保育料の徴収についてであるが、西宮市では原則として毎月口座振替により保育料を徴収している。滞納が生じた場合には、毎月納付書を送付して督促するほか、3 ヶ月以上の滞納者については、園長との面談を通じて納付計画を立てるよう指導を行っている。

保育所の保育料と比べると、毎月の納付金額が比較的小さいことや、園長が指導にあたっていることから、滞納はほとんど生じておらず、平成 22 年度における滞納はゼロである。

職員の状況

各園の職員数及び年齢構成は次のとおりである。

【職員数】

(平成22年度)

幼稚園名	正職員(再任用含む)		臨時職員		総計		
	教育職 1	労務職	教育職 2	労務職	教育職	労務職	合計
1 浜脇	6人	1人	3人	-	9人	1人	10人
2 用海	2人	1人	2人	-	4人	1人	5人
3 夙川	4人	1人	2人	-	6人	1人	7人
4 越木岩	3人	1人	3人	-	6人	1人	7人
5 大社	6人	1人	2人	-	8人	1人	9人
6 付属あおぞら	5人	1人	2人	-	7人	1人	8人
7 上ヶ原	3人	1人	2人	-	5人	1人	6人
8 門戸	5人	1人	1人	-	6人	1人	7人
9 高木	6人	1人	1人	-	7人	1人	8人
10 瓦木	3人	1人	3人	-	6人	1人	7人
11 春風	4人	1人	-	-	4人	1人	5人
12 今津	3人	-	2人	-	5人	0人	5人
13 南甲子園	3人	1人	1人	-	4人	1人	5人
14 浜甲子園	3人	-	3人	1人	6人	1人	7人
15 高須西	3人	1人	1人	-	4人	1人	5人
16 鳴尾東	3人	1人	1人	-	4人	1人	5人
17 鳴尾北	3人	1人	1人	-	4人	1人	5人
18 小松	4人	1人	1人	-	5人	1人	6人
19 山口	4人	1人	1人	-	5人	1人	6人
20 名塩	3人	1人	2人	-	5人	1人	6人
21 生瀬	3人	1人	2人	-	5人	1人	6人
計	79人	19人	36人	1人	115人	20人	135人

1 産休・育休者含む

2 内 本定欠12、産休等代替 13、養護教諭(臨任)11

【年齢構成】

(平成22年度)

	21～30歳	31～40歳	41～50歳	51～60歳	61歳～	合計
正規職員 - 教育職	6人	37人	6人	29人	1人	79人
正規職員 - 労務職	0人	4人	8人	5人	2人	19人
臨時職員 - 教育職	24人	10人	2人	0人	0人	36人
臨時職員 - 労務職	0人	0人	0人	1人	0人	1人
計	30人	51人	16人	35人	3人	135人

正規職員には再任用を含む

事業費等の推移

【公立幼稚園管理運営経費】

(単位:千円)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費		981,909	1,020,323	981,612
補助金		-	-	-
委託料		28,342	27,678	30,967
その他		105,799	96,896	93,131
合計		1,116,050	1,144,897	1,105,710
ア	財源(国、県支出金)	578	478	497
イ	財源(地方債)	-	-	-
ウ	財源(保育料・入園料)	198,844	178,460	179,329
エ	財源(一般財源)	915,996	965,235	925,353
オ	財源(その他)	632	724	531
合計		1,116,050	1,144,897	1,105,710

園児数	1,782人	1,638人	1,612人
園児一人当たり事業費	626	699	686
園児一人当たり一般財源負担額	514	589	574
園児一人当たり受益者負担額	112	109	111

4. 4歳児ランド

概要

4歳児ランドは幼稚園未就園の4歳児を対象とし、同年代の子どもと一緒に集団で遊びながら、未就園の4歳児が成長するきっかけの場を提供し、心身の発達を促す目的で開催される事業である。

4歳児ランドは、公立幼稚園のうち4歳児入園時の抽選で落選した児童が多く、募集した際に、希望者が4人以上ある幼稚園で実施される。

平成22年度は高木・瓦木の2幼稚園で実施されている。

実施状況

週1回から2回であり、年間では50回程度実施される。1回当たりの実施時間は2時間である。

事業費等の推移

(単位:千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
事業費	2,293	1,815	1,182
実施園数	4園	3園	2園

5 . 私立幼稚園

概要

市内 40 園すべてで 3 年保育を実施している。ただし一部の幼稚園で、翌年の 4 月を待たずに、満 3 歳の誕生日から入園する満 3 歳児保育を実施している。

入園料・保育料は各幼稚園により異なるが、目安としては、入園料 2～10 万円、保育料月額 2 万円前後となっている。

私立幼稚園教育振興補助事業

西宮市は、私立幼稚園に対し、施設及び設備の改善、教育上の研究などを目的とした補助金を支出している。当該補助金には、私立幼稚園の健全な発展と教育の振興を図る目的のほか、私立幼稚園の保育料の軽減を図る意図もある。

【補助金の算定方法】

3,200 円 × 西宮市在住園児数（認可定員 × 1.3 を限度とする） + 540,000（均一額）を限度として、申請額が限度額を下回るときは申請額、限度額を上回るときは限度額

私立幼稚園就園奨励助成事業

西宮市では、私立幼稚園に就園する幼児の保護者に対する経済的負担の軽減と保育料等の公私格差の是正を図るため、助成を行っている。

助成基準及び金額は次のとおりであり、国庫補助対象限度額のうち概ね 1/3 については、国庫補助金が交付される。

【私立幼稚園就園奨励助成金の助成基準と金額】

平成22年度就園奨励助成金交付基準表

市民税基準	区分	従来条件				新条件				
		国庫限度額A	西宮年額B	市庫 B-A	西宮月額	国庫限度額C	西宮年額D	市庫 D-C	西宮月額	
満3歳・3歳児の場合	生活保護世帯 ※22年度より新設	第1子 A	220,000	220,000	0	18,330	-	-	-	-
		第2子 B	260,000	260,000	0	21,665	240,000	240,000	0	20,000
		第3子以降 C	299,000	299,000	0	24,915	299,000	299,000	0	24,915
	市民税が非課税の世帯	第1子 D	190,000	190,000	0	15,830	-	-	-	-
		第2子 E	245,000	245,000	0	20,415	218,000	218,000	0	18,165
		第3子以降 F	299,000	299,000	0	24,915	299,000	299,000	0	24,915
	市民税の所得割が非課税の世帯	第1子 G	190,000	190,000	0	15,830	-	-	-	-
		第2子 H	245,000	245,000	0	20,415	218,000	218,000	0	18,165
		第3子 I	299,000	299,000	0	24,915	299,000	299,000	0	24,915
	市民税の所得割が年額 34,500円以下の世帯	第1子 J	106,000	106,000	0	8,830	-	-	-	-
		第2子 K	203,000	203,000	0	16,915	155,000	155,000	0	12,915
		第3子以降 L	299,000	299,000	0	24,915	299,000	299,000	0	24,915
	市民税の所得割が年額183,000円以下の世帯	第1子 M	43,600	51,600	8,000	4,300	-	-	-	-
		第2子 N	172,000	172,000	0	14,330	108,000	108,000	0	9,000
		第3子以降 O	299,000	299,000	0	24,915	299,000	299,000	0	24,915
4・5歳児の場合	生活保護世帯 ※22年度より新設	第1子 A	220,000	220,000	0	18,330	-	-	-	-
		第2子 B	260,000	260,000	0	21,665	240,000	240,000	0	20,000
		第3子以降 C	299,000	299,000	0	24,915	299,000	299,000	0	24,915
	市民税が非課税の世帯	第1子 D	190,000	190,000	0	15,830	-	-	-	-
		第2子 E	245,000	245,000	0	20,415	218,000	218,000	0	18,165
		第3子以降 F	299,000	299,000	0	24,915	299,000	299,000	0	24,915
	市民税の所得割が非課税の世帯	第1子 G	190,000	190,000	0	15,830	-	-	-	-
		第2子 H	245,000	245,000	0	20,415	218,000	218,000	0	18,165
		第3子 I	299,000	299,000	0	24,915	299,000	299,000	0	24,915
	市民税の所得割が年額 34,500円以下の世帯	第1子 J	106,000	106,000	0	8,830	-	-	-	-
		第2子 K	203,000	203,000	0	16,915	155,000	155,000	0	12,915
		第3子以降 L	299,000	299,000	0	24,915	299,000	299,000	0	24,915
	市民税の所得割が年額183,000円以下の世帯	第1子 M	43,600	64,800	21,200	5,400	-	-	-	-
		第2子 N	172,000	172,000	0	14,330	108,000	108,000	0	9,000
		第3子以降 O	299,000	299,000	0	24,915	299,000	299,000	0	24,915
市民税の所得割が年額183,000円以上かつ、所得金額が800万円未満の世帯	P	0	46,800	46,800	3,900	0	46,800	46,800	3,900	

※「従来条件」→小学校1～3年生の兄弟がいない園児、「新条件」→小学校1～3年生の兄弟がいる園児
第2子以降の適用条件→幼稚園・認可保育所・認定子ども園・小学校1～3年生に在籍する兄弟がいる園児（特別支援学校等含む）

事業費等の推移

【私立幼稚園教育振興補助事業】

(単位:千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費	-	-	-
補助金	44,792	45,969	43,895
委託料	-	-	-
その他	-	-	-
合計	44,792	45,969	43,895
ア 財源(国、県支出金)	-	-	-
イ 財源(地方債)	-	-	-
ウ 財源(保育料・入園料)	-	-	-
エ 財源(一般財源)	44,792	45,969	43,895
オ 財源(その他)	-	-	-
合計	44,792	45,969	43,895

園児数	8,252人	8,075人	7,886人
園児一人当たり事業費	5	6	6
園児一人当たり一般財源負担額	5	6	6

【私立幼稚園就園奨励助成事業】

(単位:千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費	-	-	-
補助金	459,386	491,215	508,777
委託料	476	464	414
その他	289	295	294
合計	460,151	491,974	509,485
ア 財源(国、県支出金)	88,734	97,040	95,138
イ 財源(地方債)	-	-	-
ウ 財源(保育料・入園料)	-	-	-
エ 財源(一般財源)	371,417	394,934	414,347
オ 財源(その他)	-	-	-
合計	460,151	491,974	509,485

園児数	8,252人	8,075人	7,886人
園児一人当たり事業費	56	61	65
園児一人当たり一般財源負担額	45	49	53

私立幼稚園への公費投入額としては、上記のほか、県から各幼稚園への補助金が交付されている。

6. 西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)における今後の方向性

基本目標4：教育環境の充実と健全育成のまちづくり

事業名	内容	方向性	担当課
幼稚園教育担当の配置 【重点】	幼稚園教育のさらなる充実を図るため、教育委員会事務局に幼稚園教育担当を配置する。また、私立幼稚園との連携がスムーズにいくよう、幼稚園教育担当において、私立幼稚園の窓口も担う。	新規実施	学事・学校改革 G
(仮称)「西宮市の幼児教育のあり方」の策定 【重点】	就学前のすべての子どもの幼児教育について、教育委員会及び健康福祉局を中心に、外部委員などを入れた総合的に審議を行える場を設け、(仮称)「西宮市の幼児教育のあり方」を策定する。	新規実施	学事・学校改革 G
私立幼稚園就園奨励助成 【重点】	私立幼稚園に就園する幼児の保護者に経済的負担の軽減と公私幼稚園保育料の格差是正を図るため助成する。	拡充	学事・学校改革 G

(出所：西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)平成22年)

(注：担当課は平成23年度現在の担当課を記載している)

(2) 監査の結果及び意見

1. 公立幼稚園の空き教室を、保育所の待機児童の受入施設などに活用することが望ましい(意見)

今回、現地視察を行った浜脇幼稚園の認可定員に対する充足率は39%と低く、空き教室が数部屋見受けられた。そこで、公立幼稚園の空き教室の状況について確認したところ、以下の状況であり、21園のうち、6園で活用可能な空き教室が生じていた。

公立幼稚園の空き室の考え方

各園4歳児1学級、5歳児2学級の計3室を確保する。
臨時的措置や保育所供用等の部屋を除き、各園に図書室等の1部屋を確保する。
各園における残りの部屋を「活用可能な空き室数」とする。

【短期的な活用可能な空き教室の状況】(平成23年4月時点)

幼稚園名	保育室数						利用可能な 空き教室
		4歳児	5歳児	臨時措置	保育所供用 教具室	図書室等	
浜脇	10	1	2	-	1	1	5
上ヶ原	5	1	2	-	-	1	1
門戸	5	1	2	-	-	1	1
浜甲子園	7	1	2	-	1	1	2
小松	6	1	2	-	-	1	2
山口	5	1	2	-	-	1	1
計	38	6	12	-	2	6	12

上記はあくまでも短期的な活用という観点から西宮市が整理したものである。将来的な公立幼稚園のあり方に基づく施設の活用については別途検討を行うこととされている。

現状では、浜脇幼稚園で5室、その他の園でもいくつか空き教室が出ており、今後も空き教室が生じることが見込まれる。西宮市全体では、幼稚園には余裕があるものの、保育所は不足しており、保育スペースの確保が急がれている。西宮市では、小学校の空き教室などを利用して、保育ルーム(主に2ヶ月から3歳児までの児童を、保育士または看護師資格を持つ保育者が自宅や賃貸物件等で児童を預かる施設で、西宮市が認定したもの)の開設等も進められているが、幼稚園施設は保育所の利用者と年齢的にも近い年齢の児童が利用する施設であり、保育スペースとしての活用が他施設と比べて容易である。

西宮市幼児期の教育・保育審議会においても、公立幼稚園の空き教室の活用については、保育ルームや保育所分園等を設置することが提案されて

おり、平成 24 年 4 月には、小松幼稚園内の空き教室を利用して保育ルームの開設が予定されている。

引き続き公立幼稚園の空き教室については、保育スペースの一部として活用することなどを積極的に検討することが望まれる。

2．引き続き公立幼稚園の統廃合を検討すべき（意見）

市内の幼稚園全体の充足率は平成 22 年度では 80%であり、地域的偏在はあるものの、やや施設が多い状況にあり、すでに空き教室が生じている幼稚園もでてきている。西宮市の将来予測によれば、今後も就学前児童の減少が予測されている。また、女性の社会進出が進む中では、保育時間が短い幼稚園よりも、長時間の保育が可能な保育所の需要は増加する傾向にあり、西宮市全体では幼稚園が過剰となることが見込まれる。

短期的な幼稚園の空き教室の活用方法としては、上述したとおりであるが、長期的な視点で見れば、公立幼稚園の統廃合は避けられない状況にあると考える。西宮市でも「西宮市立幼稚園教育振興プラン（素案）平成 21 年 8 月 10 日」の中で、平成 25 年度を目処に順次 6 園を廃止する統廃合の計画を検討していたが、このプランについてのパブリックコメントが約 2 万 3 千件（注）にも及んだことなどから、再度見直しがなされている。

公立幼稚園の統廃合についての意見には、賛成・反対それぞれの意見があり、地域によっても状況が異なることから、実現は容易なことではないが、引き続き長期的な視点に立ち、計画的に公立幼稚園の統廃合を進めていくことが必要である。

（注）コメントの件数は公立幼稚園の統廃合にかかるものみの件数でなく、これ以外の項目に関するものも含まれている。

3．公立幼稚園の事業費の縮減に努めるべき（意見）

公立幼稚園では私立幼稚園に比して、多額の公費が投入されている。

平成 22 年度における公立・私立幼稚園それぞれの園児一人当たりの公費投入額の比較は、下表に示すとおりである。私立幼稚園の園児一人当たりの公費投入額は 235 千円（一部、監査人の試算数値を含む。計算方法は次項を参照）であるのに対し、公立幼稚園の園児一人当たり公費投入額は 574 千円、私立幼稚園の約 2.4 倍である。

【公立幼稚園と私立幼稚園の園児への公費投入額の比較】(平成22年度)

(単位:千円)

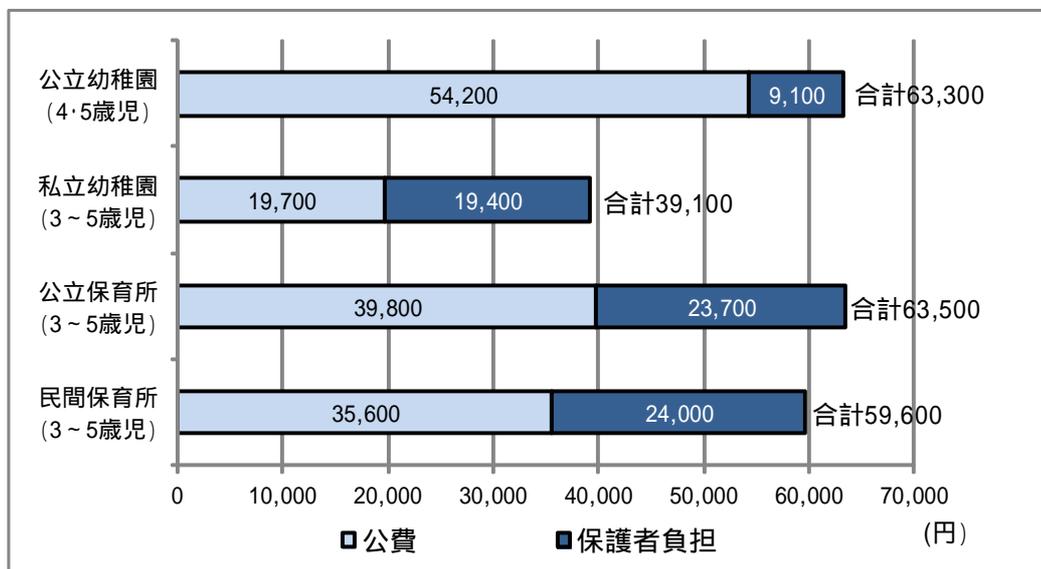
	園児数	事業名	事業費	園児一人当たり事業費
公立幼稚園	1,612人	公立幼稚園管理運営経費のうち一般財源	925,353	574
私立幼稚園	7,886人	私立幼稚園就園奨励助成事業	509,485	65
		私立幼稚園教育振興補助事業	43,895	6
		県からの運営補助金	-	164
		私立幼稚園計	-	235

私立幼稚園に対しては、県からの運営補助金が交付されており、平成20年度決算では約1,360百万円であった(西宮市幼児期の教育・保育審議会[資料集]より)。平成22年度における県からの運営補助金の実績の把握が困難であるため、簡便的に平成20年度の交付額を、平成20年度の園児数8,252人で除して、平成22年度の園児一人当たりの事業費を試算した。

また、平成21年度の数値になるが、西宮市が幼稚園と保育所の園児一人当たり月額のパラン者負担と公費投入状況をまとめており、その結果は次のとおりである。

【幼稚園と保育所の園児一人当たり保護者負担と公費投入の比較(月額)】

(平成21年度決算)



公費には国・県・市の負担額を含めている。

民間保育所の保護者負担額には諸費(延長保育等)を含んでいない。

私立幼稚園は預かり保育分を含む。

(出所:第4回 西宮市幼児期の教育・保育審議会[資料集]をもとに加工)

園児一人当たりの事業費をみると、公立幼稚園は 63,300 円、私立幼稚園は 39,100 円と、公立幼稚園では私立幼稚園に比べて 1.6 倍のコストがかかっている。幼稚園よりも保育時間の長い保育所との比較においても、公立保育所とほぼ同水準、民間保育所よりも高い水準である。なお、園児一人当たりの事業費は、公立・私立幼稚園で違いはあるが、保護者による満足度調査の結果では、保育の内容や保育者の対応、人員配置などについて、公立と私立の間に大きな差異はない。

次に、園児一人当たりの公費投入額（市と県の負担の合計）は、公立幼稚園が 54,200 円であるのに対し、私立幼稚園は 19,700 円となっており、公立幼稚園の園児に対しては、私立幼稚園の 2.8 倍の公費が投じられている。また、公立・民間保育所と比べても、公立幼稚園への公費投入額は大きく、こうした現状に鑑みれば、公立幼稚園と私立幼稚園に通う園児間、また、保育所に通う児童との間で公費投入額について格差が生じている。

公立幼稚園の園児一人当たりの事業費が大きくなる理由や、公費投入額が大きくなる理由としては、次の原因が考えられる。

公立幼稚園は私立幼稚園と比べて園児数が少ない園が多く、園児一人当たりの事業費や公費投入額を算定すると、幼稚園の規模にかかわらず発生するようなコストが大きくなる（例えば、園長や養護教諭は規模に関わらず 1 名は必要である）。なお、これについては、公立幼稚園と私立幼稚園の公私共存の中で、公立幼稚園について園児の受入について一定の制限を行っていることも影響している。

事業費の大部分は人件費で占められている。公立幼稚園の職員は比較的年齢の高い職員の割合が多いことなども影響し、一般的に公立幼稚園の教職員の給与水準は私立幼稚園よりも高い傾向にある。

公立幼稚園においては、事業費に占める保護者負担額が小さい。

つまり、事業費や公費投入額に着目して、より効率的かつ経済的に幼稚園を運営する点を考えると、幼稚園の規模は大きい方が良く、公立で幼稚園を運営するよりも、民間に幼稚園の運営を担わせることが望ましい。

地域との交流や小学校との連携などの視点から公立幼稚園の役割を否定するものではないが、公立幼稚園と私立幼稚園、幼稚園と保育所に通う児童（とその保護者）の間の公費投入額の格差の是正や、経済性や効率性の視点からは、公立幼稚園事業費の支出に見合った成果をあげることが求められるとともに、人員の配置方法の見直しなどにより、事業費を縮減していくことが求められている。なお、前述したような、幼稚園の統廃合は、

経済性や効率性の視点からは有用な方策である。

4．公立幼稚園の保育料の見直しを検討すべき（意見）

前述のとおり、公立幼稚園への公費投入額は、私立幼稚園や保育所と比べて大きくなっている一方で、保護者負担の金額（月額）は私立幼稚園の19,400円、公立保育所の23,700円、民間保育所の24,000円と比較しても、9,100円と最も少ない（いずれも平成21年度決算に基づく数値）。

私立幼稚園や保育所と比べた場合、保育内容等に違いがある点で保護者負担に差が出てくるのは当然のことであるが、公立幼稚園の管理運営については、私立幼稚園や保育所と比べても多額の公費が投じられている。

西宮市としては、引き続き公立幼稚園の運営を続けていく方針であるから、民間とのサービス内容の差異も勘案した上で、保護者間の公平性や西宮市の財政負担の観点から、値上げも含めた保育料の見直しを検討する余地があるのではないかと。

5．公立幼稚園の人員構成について（意見）

公立幼稚園の職員の年齢別の人員構成をみると、次の園長候補となる41～50歳の年齢層の人員は少なく、一番若い世代の21～30歳の職員は正規職員が少なく臨時職員の割合が多い状況にある。

【公立幼稚園職員の年齢構成】

	21～30歳	31～40歳	41～50歳	51～60歳	61歳～	合計
正規職員 - 教育職	6人	37人	6人	29人	1人	79人
正規職員 - 労務職	0人	4人	8人	5人	2人	19人
臨時職員 - 教育職	24人	10人	2人	0人	0人	36人
臨時職員 - 労務職	0人	0人	0人	1人	0人	1人
計	30人	51人	16人	35人	3人	135人

正規職員には再任用を含む

	21～30歳	31～40歳	41～50歳	51～60歳	61歳～	合計
正規職員(再任用含む)	4.4%	30.4%	10.4%	25.2%	2.2%	72.6%
臨時職員	17.8%	7.4%	1.5%	0.7%	0.0%	27.4%
計	22.2%	37.8%	11.9%	25.9%	2.2%	100.0%

子どもの社会性を育てるという意味で、職員の年齢構成は重要である。今後、公立幼稚園の統廃合等も考慮に入れ、長期的な視点で年齢構成のバランスが取れた職員構成となるよう採用を行っていく必要がある。

なお、教育職の職務研修については、正規職員については各年次に応じた研修等が行われているが、臨時職員については法的に定められた研修は

ない。ただし、教育職の研修はこのほかにも、正規・臨時を問わずに参加できる専門研修も設けられているため、臨時職員もこうした研修に積極的に参加し、保育の質が正規職員と比べても劣ることのないよう、研修体制を充実させることが望まれる。

【3】子育て総合センター・児童館関連事業

(1) 概要

1. 子育て総合センター

設置目的

子育て総合センターは、子育てに関する事業を総合的に推進し、乳幼児の心身の健やかな成長及び発達を図るため、平成13年4月に設置された。

施設概要

敷地面積	3,670.5 m ² (併設幼稚園を含む)
建物構造	鉄骨造2階建
建物延床面積	850.59 m ²
設備	相談室 3室、研修室 2室、研究室 1室、親子サロン、多目的室、情報コーナー、事務室 1室
開館日	毎日(年末年始・祝日は休館)
開館時間	9:00~17:30
利用対象者	0歳~就学前までの乳幼児とその保護者

事業内容

子育て総合センターで実施している主な事業は以下のとおりである。

項目	内容
乳幼児の子育て相談	子育てや幼児教育についての疑問や相談への対応
親子サロン	子どもたちが自由に遊び、保護者同士がふれあう場の提供
そのほか	子育てサークルの支援、子育てに関する講座・講演・シンポジウムなどの開催
研修	幼稚園・小学校教諭、保育所保育士、関係職員の実技研修や講座等の開催
調査研究	子育てや幼児教育に関する調査や研究
情報提供	子育てや幼児教育に関する各種情報をホームページや資料で提供

近隣市にも同じように子育て支援拠点となるセンターがあるが、西宮市の子育て総合センターの特徴としては、親子サロン等の事業のほかに、子育てや幼児教育に関する調査や研究も実施している点が挙げられる。

事業費等の推移

【子育て総合センター管理運営事業】

(単位:千円)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度
	人件費	25,892	25,831	28,078
	補助金	1	-	9
	委託料	4,308	4,211	3,442
	その他	10,680	13,824	10,637
合計		40,881	43,866	42,166
ア	財源(国、県支出金)	-	3,007	4,358
イ	財源(地方債)	-	-	-
ウ	財源(使用料、手数料)	-	-	-
エ	財源(一般財源)	40,871	40,849	37,798
オ	財源(その他)	10	10	10
合計		40,881	43,866	42,166
子育て相談件数		924件	879件	856件
親子サロン参加者数		51,299人	42,123人	49,147人
専門研修参加者数		1,334人	1,553人	1,445人

子育て総合センターの事業費については、平成23年8月に実施された西宮市版事業仕分け「ザ・チェック！西宮」において、近隣他市の同種施設と比べて経費が高いとの指摘がなされていた。この点について、西宮市では、子育て総合センター事業の中で子育て総合センターの管理運営のみならず、特に幼稚園、保育所、小学校の連携推進事業等の研修業務の一部をセンターで担っており、当該部分についてのコストが含まれている（約800万円程度）ため単純に比較して事業費が高いという状況にはないとのことであった。

西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)における今後の方向性

基本目標 1：地域における子育てを支えるまちづくり

事業名	内容	方向性	担当課
子育て総合センターにおける子育て相談	電話、面談、Eメールなどで、乳幼児の子育てや幼児教育についての相談を子育て相談員などが行う。	継続	子育て総合センター
地域子育て支援拠点事業(センター型・ひろば型) 【重点】	主に乳幼児(0～2歳児)とその親が、気軽に集い交流する場を常設し、子育て関連の情報提供や相談、講座等を実施する。また、地域の子育て支援情報の収集・提供を行い、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能する。センター型においては、地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、地域に向いた地域支援活動を実施する。 センター型：子育て総合センター ひろば型：児童館・児童センター及び大学等	拡充	子育て総合センター 子育て企画G
父親の子育て参加の促進 【重点】	父親が育児に参加することにより母親の育児負担を軽減し、ゆとりを持って子育てができるよう父親が参加しやすいイベントや講座等の事業を実施する。	拡充	子育て総合センター
子育てに関する情報の収集及び提供・発信 【重点】	子育て支援関係機関情報の収集と提供、インターネットによる情報の提供・発信を行う。月刊でイベントや講座の日程を記載した子育てカレンダーや子育て情報・各種講座の内容を掲載した「のびたんだより」を発行する。	継続	子育て総合センター
総合コーディネート 【重点】	市民からの問い合わせや相談に対して、そのニーズに応じた適切な情報やサービスが効果的・効率的に提供できるよう、情報通信技術を活用した子育て情報発信機能を構築するなど総合的な体制づくりに努める。	拡充	子育て総合センター
子育て支援・子育て相談担当者ネットワーク 【重点】	子育て支援事業関係者による情報交換を行い、相互理解を深める。	見直し・改善	子育て総合センター
子育てサークル支援事業 【重点】	子育てサークルなどの自主的な活動団体に対し、その立ち上げ支援や情報提供、人材育成などの支援を行う。	拡充	子育て総合センター

基本目標 4：教育環境の充実と健全育成のまちづくり

事業名	内容	方向性	担当課
幼稚園・保育所・小学校連携推進事業 【重点】	幼稚園・保育所・小学校の授業や保育を相互に参観し、合同の研究会や研修会を通して相互理解に努める。また、子どもたちが一緒に遊んだり、合同保育や授業を行うなど、異年齢での交流及び体験の機会を提供する。	継続	子育て総合センター・研修G
幼児教育に関する調査・研究・研修	公私立に関係なく幼稚園、保育所等の関係機関と連携し、また子育てに関する各種支援事業を推進しながら、幼児教育に関する研究・研修を進める。付属あおぞら幼稚園との連携も含め、本市の幼児教育の課題の解決を図るとともに、その成果を市内に発信する。	継続	子育て総合センター

(出所：西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)平成22年)

(注：担当課は平成23年度現在の担当課を記載している)

2. 児童館

設置目的

児童館は児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設で、児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設である。

施設概要

児童館・児童センター（以下、児童館・児童センターを総称して児童館という）は市内に 9 箇所あり、児童館が遠くて利用しにくい地域については、4 つの公民館で移動児童館を開催している。

【市内児童館・児童センター一覧】

児童館名	開館年月	所在地	施設概要	延床面積	運営形態	運営主体
むつみ児童館	昭和 44 年 5 月	西宮市森下町 11-28	むつみ保育所 3 階	423.08 m ²	直営	西宮市
浜脇児童館	昭和 46 年 4 月	西宮市浜脇町 3-13	浜脇保育所 2 階	213.88 m ²	直営	
津門児童館	昭和 46 年 10 月	西宮市津門稲荷町 5-23	津門保育所 2 階	203.40 m ²	直営	
鳴尾児童館	昭和 49 年 5 月	西宮市笠屋町 19-1	鳴尾保育所 3 階	380.00 m ²	直営	
大社児童センター	昭和 56 年 4 月	西宮市神垣町 7-32	大社保育所 3 階	425.57 m ²	直営	
高須児童センター	昭和 59 年 4 月	西宮市高須町 2 丁目 1-35	高須公民館 1 階	447.2 m ²	直営	
段上児童館	昭和 51 年 9 月	西宮市段上町 2 丁目 10-23	共同利用施設段上センター 1～2 階	309.02 m ²	事業団立	社会福祉法人西宮市社会福祉事業団
塩瀬児童センター	平成 2 年 11 月	西宮市名塩新町 1	塩瀬センター 4 階	647.58 m ²	指定管理	
山口児童センター	平成 21 年 4 月	西宮市山口町下 山口 4 丁目-1-8	山口センター 3 階	547.37 m ²	指定管理	

上記の他、移動児童館は西宮浜公民館、南甲子園公民館、越木岩公民館、高木公民館で実施されている。

事業内容

児童館の利用料は無料で、乳幼児から中学 3 年生までの子ども（満 4 歳未満は必ず保護者同伴）が自由に来館して遊ぶことができる。

児童館は地域に根ざした子育て支援の場としての活動も行っており、児童館ごとに各種事業を行っている。

これまで、児童館では主に小学生の放課後の遊び場、居場所としての位

置づけがされていたが、子育て家庭の地域からの孤立や子育てに関する不安感・情報不足、子育てをする親の育児負担の増大、不登校や虐待、発達障害といった子どもを取り巻く問題の顕在化により、児童館に求められる役割も変化している。これらに対応するため、子育て支援の充実を目指し、地域における子育て支援の拠点として児童館・児童センターの機能強化に取り組んでいる。

事業費等の推移

【児童館管理運営事業】

(単位:千円)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度
	人件費	81,284	88,541	91,716
	補助金	15,343	18,320	22,401
	委託料	15,550	45,735	47,231
	その他	21,905	37,527	41,580
合計		134,082	190,123	202,928
ア	財源(国、県支出金)	5,577	31,324	61,634
イ	財源(地方債)	-	-	-
ウ	財源(使用料、手数料)	-	-	-
エ	財源(一般財源)	128,243	158,608	141,063
オ	財源(その他)	262	191	231
合計		134,082	190,123	202,928

延べ利用者数	237,443人	265,023人	288,869人
--------	----------	----------	----------

事業費は平成20年度から平成22年度にかけて増加している。平成20年度から平成21年度にかけての委託料の増加は、山口児童センターの開設に伴うものである。また、平成20年度から平成22年度にかけての人件費の増加は、直営児童館の子育て広場の開催場所や回数を増やしたことに伴うものである。さらに、平成21年度から平成22年度にかけて、「地域子育て創生事業」(県補助事業)により、発達障害児の支援など新たな事業展開に必要な施設改修等を行ったため、事業費が増加している。

なお、延べ利用者数には、児童館で実施する子育て広場への参加者数(親・子それぞれをカウント)を含んでいる。利用者数の増加の主な要因は、平成20年度から平成22年度にかけて、子育て広場の開催場所や回数を増やしたことによるものである。

次に、児童館の運営形態別の事業費は以下のとおりである。

【運営主体別の事業費（平成 22 年度）】

（単位：千円）

	事業費
直営の児童館(6 施設)	129,544
移動児童館	11,783
段上児童館補助金	21,381
塩瀬児童センター運営委託料	20,142
山口児童センター運営委託料	20,077
合計	202,928

西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)における今後の方向性

基本目標 1：地域における子育てを支えるまちづくり

事業名	内容	方向性	担当課
地域子育て支援拠点事業 (センター型・ひろば型) 【重点】	主に乳幼児(0～2 歳児)とその親が、気軽に集い交流する場を常設し、子育て関連の情報提供や相談、講座等を実施する。また、地域の子育て支援情報の収集・提供を行い、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能する。センター型においては、地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、地域に出向いた地域支援活動を実施する。 センター型：子育て総合センター ひろば型：児童館・児童センター及び大学等	拡充	子育て総合センター 子育て企画 G
児童館・児童センター 【重点】	地域における子育て支援の拠点として、在家庭の子育てを支援する講座やサロンなどを設け、相談業務にも取り組む。コーディネート機能を強化し、児童虐待やネグレクトなどの早期発見に取り組み、関係機関との連携を図る。また、児童のリクリエーションセンターとして、健全で楽しい遊び場を与え、育成を行う施設として運営する。	拡充	子育て総合センター

基本目標 4：教育環境の充実と健全育成のまちづくり

事業名	内容	方向性	担当課
児童館における異年齢交流事業【重点】	児童館を活用して、小学生から大学生までの幅広い年齢層の児童等と乳幼児や妊産婦とのふれあい、異年齢交流の場を提供する。	新規実施	子育て総合センター

（出所：西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）平成 22 年）

（注：担当課は平成 23 年度現在の担当課を記載している）

(2) 監査の結果及び意見

1. 児童館の運営主体のあり方について（意見）

将来的には指定管理者制度の導入範囲を拡大すべき（意見）

市内に児童館は9箇所あるが、市の所有である児童館8箇所のうち6箇所は市の直営、開設年次の新しい2箇所は指定管理者制度を導入している。また、現在、指定管理者制度を導入している2箇所について、指定管理者の選定は非公募によっている。

現状では、直営の児童館と指定管理者制度を導入している児童館が並存しているが、西宮市では児童館を利用した子育て広場などの新たな子育て支援事業を拡充している最中であり、こうした事業を的確かつ適時に実施するためには、「直営」の形が進めやすいとしている。

また、児童館・児童センターのあり方については、平成20年7月の西宮市社会福祉審議会の児童福祉専門分科会において、「すべて直営」「すべて指定管理」「現状を継続」の3案で検討が行われている。当該審議会の中で、児童館の指定管理者でもある西宮市社会福祉事業団については、これまで独自で様々なイベントを企画するほか、地域ボランティアの協力も得て団体の特性を活かした取組も行うなどし、来館者も多く好評を得ており、評価できる運営内容であるとして、今後3年間は現状のままモニタリングするとの結論を得ていた。その後、現段階では児童館の評価手法が定まっていないことや、児童館において不登校児童や家庭内虐待、発達障害など支援が必要なケースを早期に把握し、関係機関につないでいくというコーディネート機能を公的責任の中で充実していくことが必要であるとして、平成23年6月にはモニタリング期間をさらに2年延長したところである。

まず、施設の管理運営の方法として、直営とするか、指定管理者制度を導入するかについてであるが、現在進められているような新たな事業を導入するような場合には、現行の直営による管理運営方法が進めやすい状況にある点は理解できるが、今後、こうした取組が安定的なものとなった段階では、必ずしも直営による方法が望ましいとは限らない。西宮市の指定管理者制度運用指針の中では、制度趣旨に基づき指定管理者制度の導入を積極的に検討するとしている。すでに一部について指定管理者制度が導入されており、制度の導入が困難な施設ではないのであるから、今後、児童館の実施する事業の評価を行い、果たすべき機能を明確にした上で一定の時期が来れば指定管理者制度の導入範囲を拡大すべきである。

指定管理者の選定方法については、公募によることを検討すべき（意見）

指定管理者制度を導入した場合の指定管理者の選定方法として、公募による場合と非公募による場合がある。児童館の管理運営については一定の専門性等が必要とされるものの、必ずしもほかの民間事業者や非営利団体等によって実施が不可能な事業ではなく、実際に児童館の指定管理者を公募により選定している団体もある。より効果的かつ効率的に施設の管理運営を実施するためには、指定管理者の選定方法として、非公募とするのではなく、意欲のある団体を広く募る公募によることが望ましいと考える。

2. 常設児童館のあり方を見直すべき（意見）

現在、西宮市では 9 箇所の子常設児童館と、その他 4 箇所で移動児童館が開催されている。しかし、移動児童館を含めても市内 13 箇所の設置では、地理的な制約から利用者は一部の地域に偏りがあり、児童館を利用したくても利用できない児童や生徒、親子がいると想定される。

近隣他市の児童館の状況を調査したところ以下のとおりであった。

【近隣市の児童館の状況】

	施設の状況	可住地面積	児童数
西宮市	児童館 9 館、移動児童館。	62.08k m ²	29,812 人
尼崎市	児童館は全館閉鎖。 全小学校に「こどもクラブ」を設置。	49.81k m ²	24,105 人
宝塚市	大型児童センター1 施設、児童館 4 館	42.82k m ²	14,876 人
芦屋市	児童館、児童センター、こども文化科学館、各 1 施設。	11.01k m ²	4,610 人
川西市	児童館、児童センター各 1 施設。	32.44k m ²	9,034 人
伊丹市	児童館、児童センター各 1 施設。	24.97k m ²	12,081 人
神戸市	123 施設、拠点児童館を 2 箇所。 (学童保育施設も児童館に併設)	319.54k m ²	82,129 人

(出所：総務省統計局 2009 年度のデータ(可住地面積・児童数))

そのほかは、監査人が各団体のホームページ等により調査した状況に基づく。

子どもが集う場所としての児童館を廃止した市や最小限の施設のみを有する市と、神戸市のようにどの地区に住んでいても比較的に利用しやすい施設数を備えている団体に分かれるが、西宮市の児童館は、誰でも利用しやすいという状況にまでは至っていない。将来的には少子化が予測されていることや西宮市の財政状況を踏まえれば、今後さらに単独施設としての児童館をさらに増設することは検討していないとのことであった。

小学生を中心とした健全な遊び場の提供については、「放課後子ども教室」との連携を図るべき(意見)

小学生を中心とした、健全な遊び場の提供については、教育委員会における「放課後子ども教室」において類似の事業が進められている。「放課後子ども教室」は、社会教育施設や学校施設を活用して、子どもたちの居場所を整備するとともに、地域の教育力等を生かして様々な体験活動や地域住民との交流等を図る事業である。

平成 22 年度は瓦木地区のみで実施されていたが、平成 23 年度からは、瓦木地区を「滞在型」として継続実施するとともに、地域で実施されている子どもの居場所となる年間開催回数 100 日未満の事業を「事業型」とし、27 地区で実施されている。今後も「放課後子ども教室」の取組を支援するとされている。

従来、児童館が担ってきた健全な遊び場の提供については、「放課後子ども教室」の充実等を図ることで、これまで児童館が果たしてきた機能の一部を担うことが可能であり、利用機会の公平性を高めることができると考える。また、それぞれの事業を別々に実施する場合と比べ、事業費を縮減することができる。小学生を中心とした健全な遊び場の提供については、「放課後子ども教室」との連携を図り、児童館としての事業のあり方の見直しを再検討すべきである。

児童館が担っている在家庭への子育て支援については、他の公的施設の活用を進めるべき(意見)

次に、主に在家庭への子育て支援については、その必要性が高いものであるが、児童館のみならず、他の公的施設でも実施ができない事業ではない。

利用者の利用機会の公平性を確保する点を考慮すれば、例えば市内には公民館や地区市民館、共同利用施設などの施設がある。

【市内の公民館等の状況】

施設区分	施設数	設置状況
公民館	24 館	公民館は、社会教育法を設置根拠として、学習や文化活動、地域活動の拠点施設として、概ね 1 中学校区に 1 館が設置されている。
市民館	22 館	市民館は、西宮市地区市民館条例を根拠として設置され、地域住民の集会、親睦、娯楽の場として、1 中学校区に 1 館設置されている。
共同利用施設	10 館	共同利用施設は、公共用飛行場周辺において、航空機騒音により阻害されている周辺地域（現在は航空

		機の騒音対策の区域外となっている)の住民の学習、集会、休養、保育の場を提供するために設置されている。
--	--	--

施設の種類ごとに設置目的や根拠法令は異なるが、どの施設も貸館施設を有しており、会議室、集会室、和室、保育室等を備えている。

現状、既に施設はそれぞれの目的に照らして利用されている中で、空きがあれば子育て支援事業に利用するという形では、その目的を果たすことは難しい面がある。しかし、当初から所管課の枠組みを越えて、公民館や市民館を子育て支援目的として、利用状況を勘案しながら活用することを検討すれば、公民館など他の公的施設をこれまで以上に子育て支援の場として活用することも不可能なことではない。

より、利用者の利用機会の公平性を高めることに配慮して、他の公的施設を活用することを検討すべきである。また、すでに児童館では地域交流事業を実施し、地域住民との交流を深める取組を実施しているが、公民館などに児童や親子が集うことで、よりこうした機会を増やすことができるものとする。

【4】留守家庭児童育成センター事業

(1) 概要

1. 設置目的

留守家庭児童育成センター(以下、育成センターという)は、児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うために設置されている児童厚生施設である(西宮市立留守家庭児童育成センター条例第1条)。

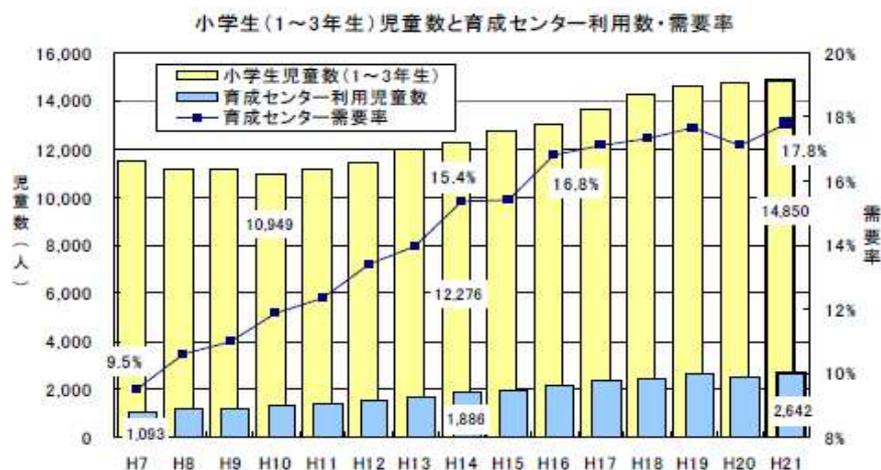
放課後児童健全育成事業とは、「小学校に就学している概ね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」であり、平成10年4月に発出された厚生労働省の通達によると以下の活動を行うものとされている。なお、市町村は当該事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めなければならないとされている(児童福祉法第21条の9)。

【活動内容】

- ・放課後児童の健康管理、安全確保、情緒の安定
- ・遊びの活動への意欲と態度の形成
- ・遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- ・放課後児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- ・家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- ・そのほか放課後児童の健全育成上必要な活動

育成センターの利用者数、育成センター需要率(注)ともに平成7年度以降急増しており、ここ数年は高い水準のまま横ばいの状態となっている。

(注) 育成センター需要率：育成センターの利用を希望している児童数(利用児童数+待機児童数)÷小学生児童数(1~3年生)×100



(出所：西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)平成22年)

2. 施設概要

育成センターは市内 40 の小学校区にそれぞれ設置されており、その概要は以下のとおりである（平木育成センター及び高須西育成センター以外のセンターは小学校の敷地内に独立の建屋として設置されている）。

【育成センター一覧(平成22年4月1日現在)】

No.	名称	設置形態	No.	名称	設置形態	No.	名称	設置形態	No.	名称	設置形態
1	鳴尾東	独立施設(小学校の敷地内に施設を設置)	11	南甲子園	独立施設(小学校の敷地内に施設を設置)	21	甲陽園	独立施設(小学校の敷地内に施設を設置)	31	広田	独立施設(小学校の敷地内に施設を設置)
2	甲子園浜		12	安井		22	夙川		32	神原	
3	香櫨園		13	北夙川		23	高須		33	瓦木	
4	春風		14	樋ノ口		24	大社		34	浜脇	
5	瓦林		15	鳴尾		25	北六甲		35	上ヶ原	
6	上ヶ原南		16	鳴尾北		26	生瀬		36	今津	
7	上甲子園		17	高木		27	山口		37	段上西	
8	名塩		18	段上		28	東山台		38	深津	
9	小松		19	津門		29	西宮浜		39	平木	空き教室
10	甲東		20	用海		30	苦楽園		40	高須西	外部

西宮市立留守家庭児童育成センター条例第 11 条によると育成センターの管理は指定管理者が行うこととされており、平成 22 年 4 月 1 日時点における管理主体は以下のとおりである（西宮市社会福祉協議会が公募で指定管理者に選定された施設が 6 施設、神戸 YMCA が公募で指定管理者に選定された施設が 2 施設、それ以外の 32 施設は西宮市社会福祉協議会が非公募で指定管理者に選定されている）。

【育成センターの管理主体(平成22年4月1日現在)】

No.	名称	管理主体	No.	名称	管理主体	No.	名称	管理主体	No.	名称	管理主体
1	鳴尾東	A	11	南甲子園	A	21	甲陽園	A	31	広田	B
2	甲子園浜	A	12	安井	A	22	夙川	A	32	神原	A
3	香櫨園	A	13	北夙川	A	23	高須	A	33	瓦木	B
4	春風	A	14	樋ノ口	A	24	大社	A	34	浜脇	C
5	瓦林	B	15	鳴尾	A	25	北六甲	A	35	上ヶ原	A
6	上ヶ原南	A	16	鳴尾北	A	26	生瀬	A	36	今津	B
7	上甲子園	A	17	高木	A	27	山口	A	37	段上西	A
8	名塩	A	18	段上	A	28	東山台	A	38	深津	A
9	小松	A	19	津門	B	29	西宮浜	A	39	平木	B
10	甲東	A	20	用海	C	30	苦楽園	A	40	高須西	A

A: 西宮市社会福祉協議会が非公募で指定管理者に指定された育成センター

B: 西宮市社会福祉協議会が公募で指定管理者に指定された育成センター

C: 神戸YMCAが公募で指定管理者に指定された育成センター

3. 事業内容

育成センターを利用できる児童は、西宮市内に住所を有する小学校第 1 学年から第 3 学年に在学している児童であって、その保護者及び同居の親族等が就労等により当該児童を適切に育成することができない者である。

育成センターの開設時間は下校時から午後 5 時までであり、夏休み期間などの小学校の休業日は午前 8 時 30 分から午後 5 時までとされている（日曜・祝日・年末年始は休み。なお、土曜日を除く開設日は午後 7 時までの

延長が可能である。また、育成料は児童一人当たり月額 8,200 円であり、延長に係る追加料金は月額 3,000 円である。

育成センターの運営に関して厚生労働省が平成 19 年 10 月 19 日付けで「放課後児童クラブガイドラインについて」を策定しているが、当該ガイドラインは『運営するに当たって必要な基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものである』とされており、実際の運営にあたっては各自治体の裁量がある程度認められることになる。

平成 22 年 5 月 1 日現在における各育成センターの定員数、在籍児童数及び待機児童数等は次のとおりである。定員充足率が 100%を超えている育成センターが 13 施設あるが、高木育成センターを除いて西宮市留守家庭児童育成センターの設置運営に関する事務取扱要綱第 7 条第 3 項で定める最大受入人数の範囲内に収まっている（高木育成センターについては在籍児童が最大受入人数を超過しているが、隣接する高木小学校の余裕教室を使用しており、平成 23 年度に新たに施設を建設する予定である）。

（西宮市留守家庭児童育成センターの設置運営に関する事務取扱要綱：

施設定員）

第 7 条 条例第 4 条に規定する施設定員は、年度ごとに別表のとおり市長が定める。

2 市長は、前項に規定する施設定員の決定に当たり、育成室の面積について児童 1 人あたり概ね 1 平方メートルを確保するように努めるものとする。

3 市長は、待機児童の状況がある場合、施設の定員を超えて利用させる人数については、育成室で児童 1 人当たり 1.1 平方メートル以上を確保できる人数まで利用させる事ができる。

【育成センターの定員数等(平成22年5月1日現在)】

施設名	定員数 (人)	在籍児童数 (人)	定員充足率	最大受入人数 (人)	育成室面積 (㎡)	一人当たり 面積
鳴尾東	60	60	100.0%	78	80.50	1.34
甲子園浜	80	61	76.3%	115	119.32	1.96
香櫨園	80	68	85.0%	114	118.37	1.74
春風	100	101	101.0%	133	137.57	1.36
瓦林	40	50	125.0%	50	52.02	1.04
上ヶ原南	60	41	68.3%	65	66.25	1.62
上甲子園	100	49	49.0%	134	139.12	2.84
名塩	40	45	112.5%	50	51.03	1.13
小松	60	65	108.3%	75	76.95	1.18
甲東	80	80	100.0%	102	104.34	1.30
南甲子園	80	109	136.3%	132	139.12	1.28
安井	80	56	70.0%	86	87.48	1.56
北夙川	60	75	125.0%	110	115.86	1.54
樋ノ口	60	60	100.0%	87	90.05	1.50
鳴尾	60	28	46.7%	73	74.34	2.66
鳴尾北	120	101	84.2%	148	151.60	1.50
高木	60	84	140.0%	73	75.36	0.90
段上	60	55	91.7%	67	68.32	1.24
津門	120	93	77.5%	141	144.88	1.56
用海	100	88	88.0%	128	132.54	1.51
広田	100	86	86.0%	140	145.74	1.69
神原	60	48	80.0%	72	73.70	1.54
瓦木	40	43	107.5%	55	56.70	1.32
平木	60	32	53.3%	68	69.30	2.17
浜脇	160	133	83.1%	190	195.10	1.47
上ヶ原	80	102	127.5%	102	104.34	1.02
高須西	60	33	55.0%	68	69.66	2.11
今津	60	48	80.0%	65	65.74	1.37
段上西	60	61	101.7%	72	73.71	1.21
深津	60	42	70.0%	72	73.83	1.76
甲陽園	60	71	118.3%	71	72.87	1.03
夙川	60	53	88.3%	71	72.87	1.37
高須	120	71	59.2%	146	149.52	2.11
大社	80	51	63.8%	94	96.20	1.89
北六甲	60	50	83.3%	76	77.76	1.56
生瀬	40	45	112.5%	52	53.95	1.20
山口	60	40	66.7%	83	86.11	2.15
東山台	40	25	62.5%	51	53.02	2.12
西宮浜	120	77	64.2%	153	156.51	2.03
苦楽園	40	41	102.5%	51	52.17	1.27
合計	2,920	2,521	86.3%	3,713	3,823.82	

最大受入人数 = (育成室面積 - 定員数 × 1㎡) ÷ 1.1㎡ + 定員数

高木育成センターについては、受入児童数が最大受入人数を超過しているが、小学校の余裕教室を一部使用している。

「一人当たり面積」欄に色を付しているのは、児童1人当たりの育成室面積が、厚生労働省が策定している「放課後児童クラブガイドラインについて」で望ましいとされている1.65㎡に満たない施設である(27施設)。

一人当たり面積 = 育成室面積 ÷ 在籍児童数

各年度の待機児童数は以下のとおりである。保育所と異なり育成センターについては深刻な待機児童が発生している状況にはない（なお、平成22年5月1日時点で発生していた待機児童7名についても、外部監査実施時点では解消されていた）。

【育成センター待機児童数（毎年5月1日現在）】

年度	育成センター名称	待機児童数(人)
平成18年度	今津	3
	生瀬	5
	西宮浜	4
	年度計	12
平成19年度	香櫨園	7
	段上	2
	神原	5
	上ヶ原	3
	今津	5
	年度計	22
平成20年度	なし	
	年度計	0
平成21年度	瓦林	2
	甲陽園	5
	年度計	7
平成22年度	瓦林	1
	上ヶ原	6
	年度計	7

4. 事業費等の推移

【留守家庭児童育成センター管理運営事業】

(単位:千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費	-	3,727	3,680
補助金	1,108	-	-
委託料	674,065	705,824	739,185
その他	13,995	9,184	4,240
合計	689,168	718,735	747,105
ア 財源(国、県支出金)	54,288	65,865	85,481
イ 財源(地方債)	-	-	-
ウ 財源(使用料、手数料)	167,274	171,560	187,550
エ 財源(一般財源)	467,606	481,310	474,074
オ 財源(その他)	-	-	-
合計	689,168	718,735	747,105

児童数	2,449人	2,530人	2,436人
児童一人当たり事業費	281	284	307
児童一人当たり一般財源負担額	191	190	195
児童一人当たり受益者負担額	68	68	77
受益者負担割合	24.3%	23.9%	25.1%

育成センターへの入所を希望する児童の増加に応じて施設整備を進めているため、委託料（大部分を指定管理料が占めている）は毎年増加の一端を辿っている。なお、平成22年度の児童一人当たり受益者負担額が増加しているのは、同年から延長制度を導入したことによるものである。

平成22年度における育成センターに係る収支状況を運営主体別にとりまとめたのが下表である。受入児童数の観点からみると、定員充足率はいずれも8割程度であり、運営主体によって大きな差はない。

これに対し、配置されている指導員の観点からみると西宮市社会福祉協議会と神戸YMCAとで大きな差が生じている。具体的には、常勤指導員1人が受け持つ児童数について、西宮市社会福祉協議会は公募・非公募とも約18人であるのに対し、神戸YMCAは21.8人となっている。

また、常勤指導員及び非常勤指導員それぞれの一人当たり人件費についても、公募・非公募ともに西宮市社会福祉協議会のほうが高額となっている。

【育成センターに係る収支状況等】

(単位:千円、人)

	西宮市社会福祉協議会 (非公募・32施設)	西宮市社会福祉協議会 (公募・6施設)	神戸YMCA (公募・2施設)
市委託料 ¹	562,743	107,415	68,852
雑収入	13	-	-
収入合計	562,756	107,415	68,852
給料	167,085	32,667	21,336
職員手当	116,293	22,812	1,438
法定福利費	40,395	7,973	2,714
嘱託退職手当積立金	9,244	1,776	-
非常勤職員賃金	155,621	28,430	14,120
退職金	1,581	-	-
人件費小計	490,219	93,657	39,609
事業費	36,043	5,052	3,249
事務局経費	36,493	-	18,139
支出合計	562,756	98,709	60,996
収支差引	-	8,706	7,856
定員数	2,160	420	260
在籍児童数(平成22年4月1日) ²	1,933	355	222
在籍児童数(平成23年3月31日)	1,812	337	213
平均在籍児童数(平成22年度)	1,873	346	218
定員充足率(÷)	86.7%	82.4%	83.7%
常勤指導員数 ³	101	19	10
非常勤指導員数	46	8	5
加配臨時指導員数	12	1	5
非常勤職員年間総労働時間 ⁴	122,469	-	13,954
常勤指導員一人当たり人件費 =(+ +) ÷	3,206	3,340	2,549
非常勤指導員一時間当たり人件費(円) ⁴ = ÷	1,503	-	1,012
常勤指導員一人当たり児童数 = ÷	18.5	18.2	21.8
非常勤指導員一人当たり児童数 = ÷	40.7	43.3	43.6

1 当表の委託料739,010千円(562,743千円+107,415千円+68,852千円)と事業費等の推移にある委託料739,185千円の差は育成料口座振替などに係る委託料である。

2 神戸YMCAの在籍児童数は平成22年4月30日時点のものである。

3 各指定管理者より提出された事業報告書より転記した。

4 社会福祉協議会については、公募・非公募を合算した数値を記載している。

5 . 西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)における今後の方向性

基本目標 3 : 子育てと仕事の両立を支えるまちづくり

事業名	内容	方向性	担当課
留守家庭児童育成センター待機児童の解消	留守家庭児童育成センターの待機児童等を解消するため、施設の新・増築等を行う。	拡充	児童・母子支援 G
留守家庭児童育成センター利用時間の延長	留守家庭児童育成センターの開所時間(開始・終了)の延長に向けた取り組みを進める。	拡充	児童・母子支援 G
留守家庭児童育成センター環境整備事業	施設の老朽化や障害児受け入れに伴うバリアフリー化に対応するため、環境整備を行う。	新規実施	児童・母子支援 G

(出所：西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)平成 22 年)

(注：担当課は平成 23 年度現在の担当課を記載している)

(2) 監査の結果及び意見

1 . 常勤指導員の配置に関する要綱を遵守すべき(結果)

神戸 YMCA は指定管理者として浜脇育成センター及び用海育成センターの管理運営を行っている。前述の「育成センターに係る収支状況等」に記載しているとおり、神戸 YMCA が当該 2 育成センターに配置している指導員は常勤・非常勤ともに 10 名となっている。これを当該 2 育成センターに在籍する児童数との関係でみると、常勤指導員一人当たりの児童数は 21.8 人、非常勤指導員一人当たりの児童数は 43.6 人となり、西宮市社会福祉協議会と比較すると常勤指導員の配置が少ないことが分かる(西宮市社会福祉協議会についてみると、常勤指導員一人当たりの在籍児童数は非公募が 18.5 人、公募が 18.2 人である)。

西宮市によると、神戸 YMCA は常勤指導員の配置を少なくする一方で非常勤指導員を手厚く配置することにより、児童にきめ細かく対応する方針を採用しているとのことであった(常勤指導員と非常勤指導員を合わせた指導員一人当たりの在籍児童数をみると、神戸 YMCA の 10.9 人に対し、西宮市社会福祉協議会は非公募が 12.7 人、公募が 12.8 人となっている)。

しかしながら、西宮市留守家庭児童育成センターの設置運営に関する事務取扱要綱第 14 条第 1 項によると、定員 40 人の育成センターには常勤指導員を 2 名、定員 60 名の育成センターには常勤指導員を 3 名配置することとされている(ただし、定員 60 名の育成センターであっても利用児童が 45 人未満の場合は常勤指導員 2 名)。これを神戸 YMCA が管理運営する 2 育成センターにあてはめると 13 名の常勤指導員の配置が必要であり、事務取扱要綱と乖離が生じていた。

運営主体の経営方針などにより配置人数に差異が生じることは必ずしも否定されるべきものではないが、最低限市が作成している要綱に準拠した配置を行わせるべきである。なお、西宮市から神戸 YMCA に指導を行い、平

成 23 年度からは 13 人の常勤指導員が配置されているとのことである。

2 . 滞納育成料の回収管理を徹底すべき（意見）

「(1) 3 . 事業内容」に記載したとおり、育成センターの育成料は児童一人当たり月額 8,200 円であり、延長に係る追加料金は月額 3,000 円である（月中で利用を中止しても日割計算による精算は行われない）。平成 23 年 3 月 31 日現在の育成料滞納状況は以下のとおりである。

【育成センター育成料の滞納状況】

(単位:千円)

年度区分	滞納額	滞納者数(世帯)	1世帯当たり滞納額
平成18年度分	993	56	
平成19年度分	1,530	75	
平成20年度分	1,509	82	
平成21年度分	2,871	123	
平成22年度分	2,809	128	
計	9,712	464	21

単純に算出した一世帯当たり滞納額は 21 千円であり、もっとも高額の場合で滞納額は 98 千円である。西宮市によると、徴収体制が不十分であったことなどの理由から納付指導・滞納対策が十分に行われていなかったとのことである。

利用者の公平性を確保するためにも、今後は納付指導・滞納対策を徹底する必要がある。なお、必要があれば仕様書を改訂するなどしたうえで、指定管理者が各センターに配置している施設管理者の協力を仰ぐことも検討すべきである。

3 . 留守家庭児童育成センターにおける環境を改善すべき（意見）

育成センターは就労や疾病等を原因として保護者等による適切な育成が困難な小学校低学年の児童に対し、指導員が親代わりとなって「生活の場」を与えるものである。このような施設の設置目的からすれば、可能な限り「生活の場」にふさわしい環境を整備する必要がある。

厚生労働省が策定している「放課後児童クラブガイドラインについて」によると、「子どもが生活するスペースについては児童一人当たり概ね 1.65 m²以上の面積を確保することが望ましい」とされている。この点について西宮市の現状をみると、40 箇所ある育成センターのうち平成 22 年 5 月 1 日時点で 27 のセンターがこれに満たない状態にある。特に最大受入人数を受け入れている瓦林育成センター、高木育成センター、上ヶ原育成セ

ンター及び甲陽園育成センターの4箇所については児童一人当たりの育成室面積が1.1㎡を下回る状態となっている。いかに小学校低学年といえども、これでは十分な広さがあるとは言い難い。指定管理者として育成センター38施設の管理運営を行う西宮市社会福祉協議会が平成23年3月に実施した利用者調査においても、「部屋の広さ」に対する改善要望が最も多かったとのことである。

西宮市によると「待機児童の解消を優先課題としており、待機児童が見込まれるセンターについて計画的に施設整備を行えるよう取り組んでいる」とのことである。確かに待機児童の解消は重要な課題であるが、必ずしも良好とは言い切れない環境の改善についても早急に取り組むべきである（環境改善のために施設数を増やすにあたっては、運営主体や開設場所の多様化を検討する必要がある。なお、上記4箇所のうち2箇所については、センターの増設により、改善される見込みとのことである）。

4. 留守家庭児童育成センターにおける指定管理者の公募対象施設の範囲を引き続き拡大すべき（意見）

「(1)2.施設概要」にも記載したとおり、育成センターの管理運営は指定管理者が行うこととされている（西宮市留守家庭児童育成センター条例第11条）。ここで、市内に40箇所あるすべての育成センターに指定管理者が選定されているものの、包括外部監査開始時点で公募によって指定管理者が選定されたのは8施設にとどまっている（その後、平成23年8月29日に4施設の指定管理者が追加で募集されている）。

そもそも指定管理者制度の趣旨は、「民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成する」ことにある。指定管理者の選定は経済的理由のみで決定すべきものではなく、また、仮に指定管理者を公募しても適当な事業者の応募が得られない可能性もある。しかしながら、育成センターの管理運営に必要なノウハウ等は各施設で基本的に同じであると思われるため、40施設の一部についてのみ指定管理者を公募し、残りの施設について指定管理者を公募しないのであれば、それなりの理由が必要である。

多くの施設が非公募となっている理由としては、指定管理者制度導入前から育成センターの管理を受託していた西宮市社会福祉協議会が雇用している指導員の雇用問題に配慮しているとのことであった（2年毎に4施設ずつ公募対象施設を拡大している）。確かに、地域独自で立ち上げた学童保育所の管理運営を市の方針として社会福祉協議会に集約し、これまで委託してきた経緯からすれば、社会福祉協議会指導員の雇用継続に一定の配慮

を行う必要性も否定できない。ただし、そもそも指定管理者制度を導入した趣旨に鑑みると、指定管理者の選定はあくまでも公募が原則であるため、引き続き公募対象とする施設の範囲を順次拡大していくべきである。

5. 放課後児童健全育成事業の実施主体を多様化すべき（意見）

市内に 40 箇所ある育成センターのうち、複数の施設を有しているセンターが 16 施設ある。これらは、育成センターへの入所を希望する児童の増加に対応すべく、西宮市が施設の増設を重ねた結果によるものである。

【育成センターの施設数(平成22年4月1日現在)】

No.	名称	施設数	No.	名称	施設数	No.	名称	施設数	No.	名称	施設数
1	鳴尾東	1	11	南甲子園	2	21	甲陽園	1	31	広田	2
2	甲子園浜	2	12	安井	2	22	夙川	1	32	神原	1
3	香櫨園	2	13	北夙川	1	23	高須	2	33	瓦木	1
4	春風	2	14	樋ノ口	1	24	大社	2	34	浜脇	3
5	瓦林	1	15	鳴尾	1	25	北六甲	1	35	上ヶ原	2
6	上ヶ原南	1	16	鳴尾北	2	26	生瀬	1	36	今津	1
7	上甲子園	2	17	高木	1	27	山口	1	37	段上西	1
8	名塩	1	18	段上	1	28	東山台	1	38	深津	1
9	小松	1	19	津門	2	29	西宮浜	3	39	平木	1
10	甲東	2	20	用海	2	30	苔楽園	1	40	高須西	1

このうち、上甲子園育成センターと西宮浜育成センターについては希望者が定員に満たなかったため、平成 22 年度においてそれぞれ施設の一部が利用されていない（上甲子園育成センターについては平成 23 年度において育成センターとして利用されている。これに対し、西宮浜育成センターについては平成 23 年度も利用されておらず、平成 23 年 5 月 1 日付けで西宮市が作成した児童数推計一覧によると今後も児童数の減少が見込まれているため育成センターとしての利用は想定されない状況にある）。

西宮市によると、将来的にも育成センターとしての利用が見込まれない施設については他用途への転用を検討していくとのことであった。しかしながら、健康福祉局が所管する施設への転用であれば保育ルームや児童館としての活用が想定されるが、そもそも転用を検討する小学校区は将来的な児童数の減少が見込まれるため、それらは長期的な観点からすると必ずしも合理的な転用案であるとは思われない。

現在はすべての育成センターの施設を西宮市が建設しているが（空き教室を利用している平木育成センターを除く）、そもそも西宮市のいずれの地域で児童が増加するかは多分に流動的であり、そのすべてに西宮市が育成センターの増設という形で対応することが本当に望ましいのか検討の余地がある。

【学童保育の開設場所(平成22年5月1日現在)】

開設場所	箇所数	割合	備考
学校施設内	10,044	50.9%	余裕教室(5,171か所)、学校敷地内の独立専用施設(3,961か所)、校舎内の学童保育専用施設(435か所)、その他の学校施設(477か所)
児童館内	2,703	13.7%	
学童保育専用施設	1,558	7.9%	学校外にある独立専用施設
その他の公的施設	1,932	9.8%	公民館内(540か所)、公立保育園内(149か所)、公立幼稚園内(189か所)、その他の公的施設(1,054か所)
法人等の施設	1,286	6.5%	私立保育園や社会福祉法人の施設内
民家・アパート	1,301	6.6%	父母会等が借りたアパート・借家など
その他	920	4.6%	自治会集会所・寺社など
合計	19,744	100.0%	

出所:学童保育の実施状況調査結果(全国学童保育連絡協議会)

上記調査結果によれば、市町村以外の主体によって運営されている学童保育も少なくない。むろん、行政以外の主体が学童保育を運営するには補助金の交付などが必要となる。しかしながら、将来的には子どもの数が減少することが見込まれる中で、放課後児童健全育成事業を西宮市だけで実施していくことは必ずしも合理的ではない。仮に西宮市のみで待機児童の解消に対応しようとした場合には、以下のような不都合が生じることが想定される。

西宮市のみで待機児童解消に対応する場合に考えられる不都合

・小学校の敷地内に施設を増設した場合、児童が利用できる校庭が狭くなる
・小学校外に施設を建設する場合、用地の確保が容易ではないため時間がかかり、待機児童を機動的に解消できない
・(特に小学校の敷地内に建設した)施設が育成センターとして不要となっても他の用途への転用が容易ではない
・市が施設をもつことによるコストが発生する(維持管理、建替えなど)

西宮市においてはすべての小学校区に1つ以上の育成センターを設置しているため、最低限行政として実施すべき責務は果たしているとも考えられる。そこで吸収しきれない保護者のニーズに応えるにあたっては、上記「学童保育の運営主体」で記載しているとおり、学童保育を利用したいと考えている父母をはじめとする各種ボランティア、児童福祉に係る各種社会福祉法人や民間企業など、地域にあるさまざまな資源を有効に活用すべきである(運営主体を多様化すれば開設場所も多様化される)。なお、運営主体の多様化は、地域社会で将来世代を育成するという「子育ての社会化」の考え方にも沿うものである。

6. 放課後児童健全育成事業の開設場所を多様化すべき（意見）

前述の「育成センター一覧」に記載しているとおり、西宮市の育成センターはそのほとんどが小学校の敷地内に独立の建屋を建設するという方式で設置されている。これは、育成センターに通う児童の安全を考慮したことによるものであるが、西宮市では今後も小学校の敷地内に育成センターを建設する予定があるとのことであった。

しかしながら、いったん建屋を建設するとそれを維持するために一定のコストが発生し、育成センターとして使用見込みがなくなった場合にも当該建屋を他の用途に転用することが容易ではない。将来的には子供の数が減少することが見込まれていることも考えると、既設の建屋がいっぱいになったからといって次の建屋を建設するのではなく、小学校の余裕教室など既存の施設を育成センターに転用することをまずは検討すべきである。

全国学童保育連絡協議会の調査結果によると、全国的には学校外にある学童保育施設も少なくない。児童の安全に最大限配慮することは当然であるが、待機児童解消の緊急性、小学校の敷地内に用地を確保できる可能性とそこから生じる不都合（児童が利用できる校庭が狭くなる、など）、施設の建設維持に係るコスト、育成センターとして利用する将来的な見通しなどを総合的に勘案し、学校の内外を問わず、まずは既存の施設を育成センターとして利用することを検討すべきである。なお、開設場所の多様化にあたっては、運営主体の多様化も併せて検討することにより、それらが持つ施設の活用可能性も検討すべきである。

【学童保育の開設場所（平成22年5月1日現在）】

開設場所	箇所数	割合	備考
学校施設内	10,044	50.9%	余裕教室(5,171か所)、学校敷地内の独立専用施設(3,961か所)、校舎内の学童保育専用施設(435か所)、その他の学校施設(477か所)
児童館内	2,703	13.7%	
学童保育専用施設	1,558	7.9%	学校外にある独立専用施設
その他の公的施設	1,932	9.8%	公民館内(540か所)、公立保育園内(149か所)、公立幼稚園内(189か所)、その他の公的施設(1,054か所)
法人等の施設	1,286	6.5%	私立保育園や社会福祉法人の施設内
民家・アパート	1,301	6.6%	父母会等が借りたアパート・借家など
その他	920	4.6%	自治会集会所・寺社など
合計	19,744	100.0%	

出所：学童保育の実施状況調査結果（全国学童保育連絡協議会）

【 5 】 母子生活支援施設関連事業

(1) 概要

1 . 設置目的

母子生活支援施設とは、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（児童福祉法第 38 条）」を目的とする児童福祉施設である。都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、「それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない（児童福祉法第 23 条第 1 項）」とされており、これに基づき西宮市では西宮市立児童福祉施設条例第 2 条で母子支援生活施設を設置することを定めている。

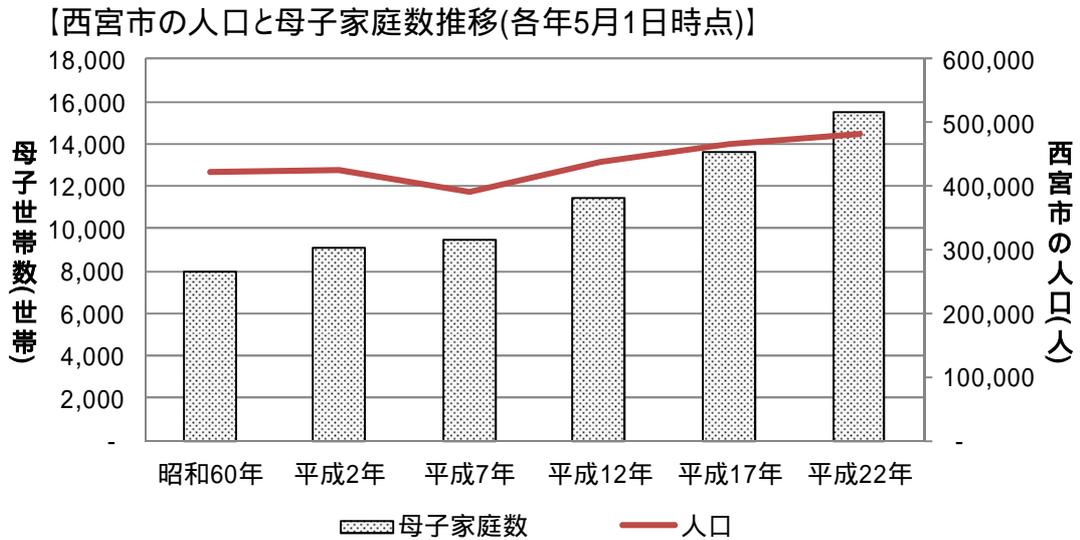
2 . 施設概要

西宮市立児童福祉施設条例第 10 条によると母子生活支援施設の管理は指定管理者が行うこととされており、平成 18 年度から社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団が指定管理者として施設の管理運営を行っている。ただし、指定管理者が母子生活支援施設において行う業務の範囲は、(1)児童福祉法第 38 条に規定する目的を達成するために市長が必要と認める業務、(2)母子生活支援施設の施設及び設備の維持管理を行うこと、(3)そのほか母子生活支援施設設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務、に限定されており（西宮市立児童福祉施設条例第 11 条）、入所決定等については要保護者に対する後見の見地から西宮市の担当者が実施している（西宮市助産施設及び母子生活支援施設入所規則(昭和 62 年 3 月 31 日西宮市規則第 79 号)）。

3 . 事業内容

西宮市における母子家庭の推移

西宮市では、阪神・淡路大震災発生年度である平成 7 年を除き、西宮市全体の人口の増加とともに年々母子家庭も増加している。



(出所：西宮市国勢調査)

入居世帯数及び入退所者数

西宮市児童福祉施設条例施行規則第3条及び児童福祉法第23条によれば母子生活支援施設に入所できるのは、18歳未満の子どもを養育しており住宅・生活・養育等の不安を抱える母子とされている。

母子生活支援施設は、現在市内1箇所に施設が設けられており、平成18年度から22年度までの各年度末時点の入所世帯数等は以下のとおりである。

【年度別世帯数及び入退所者数(定員24世帯)】

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	
年度当初在籍世帯数(人数)	22(55)	22(51)	19(42)	21(49)	20(45)	
年度途中入所世帯数(人数)	12(28)	3(8)	11(28)	6(13)	5(12)	
年度途中退所世帯数(人数)	12(32)	6(17)	9(21)	7(17)	12(26)	
年度末在籍世帯数(人数)	22(51)	19(42)	21(49)	20(45)	13(31)	
年度当初の子の数	男子	18	15	13	17	14
	女子	15	14	10	11	11
	合計	33	29	23	28	25

入所者の入所理由

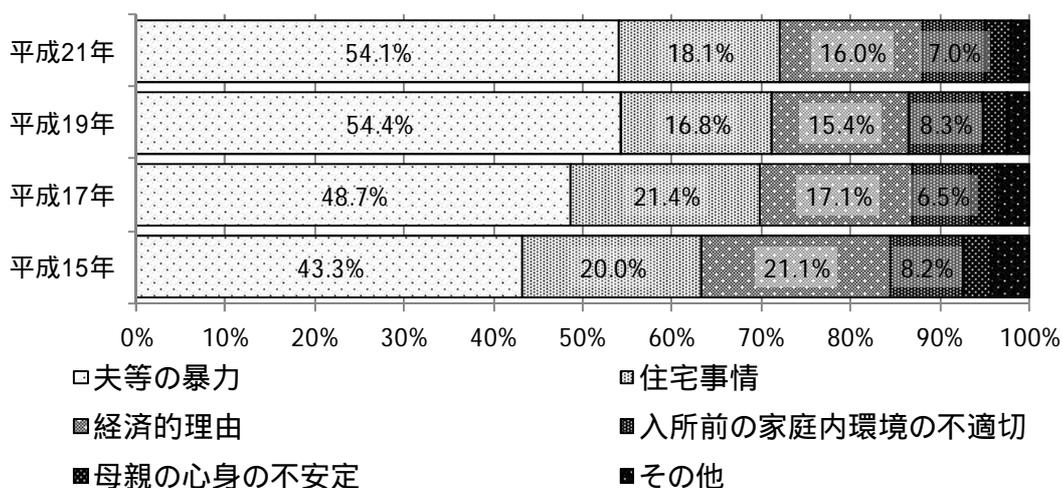
西宮市の母子生活支援施設入所者の入所理由は以下のとおりである。配偶者からの暴力被害にあっている要保護者をその生活地域から遠ざけるために他団体からの要請に基づいて入所させている「他市受入」を除くと、すべての入居者が「住宅事情」を理由とするものであった。

【平成22年度未入所世帯13世帯の入所理由】

夫等の暴力	住宅事情	経済的理由	入所前の家庭内環境の不適切	母親の心身の不安定	その他	他市受入
-	7	-	-	-	-	6

なお、全国の母子生活支援施設の入所者の入所理由は以下のとおりであり、平成 21 年度の入所理由は「夫等の暴力」によるものが 54.1%と過半数を占め、次いで「住宅事情」「経済的理由」であった。

【全国の母子生活支援施設の入所理由】



(出所：平成 21 年母子家庭等の対策の実施状況 厚生労働省ホームページより抜粋)

4. 事業費等の推移

【母子生活支援施設管理運営事業】

(単位:千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費	-	-	-
補助金	-	-	-
委託料	56,770	54,217	57,935
その他	21,373	26,619	24,913
合計	78,143	80,836	82,848
ア 財源(国支出金)	23,134	25,042	23,538
イ 財源(地方債)	-	-	-
ウ 財源(使用料、手数料)	20,831	17,420	18,166
エ 財源(一般財源)	34,178	38,374	41,144
オ 財源(その他)	-	-	-
合計	78,143	80,836	82,848

利用世帯数	21世帯	20世帯	13世帯
一世帯当たり事業費	2,703	2,830	4,610
一世帯当たり一般財源負担額	1,628	1,919	3,165
一世帯当たり受益者負担額	16	120	158
受益者負担割合	0.6%	4.2%	3.4%

経費の「その他」には他団体への入所委託に係る保護費負担金が含まれている(平成20年度:21,373千円、平成21年度:24,232千円、平成22年度:22,914千円)

「財源(使用料、手数料)」には他団体からの入所受託に係る保護費負担金が含まれている(平成20年度:20,496千円、平成21年度:15,026千円、平成22年度:16,118千円)

中核市への移行に伴い平成20年度以降は国からの補助金のみとなっている。

一世帯当たり事業費、一世帯当たり受益者負担額及び受益者負担割合については、他団体との間で行われる入所委託及び入所受託に係る保護費負担金を控除している。

5. 西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)における今後の方向性

基本目標6:子どもの権利と安全を守るまちづくり

事業名	内容	方向性	担当課
母子生活支援施設	住まいに困窮した母子が自立した生活に移行できるよう相談に応じ、生活全般にわたる支援と助言指導を行う。	拡充	児童・母子支援G

(出所:西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)平成22年)

(注:担当課は平成23年度現在の担当課を記載している)

(2) 監査の結果及び意見

1. 母子生活支援施設のあり方を検討すべき(意見)

前述の「入居世帯数及び入退所者数」に記載しているとおり、母子生活支援施設の入所世帯は次第に減少している(平成22年度末時点での入所世帯は13世帯であるが、夫等の暴力を原因とした他市からの要請に基づく入所が6世帯あるため、入所世帯のうち西宮市民は7世帯となっている)。西宮市によれば、入所世帯が減少している理由は、施設の老朽化、トイレ・風呂が共同、門限がある等の規則が理由で入所を断る方が増えていることや、「寮」のような形で生活するということが、現代の世相になじまないことも原因として考えられる、とのことであった。

入所世帯が減少しても施設の維持には一定のコストがかかるため、平成22年度の入所世帯一世帯当たりの事業費は4,610千円となっており、決して少ないとはいえない公費が投入されている状況にある。

ここで、平成22年度末時点で母子生活支援施設に入所している世帯の入所理由をみると、すべてが「住宅事情」となっている(夫等からの暴力被害を避けるための他市受入を除く7世帯)。他方、市内には、市民等に賃貸し又は転貸するために市が建設、買取り又は借上げを行った市営住宅が存在している。このため、住宅に困窮している母子世帯については市営住宅で受け入れることも可能であると思われる。

現在の施設は老朽化が進んでいるため、今後も母子生活支援施設を維持するのであれば近い将来に建替え若しくは別の施設への移転が必要となる。母子生活支援施設を廃止するとしても施設の取壊しなど一時的にはコストの発生が想定されるが、当該施設の将来的な必要性なども十分考慮し、廃止を含めた施設のあり方を検討すべきである。

【6】母子寡婦福祉資金貸付事業

(1) 概要

1. 制度趣旨

母子寡婦福祉資金貸付事業とは、母子及び寡婦福祉法第13条から16条に基づき、母子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的とした貸付制度である。対象者は母子家庭の母、母子家庭の母が扶養する児童、父母のない児童、寡婦及び寡婦が扶養する児童等である。

西宮市は平成20年度から中核市となったため、兵庫県より事務移管を受けて同年より貸付を行っている。当該貸付制度は母子福祉資金と寡婦福祉資金からなり、現在は12種類の資金貸付制度により構成されている。なお、利子の有無や償還期間等の貸付条件はそれぞれの資金貸付制度により異なっている。

【母子福祉資金・寡婦福祉資金一覧】

資金名	資金用途
就学支度資金	高校・大学等の入学に必要な資金
修学資金	高校・大学等の修学に必要な資金
就職支度資金	就職するために直接必要な資金
修業資金	就職に必要な技能・知識を子どもが修得するために必要な資金
住宅資金	住宅の補修(増築・改築)に必要な資金
転宅資金	転居に必要な資金
医療介護資金	医療または介護を受けるために必要な資金
技能習得資金	知能技能を習得するために必要な資金
生活資金	技能習得、医療・介護を受ける間の生活に必要な資金
	母子家庭になって7年未満の世帯の生活に必要な資金
	失業期間中の生活に必要な資金
結婚資金	子どもの結婚に必要な資金
事業開始資金	事業を開始するために必要な資金
事業継続資金	事業を続けるために必要な資金

2. 事業内容

平成22年度末時点における母子寡婦福祉資金貸付金残高は次のとおりである(兵庫県から承継した貸付金に係る残高については、個々に内訳を把握してはいるものの、システムによる抽出機能が限定されているため貸付種別の件数や金額を把握できていない)。なお、償還期間は各資金によって異なるが、5年から20年と長期間にわたっているため、単年度当たりの貸付金額と比べ、貸付残高は多額になる。

(単位：千円)

内訳	件数	貸付金額
兵庫県から承継	375	193,468
就学支度資金	9	3,143
修学資金	8	7,080
転宅資金	4	725
技能習得資金	1	400
事業継続資金	1	600
合計	398	205,415

平成 20 年の事務移譲後、直近 3 年間の貸付状況は以下のとおりである。貸付実績があるのは就学支度資金、修学資金、転宅資金、技能習得資金、事業継続資金のみである。

【平成20年度から22年度の母子寡婦福祉資金貸付実績】

(単位：千円)

年度	平成20年		平成21年		平成22年	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
就学支度資金	1	410	6	2,073	2	660
修学資金	6	3,540	7	3,506	8	4,222
就職支度資金	-	-	-	-	-	-
修業資金	-	-	-	-	-	-
住宅資金	-	-	-	-	-	-
転宅資金	-	-	2	477	2	473
医療介護資金	-	-	-	-	-	-
技能習得資金	1	200	1	200	-	-
生活資金	-	-	-	-	-	-
結婚資金	-	-	-	-	-	-
事業開始資金	-	-	-	-	-	-
事業継続資金	-	-	1	700	-	-
合計	8	4,150	17	6,956	12	5,355

平成 22 年度末時点における滞納件数及び滞納額は次のとおりである。なお、平成 20 年度以前の区分に記載している滞納額はすべて兵庫県から承継したものである（中核市への移行に伴い平成 20 年度から西宮市で貸付を実施しているが、当該年度中に貸付けた資金については据置期間中で滞納が発生していないため）。

【平成22年度末時点における滞納件数等】

(単位：千円)

年度	平成20年度以前		平成21年		平成22年		合計	
	滞納件数	滞納額	滞納件数	滞納額	滞納件数	滞納額	滞納件数	滞納額
就学支度資金	34	3,435	17	278	22	140	73	3,853
修学資金	65	18,243	38	2,202	49	2,758	152	23,202
就職支度資金	-	-	-	-	-	-	-	-
修業資金	1	108	-	-	-	-	1	108
住宅資金	1	700	-	-	-	-	1	700
転宅資金	1	265	-	-	-	-	1	265
医療介護資金	-	-	-	-	-	-	-	-
技能習得資金	-	-	-	-	-	-	-	-
生活資金	-	-	-	-	-	-	-	-
結婚資金	-	-	-	-	-	-	-	-
事業開始資金	8	6,580	-	-	-	-	8	6,580
事業継続資金	1	8	-	-	-	-	1	8
合計	111	29,338	55	2,480	71	2,897	237	34,716

3. 西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)における今後の方向性

基本目標6：子どもの権利と安全を守るまちづくり

事業名	内容	方向性	担当課
母子寡婦福祉資金貸付	母子寡婦福祉資金(相談・書類受付・連絡調整・決定後の事務処理)を行う。	継続	児童・母子支援G

(出所：西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)平成22年)

(注：担当課は平成23年度現在の担当課を記載している)

(2) 監査の結果及び意見

1. 貸付金の管理体制を強化すべき(意見)

中核市への移行に伴って兵庫県から当該事業の移管を受けるにあたり、個々の貸付金毎の償還状況に関する資料は全て引き継がれており、当該貸付金についても全件がデータベース化されている。

ただし、現行のシステムには、最終納付日や資金種別ごとに貸付金を一括抽出する機能がないため、例えば、時効の中断などの措置を講じるに際し、個々の債権の状況確認に相当の時間を要する。

事務処理の正確性や効率性を考慮すれば、システム改修により事務処理の更なる精緻化、迅速化を図り、貸付金に係る債権管理体制を強化することが望まれる。

【 7 】 乳幼児等医療費助成事業

(1) 概要

1 . 制度の概要

乳幼児等医療費助成制度は、福祉医療費助成制度の一つであり、市民福祉の増進を図ることを目的として、兵庫県と県下全市町の共同事業として実施している事業であり、健康保険診療の自己負担額の一部を助成する制度である。

兵庫県下の子どもに対する医療費助成事業は、県の基準制度が定められており、基準制度のもとで取り決めされている範囲の医療費については、県と各市町が費用を負担し、一定の助成を行っている。

これに加えて、各市町は基準部分に独自に上乘せを行い、より手厚い助成を行っている。この上乘せ部分については、それぞれの市町の独自施策として実施されるため、助成にかかる費用は、各市町が単独で負担することとなる。

2 . 西宮市の乳幼児等医療費助成制度の現状

対象者

西宮市に住所登録があり、健康保険に加入している 0 歳児から中学 3 年生。

所得制限

現在、0 歳児については所得制限がない。1 歳児から中学 3 年生までについては所得制限が設けられており、保護者の市町村民税所得割額が 23.5 千円未満の子どもが対象となる。

受給資格申請の流れ

助成を受ける場合は、申請書に記入・押印のうえ、健康保険証を添えて、市役所福祉医療窓口(医療年金グループ)もしくは各支所・サービスセンターに提出する。なお、0 歳児以外の受給申請で、かつ西宮市以外で所得を申告している場合や西宮市に転入した場合には、合わせて「課税(所得)証明書」が必要となる。

所得制限の対象年度が替わるため、受給者証の有効期限は 1 年間であり、毎年 7 月に更新が行われる。

助成金受給の流れ

受給者が兵庫県内の医療機関で診療を受ける場合、健康保険証に受給者証を添えて医療機関の受付に提示すれば、健康保険が適用される費用について、自己負担なしに受診することができる。

ただし、兵庫県外の医療機関での受診及び他府県の国民健康保険に加入している受給者は、上記の流れで受診することが出来ず、いったん自己負担額を医療機関の窓口で支払い、後日申請により助成を受けることとなる。

3．県の制度と西宮市独自の制度の比較と年度別の変遷

西宮市の方針

西宮市では、「第4次西宮市総合計画」における「あんしん・あんぜん」施策の中の一つとして、乳幼児等医療費助成制度の段階的な拡大・拡充を図っている。「子育てするなら西宮」をより実感してもらうための取組の一環として拡大・拡充後の制度を継続している事業である。

一方で、平成21年度から平成23年度にかけては、当該制度の拡大・拡充に並行して、乳幼児等医療費助成制度や老人医療費助成制度を含むすべての福祉医療費助成制度において、受給資格要件の一つである所得制限基準・一部負担金の見直しを行うとともに低所得基準の拡大を実施している。

具体的には次の～で述べるとおりである。

対象者

西宮市では、平成 20 年度までは、兵庫県が定めた対象者のみに対し助成を行うこととし、西宮市独自の対象者の拡大は行っていなかった。しかし、小学 4 年生から中学 3 年生の医療について、平成 21 年度より入院、平成 22 年度からは通院も助成対象としており、西宮市独自で対象年齢の拡大、助成内容の拡充を図っている。

年度	対象者	
	県制度	西宮市制度
平成 18 年度	0 歳～6 歳までの未就学児	県制度と同じ
平成 19 年度		
平成 20 年度		
平成 21 年度	平成 19 年 4 月～ 0 歳児～小学 3 年生 (9 歳まで)	平成 21 年 4 月～ 0 歳児～中学 3 年生まで(小学 4 年生 ～中学 3 年生は入院のみ)
平成 22 年度	平成 22 年 4 月～追加 (子ども医療で小学 4 年生～中学 3 年生の入院のみ対象)	平成 22 年 4 月～追加 (小学 4 年生～中学 3 年生の通院も対 象)(注:子ども医療対象者も乳幼児等医 療で助成)
平成 23 年度	平成 23 年 10 月～追加 (子ども医療で小学 4 年生～小学 6 年生の通院も対象)	平成 22 年度と同じ

所得制限

所得制限については、西宮市の制度と兵庫県が定める制度は概ね同様であり、西宮市独自の制限の緩和はない。

年度	対象者	
	県制度	西宮市制度
平成 18 年度	0 歳児は所得制限無	県制度と同じ
平成 19 年度	保護者(または扶養義務者)の所得が	
平成 20 年度	608 万円未満(扶養 2 人)	
平成 21 年度	0 歳児は所得制限無 平成 21 年 7 月～ 保護者(または扶養義務者)の市町村民 税所得割額 23.5 千円未満(推定所得額	県制度と同じ(但し(経過措置)につ いては小学 4 年生～中学 3 年生も 有)
平成 22 年度	540 万円未満(扶養 2 人)) は 2 年間(平成 23 年 6 月まで)の(経 過措置)	

平成 23 年度	0 歳児は所得制限無 平成 23 年 7 月 ~ 保護者(または扶養義務者)の市町村民 税所得割額 23.5 千円未満(経過措置 終了)	県制度と同じ
----------	--	--------

一部負担金

西宮市では、県の制度と比較し、一部負担金について負担の軽減を図っている。県の制度では、3 ヶ月超の入院の場合及び通院時における同一の医療機関で同一月内の 3 回目以降の通院の場合を除き、いずれの場合も負担金の一部発生することとなっている。一方、西宮市では 0 歳児から 2 歳児の一部負担金を無料としており、さらに平成 22 年 7 月以降は、対象となる 0 歳児から中学 3 年生までの全年齢で無料としている。

年度	一部負担金	
	県制度	西宮市制度
平成 18 年度	通院 1 日 700 円(低所得 500 円)限度で 月 2 回まで/1 ヶ月 1 医療機関 入院 1 割負担/1 ヶ月 1 医療機関 2,800 円限度 (低所得 2,000 円) 連続 4 ヶ月目から無料	
平成 19 年度		
平成 20 年度		
平成 21 年度	平成 21 年 7 月 ~ 通院 1 日 800 円(低所得 600 円)限度で 月 2 回まで/1 ヶ月 1 医療機関 入院 1 割負担/1 ヶ月 1 医療機関 3,200 円限度 (低所得 2,400 円) 連続 4 ヶ月目から無料 (経過措置)(平成 23 年 6 月まで) 通院 1 日 1,200 円限度で月 2 回まで/1 ヶ月 1 医療機関 入院 1 割負担/1 ヶ月 1 医療機関 4,800 円限度 連続 4 ヶ月目から無料	0 歳児 ~ 2 歳児は 無料 3 歳児以上は県 制度と同じ
平成 22 年度	平成 22 年 4 月 ~ 追加 こども医療は入院の自己負担の 1/3 を助成	平成 22 年 7 月 ~ 全年齢無料
平成 23 年度	平成 23 年 10 月 ~ 追加 こども医療で小学 4 年生 ~ 小学 6 年生の通院も自己負担の 1/3 を助成	平成 22 年度に同じ

4. 事業費等の推移

【乳幼児等医療費助成事業】

(単位:千円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
県 制 度	(県負担分)	274,139	351,827	292,341	277,680	302,163
	(市負担分)	274,139	351,827	292,341	277,680	295,614
市単独		167,641	163,053	188,412	206,104	(注1) 816,070
合計(= + +)		715,918	866,707	773,094	761,465	1,413,847
平均受給者数(人)		25,169人	35,173人	35,066人	38,276人	54,148人
件数		419,152件	522,382件	533,164件	525,824件	774,691件
対象人口		32,569人	47,752人	47,716人	75,386人	75,638人
対象人口一人当たり事業費 ÷		21,982円	18,150円	16,202円	(注2) 10,101円	18,692円
上記のうち、市単独事業分 ÷		5,147円	3,415円	3,949円	2,734円	10,789円

1 平成 22 年度の「市単独」欄には、平成 22 年 7 月から実施されている一部負担金無料化により、母子家庭等医療及び障害者医療として負担していた助成額の乳幼児等医療費助成への移行影響金額(約 1 億円)を含んでいる。

2 平成 20 年度から平成 21 年度にかけて、対象人口一人当たり事業費が大きく減少しているが、これは、対象人口には中学 3 年生までを含めているが、小学 4 年生～中学 3 年生は入院時医療費のみの助成となっているためである。

西宮市では、平成 18 年度から平成 20 年度までの期間は、0 歳から 2 歳の乳幼児について一部負担金を西宮市独自で無料としていたため、西宮市単独での負担金額は平均的には 173 百万円程度であった。しかし、平成 21 年度に県行革により一部負担金額が増額したため、無料化に影響を及ぼし、西宮市単独事業の負担額は、前年度と比較して 18 百万円増加している。このうち、入院の医療費助成対象年齢を小学 4 年生から中学 3 年生まで拡大したことによる影響額が 5 百万円含まれている。

さらに、平成 22 年 7 月より 0 歳から 2 歳の乳幼児に加え、3 歳児から中学 3 年生までを、入院・通院ともに無料の対象としたことによる影響により、平成 22 年度の西宮市単独事業の負担金額は平成 21 年度の 206 百万円から平成 22 年度は、816 百万円に大幅に増加している。なお、増加額の中には、平成 22 年 7 月から実施されている一部負担金の無料化により、母子家庭等医療及び障害者医療として負担していた助成額が乳幼児等医療費助成へ移行したことによる影響金額(約 1 億円)を含んでいるため、助成範囲の拡大に伴う実質的な市の負担増加額は 5 億円程度である。

5 . 西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)における今後の展開

基本目標 1 : 地域における子育てを支えるまちづくり

事業名	内容	方向性	担当課
乳幼児等医療費助成	中学 3 年生までの乳幼児等の医療費のうち、健康保険適用分の一部負担金を助成する。小学 4 年生から中学 3 年生については、入院費のみの助成であったが、平成 22 年度からは外来医療費も助成する。	拡充	医療年金 G

(出所 : 西宮市次世代育成支援行動計画 (後期計画) 平成 22 年)

(2) 監査の結果及び意見

1 . 医療費助成制度の助成範囲の見直しを検討すべき (意見)

西宮市では、平成 22 年 7 月より中学 3 年生までの医療費を無料化しており、平成 22 年度における西宮市の乳幼児等医療費の助成額は 1,414 百万円であり、平成 21 年度の事業費 761 百万円の約 1.9 倍である。このうち、平成 22 年度からの助成対象範囲拡大の影響は、7 月以降の 9 ヶ月分であるが、市単独の事業費は前年度と比べて約 5 億円増加している (1)。

1 従前、母子家庭等医療及び障害者医療の市が負担していた助成額が乳幼児等医療に移行した影響を考慮の数値。

ここで、兵庫県下の市町の乳幼児等医療費助成制度における単独事業の状況を見ると、29 市 12 町のうち、洲本市・豊岡市・淡路市を除く 26 市 12 町が市町独自の制度を設け、乳幼児等医療費助成の充実を図っている。具体的には、次のとおりである。

【兵庫県下の市町別単独事業実施状況】

1. 市町単独事業実施(市町単独のみ記載)

(H22.7.1)

(1)対象及び自己負担 (斜体は所得制限緩和との重複市町)

自己負担		なし	一部区分で自己負担なし	あり
対象(市町単)	入院 通院			
中3まで	中3まで	西宮市	三木市 (入院と就学前の通院は負担なし)※1	
		小野市 (中1から中3はH24.3.31までの 時限措置)	佐用町 (就学前まで負担なし(償還払い))	
		福崎町		
	小6まで	明石市 (小学生の通院については市 民税非課税世帯のみ負担なし)※2	篠山市 (入院と3歳の誕生日までの通院 は負担なし、中1から中3は償還 払い)	
			朝来市 (入院と就学前までの通院は負担 なし、小1から小3までの通院は県 と同じ、小4から小6の通院は定 率2割(月限度1万円))	
	小3まで	相生市、赤穂市、西脇市、三田市 加西市、加東市、多可町 新温泉町 (6市2町とも小4から中3は償還払い)		
	就学前まで	伊丹市、たつの市、高砂市、猪名川町 (3市1町とも小4から中3は償還払い)		
		稲美町 (小1から小3の町単部分と小 4から中3は償還払い)		
	5歳未満	宝塚市 (小4から中3は償還払い)※3		
	3歳未満	丹波市 (小4から中3は償還払い)		
1歳未満	神戸市 (小4から中3は償還払い)			
-	太子町 (償還払い)			
小6まで	小6まで		市川町 (通院・入院ともに3歳に達した最 初の3/31まで負担なし。以降は県 の乳幼児等医療と同じ)	宍粟市 (県の乳幼児等医療と同じ負担)
		3歳未満	川西市 (小4から小6は償還払い)	
小3まで	小3まで	加古川市、播磨町		
		就学前まで	南あわじ市 (入院と3歳未満の通院は負担なし、 3歳から就学前の通院は500 円(低300円))	
	3歳未満	尼崎市		
就学前まで	就学前まで	養父市、神河町、上郡町		
5歳未満	5歳未満	香美町		
3歳未満	3歳未満	姫路市、芦屋市		

(2)所得制限

所得制限なし	加古川市(※)、小野市、猪名川町、稲美町、播磨町(※)、新温泉町
所得制限一部なし	姫路市 (3歳の誕生日まで所得制限なし) 明石市 (通院の義務教育就学前(6歳到達年度の年度末)と入院の中3までは所得制限なし、小1から小3の通院については児童手当 特例給付の所得制限に準じる。)

※ 小学4年以上に係る県のこども医療対象部分について、市町単独事業を行っていない。

2. 県と同じ

洲本市、豊岡市、淡路市

(出所：平成 22 年 7 月 1 日 福祉医療制度等実施状況調査 兵庫県医療保険課集計)

平成 22 年 7 月時点において、入院・通院ともに中学校 3 年生まで受給者に自己負担が発生しない市町は、西宮市、小野市、福崎町の 3 市町(平成 23 年 7 月時点では、西宮市、相生市、たつの市、赤穂市、小野市、福崎町の 6 市町)である。平成 22 年度から平成 23 年度にかけて、兵庫県下のほかの市町でも助成対象者の拡大がなされているが、西宮市の乳幼児等医療

費助成は手厚いものとなっている。

西宮市の乳幼児等医療費助成に係る事業費は、平成 22 年度の西宮市の一般財源負担額をみても 11 億円（県制度のもとでの負担額が約 3 億円、市の独自制度部分の負担額が約 8 億円）を上回っており、今回、監査対象とした子育て支援に関する事業費の中でもその割合は小さくはない。

乳幼児等医療費助成については、特に子育て世帯からの要望が多いのは当然のことであるが、少なくとも県の基準制度が定められている中では、西宮市独自の助成対象等の縮小を行ったとしても、医療費の一部を負担することで、医療機関を受診できないというような状況に陥るとは考えにくい。

乳幼児等医療費助成制度は、西宮市のほかの福祉医療費助成制度（老人医療費助成制度、障害者医療費助成制度、母子家庭等医療費助成制度、高齢障害者医療費助成制度）との関係も考慮すべきであるが、子育て支援の視点からみれば、医療費助成のみならず、幅広い分野への支援が求められており、保育所や幼稚園の耐震化に係る事業費等を例にとってもその財政負担は小さくはない。西宮市の財政状況が厳しい状況においては、例えば、中学 3 年生までの無料化の対象年齢の見直しを行う等、医療費の一部について自己負担を求めることにより、市の財政負担の抑制を検討する余地があると考える。

また、医療費の無料化に際しては、過剰受診による市の財政負担を抑制するためにも、医療機関と連携しながら、病気やけがへの予防や対処方法に関する情報を発信する等、適切な受診を促すよう保護者に対する啓発活動を行うことが望まれる。

